

答 一、年十二回 (宇部市)

一、濾砂上に發育する硅藻類並小動物の防禦に付ては同様承はりたし池内の掃除に就ては一定し難しと思料す (尾道市)

一、各地區々に亘るも當市として年内五回行へり (上田市)

一、掃除の回数は定め難し硅藻類並に小動物の防禦方法は研究中 (高崎市)

一、第二十四回の本會議事録川村博士の御講演を熟讀せられたし

池の掃除は源水の水質に依り異り一定し難し

本市は一池平均一年八乃至九回施行す (名古屋市)

一、(五五) 及 (八八) 参照せられたし (大阪市)

一、掃除は年四回乃至六回施行す (高松市)

(六四) 給水使用者方自由ニ止水栓ノ開閉ヲ爲シ能サル様止水栓ニ特種ノ装置ヲ施工ノ方法アラバ承リ

タシ (横須賀市)

答 一、日之出式止水栓使用 (大分市)

一、止水栓に鐵蓋を爲すことの適當ならむかと思料す (仁川府)

一、止水栓の鐵蓋に鍵付のものを使用せり (長崎市)

一、特種の止水栓を設け容易に開閉し得ざるものとす (堺市)

一、止水栓に特種の装置あるものを使用せし事なきも自動鍵付止水鐵蓋を使用し之を防止しおれり (高砂町)

一、當府に於ては止水栓「ボックス」を簡單なる鍵付となしあるも此種の被害尠なし (木浦府)

一、止水栓筐に鍵付のものあり但し銹着の缺點あり (青梅町)

一、本市は自由開閉を許さず故に特殊の装置なし (室蘭市)

一、止水栓蓋に鍵を以て開閉するやう特殊の装置を爲し居れり (門司市)

一、日之出式止水栓鐵管を使用せば稍々效果あらん (福井市)

一、給水使用者には止水栓の開閉を禁じ居り又特種の鍵を有せざれば開閉すること能はず (山形市)

一、既設止水栓の取締には困難を感じつつあるも新設の分に對しては止水栓接斷を嚴重勵行しつ

つあり (尼崎市)

一、未だ装置施工の方法を考案せざるも特殊装置の案出を切望す (宇和島市)

一、止水栓に特殊の装置は研究し居らず但し錠付鐵蓋を採用しつつあり (津市)

一、日之出式止水栓を使用し一時違反皆無なりしも近時違反者一二發見せり (西宮市)

一、止水栓鐵蓋の蓋に鍵付のものを使用す (仙臺市)

一、日之出式自動鍵付止水栓鐵蓋を使用す (廣島市)

一、封緘しては如何 (高松市)

一、日之出式鐵蓋は特殊の鍵を用ひざれば開閉不能なるに依り有效と認め使用中 (別府市)

一、日之出式止水栓鐵蓋を使用せるに自由に止水栓の開閉を爲し得ざるを認む (小倉市)

一、日之出式錠付鐵蓋使用も一方法ならん (米子市)

一、日之出式自動錠付止水栓筐を使用す結果良好なり然して可成長きものを良しとするが如し當

町に於ては十八時のものを使用しつつあり (飯塚町)

(六五) 水道料集金制度ノ他ノ國稅及公課ニ對スル持參納付制度ニ及ボス影響ニ付調査セラレタル處ア

ラバ承リタシ (京城府)

答 一、水道料金持參納付制度は現今の時代に適應せぬ故に集金制度に據るを最も良策と思料す殊に

事業の性質上營業的立場にある水道は他の國稅又は公課の如く持參を強制すべきものに非ず

して電燈瓦斯料金と同様集金制に依るを妥當にして且能率増進上有利なりと思料し本市は之が實現に關し目下調査中なり (東京市)

一、本市は集金制度を採れるが其他は租税公課の納付に影響を認めず (高知市)

一、影響せず (和歌山市、宇和島市)

一、特に調査したることなきも大體の上より之を看るに格別の影響なきものと思料せらる (仙臺市)

一、本市は國税及公課に對し未納整理の爲外勤者十數名をして之に當らしめ居れり水道課に於ても二名の外勤者をして整理せしめあり右の問題の如き事例なし (小倉市)

一、當町に於ては全部集金制に依れるも他の公課金には大なる影響なきが如し (飯塚町)

一、シルベスター止水法效力耐久ニ付テ調査セラレタル處アラバ承リタシ (京城府)

一、シルベスター止水法は經過するに従ひ附着力薄く防水の効果なきものと信ず (仁川府)

一、施工後十三年を経過せるも異狀なし (岡山市)

一、約十六、七年前使用し居れるものもあるも止水は之に基くものか或は其の後水垢に依るものなるや不明なり (滿鐵地方部)

一、鐵管布設工事等ノ場合衛生的見地ヨリノ特別ノ作業ヲ施ス向アラバ其ノ取扱振承リタシ

(六六) 鐵管布設工事等ノ場合衛生的見地ヨリノ特別ノ作業ヲ施ス向アラバ其ノ取扱振承リタシ

說明

鐵管布設替工事後細菌試験成績ニヨレバ水質著シク不良トナリ其ノ儘給水スルコト能ハサルモノアリ之ヲ單ニ放水ニテハ除去スル事能ハズ殊ニ夏季水量不足シ又ハ斷水時間ノ關係上放水ヲ充分ニ行ヒ難キ場合ニ鐵管内水質ノ汚染ヲ防ギ又ハ迅速ニ汚染ヲ除去スル方法ニ付詳細承リタシ (京城府)

承リタシ (京城府)

答

一、特別の作業を施したることなし (高知市、淀橋町)

一、放水をするの外實驗したることなし (宇都宮市、山形市、堺市)

一、鐵管布設工事の場合工を終了後鐵管中に「カルキ」水投入し徐々に満水せしめ放置後暫時放水す (仁川府)

一、本市にては水量に差支へなき爲め充分なる放水を行ふ (姫路市)

一、當府は布設前に於て晒白粉を以て消毒す (平壤府)

一、普通鐵管内部を良く清掃し兩端に木栓を押し充分注意の上布設を行ふものにして衛生的見地より理想的の布設法發見せず (高崎市)

一、鐵管布設に當り衛生的見地より特別の作業はなさざるも布設後通水の結果鐵管防錆劑の溶解等水質に著しき影響あるを以て布設後出來得る限り長日月水を充滿せしめ置き防錆劑の表皮部の脱落後一回排水の上使用することなし居れり (關東廳)

一、實例なし出來得る限り清掃をなす主義にて今日に至り居れり (滿鐵地方部)

一、本市に於ては鐵管を敷設したるときには細菌數が規定數以下になる迄充分排水をなし然る後に給水し居れり (大阪市)

一、種類の作業の意味不明なるも放水に依る外に經驗なし (川崎市)

一、本問題は衛生上重大なるものと考へらるる席上に於て充分討議する必要ありと認む (東京市)

一、大腸菌試験成績ヲ判定標準ニ加ヘラレム事ヲ要望ス

(六八)

說明

上水道濾過膜ノ成熟完全ナルモノハ大腸菌ヲ通過セシムル事ナク又未熟ノ場合ノミ大腸菌ヲ通過セシム又水中ヨリ病原菌檢出ハ困難ナリ此ノ事實ヨリシテ濾過水中ニ大腸菌ノ出現スルコトハ腸系傳染病原菌出現モ亦可能ニシテ斯カル濾過水ハ飲料不適トシテ取扱ヒタシ

答

一、大降雨の際は濾過膜完全なるも濾過水に大腸菌検出することあり故に各地試験成績を承り決定したし (佐世保市)

(京城府)

一、研究を要するものと思料す (宇都宮市)

一、賛成 (宇和島市、名古屋市、仁川府、岡山市、室蘭市、平壤府、山形市、高崎市、松本市、新發田町、長岡市、倉敷市、松江市、門司市、小倉市)

一、當分從來の儘にて可ならむ (長崎市)

一、賛成、魚類と人類との區別を論ぜず大腸菌多ければ注意を要すべきものと信ず (尾道市)

一、同意但現行法に就て各地の成績を先づ承り度し (廣島市)

一、主旨は賛成なるも經費關係にて直ちに實行困難なりと思料す (關東廳)

一、大なる必要を認めず小數なりと雖も水棲菌は所謂完全なる濾膜を通過するものなるに獨り大腸菌のみが通過せぬとの論旨に異論なき能はず大腸菌は水棲菌に比して量的差異こそあれ孰れも其多寡によりて上水の良好の程度を指示するものとし大腸菌の少量は濾水内にも存在可能なりと主張するものなり従て大腸菌を以て上水の飲料適否を云々するとせば其有無に據らず多寡に據る可きを妥當とす(但大腸菌含有の河水を源水とする場合) (大阪市)

一、本市に於ても從來施行したる幾多水道水の細菌検査に於て曾て大腸菌を發見したることなきを以て見るも大腸菌試験成績の判定標準に加ふるも差支なき様に認めらる (鳥取市)

一、事例の稀なることなるも其判定條項を加へ置く可なり (高松市)

(六九) 量水器取付ヨリ破損ニ至ル迄ノ口径別ニ對比シタル耐久力使用年數等承リタシ尙成績表アラバ分與アリタシ (兵庫縣高砂町)

答

一、成績表調製の上追て送付す (佐世保市)

一、目下調査中 (高知市、山形市、高松市)

一、計量制實施後日淺く成績認むべきものなし (宇都宮市、松江市)

一、水壓、水質、設置場所、量水器の種類等により一概に比較し難し (長崎市)

一、左記の通りとす但し乾式圓盤型量水器

口径 二十五耗 二十耗 十三耗
 最長 六二ヶ月 六〇ヶ月 六六ヶ月
 長短 一ヶ月 四ヶ月 一ヶ月 (尾道市)

量水器口径數 (耗)	使用期間 (月)				摘要
	最長	最短	平均	均	
一三	六一	一	一五、二		昭和四年十二月末現在
一六	五六	一	二五、五		
二〇	五九	三	二二、六		
二五	四八	一	一〇、九		
一〇〇	一一	一一	一一、〇		

(福井市)

一、調査しをるも未だ發表するに至らず (滿鐵地方部)

一、別表の通り (本市最近調査せる水量メートル三千四百五十五個成績) (名古屋市)

昭和五年三月末日調 (名古屋市水道部給水課)

第三表

平均	最小	最大	累	一・五	一・〇	一・五	二・〇	二・五	三・〇	三・五	四・〇	四・五	五・〇	五・五	六・〇	六・〇
〃	〃	〃	計	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	計	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一五	一	九三	二一九	七六	三八	四三	一一	一一	一一	一八	六	二	〇	〇	〇	一
六	一	四〇	一四五	一〇〇	二七	一三	〇	〇	二	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇
三一	一	八一	三、〇九一	五五四	三八五	二七六	二〇三	二二六	二四八	二二四	一八五	一五六	二〇一	一八四	一三〇	一一九
二八	一	九三	三、四五五	七三〇	四五〇	三三二	二一四	二三八	二六二	二四五	一九一	一五八	二〇一	一八四	一三〇	一一〇
				二一・一三%	一三・〇二%	九・六一%	六・一九%	六・八九%	七・五八%	七・一二%	五・五三%	四・五七%	五・八一%	五・三二%	三・七六%	三・四七%

第二表

型式	使用年数	平圓盤式		製車單式		製車複式		累計	計	百分率	摘	要
		製	計	製	計	製	計					
式盤圓平	製	八七、六四九	二、八八四	一六一	二二七	一七五	八	三、四五五	四・〇%	但大製品三三六個 特種品四五個控除		
製	製	四、三八二	一七五	三一	七	六	〇	二一九	五・〇%			
製	製	三、九二九	一四七	三一	七	三	〇	一八八	四・八%	大正三年二月		
製	製	四、五三	二八	一	〇	三	一	三一	六・九%	大正五年四月ヨリ使用		
製	製	一、七二〇	一三〇	一五	一	一	一	一四五	一・三%			
製	製	六、七〇〇	一〇七	〇	一	一	一	一〇七	一・六%	昭和三年七月		
製	製	九五〇	二二	〇	一	一	一	二二	二・三%	昭和三年十二月		
製	製	三、七〇〇	一	一	一	一	一	一	〇・三%	昭和四年九月ヨリ使用		
製	製	七、五四七	二、五七九	一一五	二二〇	一六九	八	三、〇九一	四・三%			
製	製	一〇〇	一七	一	一	一	一	一七	一七・〇%	大正十年六月		
製	製	二〇八	七	一	一	〇	一	七	三・四%	大正三年三月		
製	製	二、〇七五	一〇九	一	〇	四	〇	一一三	五・五%	大正十五年七月		
製	製	九、〇七九	三四六	二	四五	一九	〇	四一二	四・六%	昭和二年五月		
製	製	六、〇八五	二、一〇〇	一一三	一七五	一四六	八	二、五四二	四・二%	大正三年十一月ヨリ使用		
製	製	六〇、〇八五	二、一〇〇	一六三	二〇九	一四六	八	二、五四二	四・二%			
製	製	昭和四年末	昭	和	四	年	度	異	狀	數		
製	製	購入總數	一三	一六	二〇	二五	四〇	累計	百分率			

型式	翼車單式	翼車複式	計	百分率	摘要
故障	二二	五二	七二	二一・一%	
漏水	一六	六四八	八八五	二五・六%	
硝子	一五	八五四	九九九	九・九%	
文字盤	〇	三一	三一	九・九%	
ケ1ス	〇	六三	六三	二・四%	
不進行	九	五六九	六〇一	一七・四%	
鉛石ノ爲不動	一九	三二九	四二〇	一二・二%	
指針	九	二七八	二九二	八・二%	
故障ナシ	七〇	三一九	四二二	一二・二%	
累計	一四五	三、〇九一	三、四五五		

一、量水器取付後滿二ヶ年頃より破損したるもの有り又給水開始後滿一七ヶ年を過ぐるも未だ破損せざるものも有(口徑には關係なし) (松本市)

一、成績表を當月發表 (長岡市)

(七〇) 一、量水器使用料金制定ニ關シ適當ナル基準ニ付各地ノ狀況承リタシ(各町別) (兵庫縣高砂町)

- 答 一、十三耗 金參拾錢
- 十六耗 金參拾五錢
- 二十耗 金四拾錢
- 二十五耗 金五拾錢
- 四十耗 金壹圓

- 五十耗 金貳圓
- 七十五耗 金四圓拾錢
- 百耗 金四圓五拾錢 (德島市)
- 一、十三耗三〇錢 十六耗三五錢 二十耗四〇錢 二十五耗四五錢 七十五耗三圓 百耗三・五〇圓 (青梅町)
- 一、本市は十六耗以下の量水器に對しては使用料を徴收せず (高知市)
- 一、二分の一時 金四拾錢
- 八分の五時 金五拾錢
- 四分の三時 金六拾錢
- 一時 金壹圓
- 二時 金貳圓
- 三時 金參圓
- 四時 金四圓
- 六時以下 金五圓
- 一、量水器使用料を徴收せず (大阪市、仁川府、姫路市、西宮市、滿鐵地方部、高松市、若松市、長岡市、京城府、木浦府、東京市)
- 一、内徑 十三耗 無料
- 同 十六耗 一ヶ一ヶ月 金貳拾五錢
- 同 二十耗 同 金參拾錢
- 同 二十五耗 同 金四拾錢
- 同 四十耗 同 金壹圓

同 五十耗 同 金貳圓
 同 七十五耗 同 金貳圓五拾錢
 同 百耗 同 金參圓五拾錢
 同 百貳十五耗 同 金五圓
 同 百五十耗 同 金七圓
 同 二百耗 同 金拾圓
 同 二百五十耗 同 金拾五圓 (岡山市)
 一、一定の基準なく布設當初に口径毎に其の料金を定めたる儘に改正せず今日に至る (室蘭市)

一、量水器耐久力の豫想年數及修繕費等を見積り本市は左の通り規定す

十三耗 貳拾錢 二十耗 參拾五錢
 十六耗 參拾錢 二十五耗 四十五錢 以下略す (福井市)

一、當市に於ては原價の六、七分を基準として月割徴收しつゝあり (上田市)
 一、量水器有效使用期間を平均七ヶ年と假定し購入費、修繕費等を見積り同期間内に完全に回収し得る如き標準に依れり (山形市)

一個	月	.30	1	1.50
1/2	ケ	.35	2	2.00
3/8	ケ	.40	3	3.50
1/4	ケ	.50	4	5.00
3/4	ケ	.70	6	8.00
1 1/4	ケ	1.00	8	
1 1/2	ケ	1.50		
2	ケ	2.00		
3	ケ	3.50		
4	ケ	5.00		
6	ケ	8.00		
8	ケ			

二、二分の一吋 金參拾五錢 (淀橋町)
 八分の五吋 金四拾五錢 四吋 金五圓

四分の三吋 金五拾錢 三吋 金參圓五拾錢 (尼崎市)

一、本市は左の料金を適當と認め制定せり

二分一 參拾錢 八分五 四拾錢 四分三 五拾錢
 一時 六拾錢 一時四分 八拾五錢 一時半 壹圓參拾錢
 二吋 壹圓九拾錢 三吋 貳圓五拾錢 四吋 參圓拾錢
 六吋 參圓八拾錢 八吋 六圓四拾錢 (高知市)

一、十三ミリ、三五〇 五十五ミリ 二、五〇
 十六ミリ、四五〇 七十五ミリ 三、五〇
 二十ミリ、五〇〇 百ミリ 五、〇〇 (津市)

一、本市にては一時無料貸付二吋以上は請求者自己所有に付料金制定なし (廣島市)
 一、量水器使用料 (一ヶ月一個に付)

一、二分の一吋	一ヶ月	十錢
八分の五吋	同	十五錢
四分の三吋	同	二十錢
一時	同	二十六ミリ (堺市) 參拾錢
十三ミリ	(1/2吋)	貳拾錢
二〇ミリ	(3/4吋)	四拾錢
三〇ミリ	(1吋)	七拾錢
五〇ミリ	(1 1/2吋)	貳圓五拾錢
一〇〇ミリ	(4吋)	五圓

十六ミリ (5/8吋) 參拾錢
 二十五ミリ (1吋) 五拾錢
 四十ミリ (1 1/8吋) 八拾錢
 七十五ミリ (3吋) 四圓
 百五十ミリ (5吋) 七圓五拾錢

二〇〇ミリ（8吋）拾圓

一九六
（仙臺市）

一、量水器購入原價に依る（名古屋市）

二、現行 八分の三吋貳拾五錢 二分の一吋參拾錢 八分の五吋參拾五錢 四分の三吋四拾錢
一吋五拾錢（五所川原町）

一、一ヶ月に付左の使用料を徴收す

口徑六吋 五圓 口徑四吋 參圓 口徑三吋 半貳圓五拾錢
同 三吋 貳圓 同 二吋 壹圓五拾錢 同 一吋 五拾錢
同 四分の三吋 參拾五錢 同 八分の五吋 參拾錢 同 二分の一吋 貳拾五錢
（松本市）

一、十三耗 貳拾錢 十六耗 貳拾參錢 二十耗 貳拾錢（川崎市）

付	300	350	400	500	1,000	1,500	3,000	4,000
各ヶ月	1 ¹ / ₂	2 ¹ / ₂	3 ¹ / ₄	1 ¹ / ₂	2 ¹ / ₂	3 ¹ / ₄	4 ¹ / ₂	

（新發田町）

一、量水器代取付費及管理費の計を十五ヶ年間の償還とし決定せり（函館市）

一、市は一部の特別給水に對し徴收し一般給水者に對して徴收しあらざるも基準としては原價に對し幾分の利子を合算更に取付費、修繕費を見込原價の償却費の基礎を定めて料金を決定するを適當とするにあらざやと思料す（小倉市）

一、當町に於ては五箇年大なるものは六箇年に原價を償還し得る様算出せり但し時勢に依り原價に高下あるを以て適當とは云ひ難し（飯塚町）

一、現行料左の如し

十三耗 拾五錢 十五耗 貳拾錢 二十耗 參拾錢 二十五耗 四拾錢

七十五耗 貳圓五拾錢 二百耗 六圓四拾錢（松江市）

一、量水器使用料の一ヶ月分左記の通り徴收す

耗	.200	.200	.300	.500	1,000	2,000	3,000	4,000
13耗	16	19	25	38	以下	51	75	102

（福岡市）

（七一）放任計量併用制ヲ中途計量制ニ改正スルニ際シ改正前一部使用者ニ量水器ヲ賣付シ居ル場合改正ニ當リ貸付制（無料）ヲ取りタル場合前者ノ處置如何各地取扱方承リタシ（兵庫縣高砂町）

答 一、全部市より貸與に付事項なし（大分市）

一、本市は全部計量制實施に際し曩に使用者に賣渡したる私有量水器は使用者の希望により之を買上げ又は引續き使用せしめたり私有量水器を引續き使用する場合に於ても水料に影響せしめず（東京市）

一、當初より量水器は貸付なるを以て本間に該當の事例なし（高知市）

一、實例なきも量水器は府が使用料を徴收する器具にして使用者の負擔となすべからざるものと思料するを以て經過年限等を考慮し買戻を爲すを以て穩當の處置ならむかと思料す（仁川市）

、希望に依り相當價格を以て買入るゝは適當ならん（和歌山市）

- 一、請求に依り相當價格を以て買上ぐることとせり (岡山市)
- 一、改正前後共貸付に對しては使用料を徴收す (福井市)
- 一、無料とす (平壤府)
- 一、給水開始當初より計量制を採れり依て本問の事例なし (山形市)
- 一、(二〇)室菌市の通り量水器賣付のものは買收の豫定なり (尼崎市)
- 一、放任計量使用制實施中に付研究せし事なし (津市)
- 一、本市は改正に當り貸付制(有料)を取りたり前者に對しては當分繼續して使用を承認することとせり (仙臺市)
- 一、特別の取扱を爲したることなし (名古屋市)
- 一、本市に於ては過般計量制を實施したるとき賣付たるものに對して時價を以て買收し貸付制となせり (大阪市)
- 一、計量制實施と共に量水器は有料貸付とし無料なきを以て本問題の如き場合なし (函館市)
- 一、其儘となし置き量水器其用をなさざるに至りたるるとき新に市の分を据付くることとせり (小倉市)
- 一、計量制に改正の際使用料金利を執り「メートル」を取付たり而して右改正前より計量給水せし向の「メートル」は使用者に購入せしめたり (松江市)
- (七二) 放任計量併用制ヲ計量制ニ改正セラレシ所ニ於テ其ノ成績ニ付左記事項承リタシ
 - 一、改正前後ノ一人一日平均配水量
 - 二、事務取扱上ノ便否並取締上ノ成績及良否
 - 三、量水器總個數ニ對スル一ケ年修理歩合
 - 四、巡視受持戸數並一日ノ點檢戸數 (兵庫縣高砂町)

答 一、一、大量使用者あるを以て一人一日平均の比較は精密に示し難きも配水總量は改正後約四割を減じたり

- 二、使用者各自自發的節約を爲すに至りしを以て濫費取締の手續を省けり
- 三、大破小破を通じ約〇割四分なり
- 四、一人受持戸數千五百乃至千六百戸一日點檢戸數百戸乃至百六十戸 (高崎市)
- 一、會場に於て説明すべし
- 四、一日一人百二十戸以内 (宇都宮市)
- 一、(一)調査中
 - (二)稍々繁雜を來せり
 - (三)百分の五
 - (四)一人一日百戸内外 (堺市)
- 一、(一)放任制五九リットル計量制五三リットル
 - 但し計量制の激減せるは制限給水をなしたるに依る
 - (二)放任制は年六期に徴收したるも計量制は毎月徴收するを以て手數は倍加するも徴收成績は良好となれり又取締上にも盗水分水等の被害なく極めて良好なり
 - (三)十三「パーセント」
 - (四)巡視一人受持戸數三百五十戸一日の量水器點檢戸數百戸乃至百三十戸とす (木浦府)
- 一、一、放任計量併用制を計量制に改正したは大正十年年度にして該年度より漸次に計量器を取付けたるものに付適確なる數字の證明は得ること能はず試に其の前後の一日一人當りを摘記せば大正九年度一二八立大正十年度一三八立大正十一年度一四五立
- 二、事務取扱上は放任栓として取扱ふを最も簡便なりとす殊に計量栓によりては量水器の取

外、取付、點檢等多大の手續を要する點は大いに考慮の必要ありと認む東京市の調査では夏冬を通じ一戸一ヶ月平均使用量十立方米と認めらるゝもの全栓數の三割に達する故之等は寧ろ放任栓とする方事業上得策と認めらる

三、昭和三年度 取付數 一六四、〇七〇 修理數 一一、〇六六 修理歩合 〇、〇六七四

昭和四年度 同 一九七、八四六 同 一一、五二〇 同 〇、〇六〇七

四、検査員の戸口調 一人一日 六十戸 量水器點檢 一日百個 (東京市)

一、改正前 七呎四 改正後 四呎六

二、事務を統一せると放任制に於ける濫用を防ぎ従つて取締簡易となりたり

三、約二割七分

四、受持戸數七百六十六、點檢戸數九十五個 (仁川府)

一、計量制に改正せしも量水器取付工費中にて成績不明 (岡山市)

一、及二、は實例なし 三、に對するもの百分の六・七 四に對するもの百三十個乃至百四

十個 (尾道市)

一、改正前一人一日平均配水量四・九六立方尺

改正後同上 三・二〇立方尺

二、第二十二回上水協議會三一問の回答參照

三、最近一ヶ年間(昭和四年九月より同五年八月に至る)に於ける量水器總數八、九一二個に

對し修理せしもの四四二個にして其歩合四・九六パーセントなり

四、巡視受持戸數一人平均約二、三六〇戸

量水器點檢戸數一人一日平均約二〇〇個 (福井市)

一、一、最低水量を専用栓一戸一ヶ月十立方米共用栓八立方米となしたる爲か却て増加し改正前

一人一日平均配水量〇・一三立方米なりしも改正後〇・一五立方米となれり

二、計量給水のみとせば量水器點檢數多くなり従つて事務繁多となるも全使用水量を知り得従つて漏水量を推測し之が對策を講じ得べし幾分盗用を妨ぐことも得

三、一割五分八厘弱

四、一日一人の點檢總數百二十(巡視なし) (宇和島市)

一、一、詳ならず

二、計量制に依る方漏水取締上に多大の利益あり事務能率上に於ても放任時代と大差なし

三、量水器總計一五、八三七個に對する修繕數二、五六六個(一割六分強)

四、巡視受持戸數一定せず一日の點檢戸數六、七十戸を普通とす (滿鐵地方部)

一、一、改正前 〇・一九七〇立方米

改正後 〇・一四四四

二、事務取扱上は繁雜となりて不便なるも取締上の成績は良好なり

四、(昭和五年八月現在)

受持 戸數 三、九四〇戸

一日點檢個數 一五三個 (名古屋市)

一、一、不明

二、便利にして良好なり

三、一割五分なり

四、巡視はなし量水器點檢受持數平均一四〇個 (大阪市)

一、一、改正直前 大正十五年六月 六・〇八六立方尺

改正直後 同 年七月 五・四八五立方尺

二、事務取扱上一得一失の感あるも取締上成績良好なり

三、大約百分の十

四、受持戸数 一、五〇〇戸 一日點檢戸数 一二〇戸 (高松市)

一、昭和元年中(放任計量使用)一日一人平均二六四リットル

昭和二年中(十月より全部計量となる)一日一人平均一八七リットル

二、事務取扱上計量制の方便にして取締上良好なり

三、一割

四、巡視一人受持戸数千三百戸 一日點檢平均戸数 四十五戸 (松本市)

一、改正前年 一人一日平均給水量 専用栓 一二リットル 共用栓 七九リットル

改正後一年 一人一日平均給水量 専用栓 九四リットル 共用栓 四七リットル

五年 同 九七 同 三五

三、二割一步

四、受持戸数一千戸 一日の點檢戸数は約百五十戸 (若松市)

一、調査したることなし

二、事務取扱上便にして取締上成績良好なり

三、なし

四、一人平均受持戸数千九百四十五戸(共用栓を含む)一日の點檢數約八十個 (小倉市)

一、四、巡視受持戸数一名當千三百戸一日平均點檢個數一名、百十栓 (米子市)

一、改正せる年の前年一七二リットル同後年九九リットル

二、從量制なるを以て此の點取扱複雑となり職員の増員を要するも取締上に於ては監視人員を減じ尙且成績良好なり

三、二八%

四、昭和四年度末給水戸数三万六千五百餘戸に對し巡視四名なるも巡視は監視、點檢、督促事務に従事せるが同事務は他に職員多數の従事員あり一日點檢戸數約八十 (京城府)

一、一、昭和元年 昭和二年 昭和三年

一月	五六立	七三立	四九立
二月	六三	六九	四八
三月	五九	六九	五一
四月	六七	七六	五七
五月	七九	八六	六九
六月	九〇	九一	七〇
七月	一〇五	九六	七九
八月	一一四	八一	八〇
九月	九六	六四	七五
十月	八二	五〇	六六
十一月	七七	五四	六二
十二月	七一	四九	六二

昭和二年九月より専用栓全部を計量制として同年十二月より共用栓も全部計量制とせり

二、事務繁雜なるも便利にして不公平なし取締上大いによし

三、不明

四、一人約五百戸を約三日間を要す但し助手一名を附隨せしむ (飯塚町)

一、一、改正前〇・一五立方米改正後、〇・一二立方米

- 二、事務は統一せられて利便多く殊に取締上の成績良好なり
- 三、六分三厘(昭和四年度)
- 四、受持戸数一人平均一、七九八戸(巡視五人)量水器點檢個數一人一日平均九十八個五分 (松江市)
- 一、二、本市は共用栓放任制を計量制に改正の結果水量の節約と盗用等の如きは良結果を得たり
- 四、外勤吏員一人の受持戸数平均千六百戸一日の點檢戸數百七八十戸より二百戸位 (福岡市)

(七三)

計量給水ニ於ケル共用栓及公設共用栓使用料算定方法及徴收法各地ノ實況並成績承リタシ

(兵庫縣高砂町)

- 答
- 一、共用栓は(公私設共)使用水量を各使用戸數に等分し使用料を算出す私設共用は各使用者より公設共用は總代名義にて納入せしむ (佐世保市)
 - 一、共用各均等の水量を使用するものとして料金を算定す (高崎市、米子市)
 - 一、一戸一ヶ月最低八立方米とし各戸平均使用したるものと認め算定す使用料は總代人をして取纏め納付せしむ (宇都宮市)
 - 一、私設共用栓は最低消費水量に對する料金一定しありて超過水量に對しては其料金を使用者均等負擔とし公設共用給水料は一栓に對する使用水量は一立方米當料金を乘し使用者均等負擔とす但し徴收方法に付ては十四問題後段記述の通りとす (仁川府)
 - 一、四三間に同じ(福山市、淀橋町、福岡市、東京市)
 - 一、一、定量外超過水量は其栓使用戸數に均分す料金同斷
 - 二、徴收方法は共用栓代表者より集金一括し納稅組長をして納付せしむ (大牟田市)
 - 一、徴收法 私設共用栓 家事用一戸一ヶ月六立方米迄金參拾五錢とし以上一立方米毎に金五錢

五厘を加ふ

公設共用栓 家事用一戸一ヶ月金貳拾五錢とす (岡山市)

- 一、共用栓一基に對する各戸の最低量を合算し超過使用量は各戸均等に使用したるものと見做し料金を算定し代表者より徴收す (久留米市)
- 一、使用者一戸に對する最低料金を基準とし使用者數に依る使用料を算定管理人之れを取纏めて納入す (尾道市)
- 一、一戸一ヶ月の使用量四キロリットル迄金貳拾八錢を最低限とし超過水量百リットルに付き金七厘徴收法は(四三)回答の通り (門司市)
- 一、共用栓(公設、私設共)一戸一ヶ月五立方米を最低限度とし一立方米に付六錢五厘とす徴收法は總代人に於て取纏め納付す (福井市)
- 一、私設共用栓一戸一ヶ月三十二石迄三十七錢以上一石一錢 市設共用栓一戸一ヶ月二十七石迄十六錢以上一石四厘 年四期に徴收す (堺市)
- 一、共用栓は各戸平均に割當て使用料を算定し總代人をして納入せしむ又公設共用栓は特定給水請負者より徴收す (木浦府)
- 一、共用栓並に公設共用栓共基本單位に依り計算し總代人より徴收す (平壤府)
- 一、計量給水制なるも共用栓には量水器を取付けず人員、牛馬等の現在數に依り水量を認定し料金を徴收せり (山形市)
- 一、(一一)室蘭市及(四三)青森市の通り (尼崎市)
- 一、中途廢止開始せる水量を加減し使用者數にて使用水量を除し一戸當使用水量を算出し定量以内は定額超過分には規定の料金を加算す (宇和島市)

- 一、使用水量は一戸七立方メートルを最低限度とする超過水量は均等とす
- 一、總代人納付の責に任ず (西宮市)
- 一、共用栓使用者中より代表者を定め量水器點檢の結果納額告知書を代表者に送付し其の代表として料金を納入せしむ尙公設共用栓は當市役所に給水販賣を請負はしめつつあるを以て其の請負者たる市役所より毎月之を徴收す (關東廳)
- 一、共用栓は量水器に依る水量に應じ料金を總代人より徴收す公設共用栓に該當するものは番人を置き切符に依り販賣し居れり (滿鐵地方部)
- 一、私設共用は各戸均等に使用したるものと看做し料金は代理人より徴收す(公設に計量なし) (名古屋市)
- 一、(四三)と同じ但し本市には公設共用栓なるものなし (大阪市)
- 一、使用水量を共用戸數均等に割當て一戸に付一ヶ月の最低料金に基き計算し之れを一括して總代人より徴收す、公設共用栓は一ヶ月の最低料金に依らず只だ使用水量丈けにより料金を算定す (高松市)
- 一、公設共用栓無料 私設共用栓 一立方メートル 金五錢
第七條但書及第八條該當者は金六錢條例參照 (松本市)
- 一、各戸均等に算定し該共用栓の管理人集金納付せり (川崎市)
- 一、使用總水量を使用戸數にて除し平均一戸の使用量を算出し條例に基き一戸の使用量を算出し其の料金は組合總代人取纏め納付せしむ (別府市)
- 一、使用料徴收原簿に依り算定し納額告知書に依り各自持參納付す (若松市)
- 一、四三間と同じ (長岡市、函館市、京城府、飯塚町)
- 一、一戸一ヶ月使用量一五立方メートル迄は金參拾錢を最低限度とし以上一立方メートルを増す毎に金參錢を加ふ成績良好 (鹿兒島市)

(七四)

給水使用者ノ資格(共用家屋賃借何圖下)決定ニ當リ各市町村ノ狀況承リタシ又家屋賃賃價格ヲ標準トスルト稅額ニ依ルノ取扱上成績併テ承リタシ (兵庫縣高砂町)

答

- 一、賃賃價格拾圓以下は金參拾錢
同 拾五圓以下は金五拾錢
賃賃價格を標準とする方取扱上簡便ならむ (徳島市)
- 一、財政上餘裕なきに係はず大家屋を要するものあり資産あるも小家屋に居住するものありて賃賃價格を標準とするは實際に於て不合理なるも取扱上遺憾ながら條例に依らざる可からざるの實況に在り稅額を標準とするを適當と思料せらる (大分市)
- 一、給水使用者の資格(公設共用栓に限る)は公簿面の家屋賃賃價格及稅額に依り決定す (佐世保市)
- 一、家賃八圓未満の家屋に住居する者を共用栓使用の資格者とす (高知市)
- 一、共用栓使用者に限り左の規程を設く左記各號の一に該當する者は共用栓より給水を受くることを得ず
直接國稅年額五圓以上
家屋賃賃價格拾圓以上

戸數割平均額以上を納むるもの（宇部市）

一、兩制を採用し何等支障なし（宇都宮市）

一、資格の決定は専用給水に付ては各業體に依り共用給水に付ては家屋の賃貸價格に依るの外税額に依るの取扱を爲さず従つて成績の比較せるものなし（仁川府）

一、共用栓飲用者の資格

建坪 十五坪以下

家賃 拾圓以下

直接國税 五圓以下（福山市）

一、専用放任給水 家族十人以上の家専用

専用計量給水 家族十一人以上多量に水を使用するもの

共用栓 建坪十坪以内に居住するもの、共用に供するもの（荒玉水道）

一、本市にては左の各號の一に該當する者は一戸専用の装置を爲すべきものとせり

一、一ヶ年直接國税拾圓以上を納むる者

二、所得税を納め若は之と同等以上の資力あると認むる者

三、賃貸價格一ヶ月拾五圓以上の家屋に居住する者

四、雇人三人以上使用する者

五、一ヶ月水量百石以上を使用すると認むる者（長崎市）

一、所得納税者及戸數割平均額以上の負擔者を以て専用資格者とす但し共用資格者と雖も家屋内

に引込み使用するものは専用料金を徴收す（大牟田市）

一、共用栓を使用し得るもの左の如し

一、平家建延坪十二坪又は二階建延坪十五坪未滿

二、家賃月額金拾圓未滿の家屋に居住するもの市長に於て相當理由ありと認むるもの（和歌山市）

一、共用栓のみ資格を定む即ち家屋賃貸價格と家屋の坪數及税金とを標準とせり（福島縣若松市）

一、家屋賃貸價格並税額を標準とし左記の如し

一、私設共用栓 家賃月額拾貳圓以上と認むべき家屋に住居するもの又は直接國税年額拾圓以上納むるもの但し同居人の納税額は之を通算す

二、公設共用栓 家賃額八圓以上と認むべき家屋に住居するもの又は所得税を納むるもの（岡山市）

一、賃貸價格拾圓以上直接國税五圓以上を納むるものは共用栓使用者たることを得ずと規定せり取扱上成績に就ては別に調査したるものなし（久留米市）

一、家屋賃貸價格八圓以上に住居する者又は直接國税五圓以上を納むる者は放任給水の共用栓を使用することを得ずと規定し好成绩を擧げつゝあり（尾道市）

一、本市は家賃一ヶ月拾五圓以上を専用とす税額に依る取扱をなさず（室蘭市）

一、給水使用者の資格は共用栓に於ては所得税を納付せざる者は多量使用をなさざるもの等制限を付し居るも専用栓使用者には別に之を設けず（門司市）

一、共用栓使用者の資格

一、直接國税年額五圓以下

二、一ヶ月の賃貸價格十五圓以下

三、建坪十五坪以下（福井市）

一、本市坪數に於て十二坪以下に對しては共用栓以上に於ては専用栓とす（豊橋市）

- 一、戸數割を標準とし標準額以上のものは専用とし以下を共用栓の使用資格とす尙其の資格者を大體左の通りとす
 - 一、戸數割平均額百分ノ六〇以上平均以下 七拾錢
 - 二、同 百分ノ四十以上六〇未滿 五拾錢
 - 三、同 百分ノ二十以上四十未滿 參拾錢
 - 四、同 百分ノ二十未滿 貳拾錢
- 一、共用栓を使用し得るは市税戸數割一戸平均額に達せざるもの家事用のみの給水にして營業用水としては共用栓の給水を使用すること能はず又税額に依り家屋賃貸價格の標準に依らず
 - 一、共用栓にありては總建坪の如何により専用栓は家事用に供するもの又は一ヶ所に於て多量の水を使用せずと認めたるもの (淀橋町)
 - 一、家賃拾五圓以下は共用栓使用せしむ (高崎市)
 - 一、營業上多量の水を使用するものは共用栓に加入することを得ざる外資格なし (宇和島市)
 - 一、共用所得税を納めざるも特別戸數年額六圓未納家賃一ヶ月拾圓未滿
 - 一、現在の家屋賃貸價格は使用者の申告により定むる外途なきを以て使用者の申告を受け居るも之を信ずる能はざる事あるを以て市の特別戸數割税額を以て定むるを適當と認め居れり (津市)
 - 一、家屋賃貸價格拾五圓以下とす賃貸價格は市長の認定なり (西宮市)
 - 一、本市は共用栓使用者にのみ資格を制限し左記に該當する者は共用栓を使用することを得ず
 - 一、所得税を納むるもの
 - 二、建坪十五坪以上の家屋に居住するもの

三、家事用以外に使用するもの

最近條令を改正したる爲成績不明 (仙臺市)

- 一、左記該當のものは公私設共用栓の使用をたるとし得ることとなし居れり
 - 一、賃貸價格一ヶ月金六圓以上の家屋に居住する者 (價格は市長の認定に依る)
 - 二、直接國稅年額金五圓以上又は家屋稅年額金五圓以上を納むるもの但し同居者の納税額も合算す
- 一、専用栓使用者資格制限せり (廣島市)
 - 一、一ヶ月家屋賃貸價格十二圓以下を共用栓使用者とし以上専用栓使用者とす
 - 一、量水器點檢員が調査するか届出に依り決定するを以て成績良好 (堺市)
 - 一、當府に於ては家屋建坪を以て標準を定め左記に依り取扱ひ居れり
 - 一、専用栓 建坪 十五坪以上の家屋に居住する者
 - 一、共用栓 建坪 十五坪未滿の家屋に居住する者 (木浦府)
 - 一、本市は家屋賃貸價格(町長認定)及税額の二方面より資格を決定す (青梅町)
 - 一、給水使用者の資格に就ては制限なし但し共用栓に在りては居住家屋の大小に依り家屋賃貸價格を標準として取扱を爲さず (東京市)
 - 一、本市は曩に家賃により區別したるも認定上不便不堪に付家屋建坪によること、し十四坪未滿を共用とし例外として十四坪未滿にても土地、家屋のみ居住者の所有に係るものは専用とす建坪は階上階下共延坪數とす (名古屋市)
 - 一、賃貸價格十五圓以上の家屋は共用栓を使用する場合と雖も専用料金率に依る但し賃貸價格は實査の上認定す (大阪市)

- 一、戸數割一ヶ年一戸八圓未満の負擔者を共用栓使用者と定めあり従て毎年税額決定を待ちて訂正の繁雜は免れず (福岡市)
- 一、共用栓使用者は直接國税年額五圓以下のもの、一ヶ月賃貸價格年額七拾貳圓以下の家屋に居住するもの特別戸數割年額七圓以下のものとす (鳥取市)
- 一、資格標準なし (高松市)
- 一、共用家屋賃貸價格拾貳圓以下
 - 一、共用栓使用者は家賃拾六圓以下若くは直接國税と家屋税とを合せて七圓未満のものを標準とせり以上以外のものは總て専用栓使用者なり (川崎市)
 - 一、市税戸數割平均額以上を納むる者又は營業上多量の水を使用するものを専用給水とし其他を公設共用とす (別府市)
 - 一、所得税年額拾圓以上を納むる者及營業の用に使用する者は専用資格者とす家屋賃借價格又は其税額を標準とせず (若松市)
 - 一、所得税を納付するもの
 - 一、賃貸價格一ヶ月金拾圓以上の家屋に居住するもの
 - 一、家屋税附加税及戸數割を合せ一ヶ年金拾圓以上を納付するもの
 以上を具備するものは公、私設共用使用を許さず特に専用栓料金を以て使用を許すことあり (新發田町)
- 一、共用栓使用者資格は家賃拾圓以内のもの又は直接國税年額拾圓以内の納入者と定む、専用栓の資格制限なし (長岡市)
- 一、家屋建坪に依る建坪十四坪未満の家屋居住者に非ざれば共用栓を使用せしめず但十四坪以上

にして特に市の承認を得たるものは前記十四坪未満より高額の料金を徴收す (函館市)

- 一、左記に該當せざる者を共用栓使用者とし其他は専用栓使用者とす
 - 一、賃貸價格一ヶ月金拾五圓以上の家屋に居住するもの
 - 二、直接國税年額金拾五圓以上を納むるもの
 - 三、家屋税年額金拾五圓以上を納むるもの
 但し前項第一項の賃貸價格は市長に於て之を認定す第二第三の税額は家族同居者の納税額を合算す (鹿兒島市)
- 一、賃貸價格八圓以上とせり (倉敷市)
- 一、戸數割平均額以上のものは共用栓使用者たるを得ざることとせり但し専用栓の使用料を納むるものは當分間共用栓を使用せしめ居れり (小倉市)
- 一、家屋賃貸價格拾圓以上及市税戸數割年七圓以上納付のものは共用栓使用者たるを得ざることと規定せり但し止を得ざるものに限り専用料額により使用せしむ (米子市)
- 一、住民の富の程度を參酌し左の通り決定
 - 一、私設共用栓は賃貸價格貳拾五圓未満又は建坪十五坪未満の家屋に居住する者
 - 二、公設共用栓は賃貸價格月額拾五圓未満又は建坪十坪未満の家屋に居住する者
 - 三、専用栓は資格を問はず (京城府)
- 一、當町に於ては國税額家屋賃借價格所得額を標準とすることとせり

從來本町は町税特別戸數割を標準とせるに國税徴收上多大の支障を來し尙給水料金滞納するものあるに依り前述の通りに改正することとせり而して家屋賃借額にのみ依るときは之又不公平を來すことあるが如し (飯塚町)
- 一、一ヶ年直接國税拾圓以上を納むるもの又家屋賃借一ヶ月七圓以上に相當する家屋に居住する

ものは共用栓の給水使用者たることを禁じ居れり而して賃貸價格標準割と税額割と併用を可なりと信ず (松江市)

(七五) 給水料ヲ水道使用者ヨリ徴收スル都市ニ於テ其ノ給水栓所有者方自己ノ都合上使用者ノ承諾ヲ得ヌシテ給水ノ休止、廢止ノ要求アリタル場合如何ニ處置セラル、ヤ實例アラバ承リタシ (福井市)

答

- 一、使用者の同意を要することとせり (徳島市)
- 一、給水を受くるものは原則として設備者の承諾を得居るを以て使用者に無断休止を請求するは或は感情上よりなるべし本市にも右の事例ありしも全然拒絶し居れり即ち使用者に承諾を與へ居るを以て本承諾は使用休止せざる限り市は其承諾を認めざることをせり (大分市)
- 一、本市は使用者の同意あるに非ざれば所有者の中止廢止の請求に應ぜざること取扱ひつゝあり此の場合直に所有者の要求を容るゝときは家屋明渡等の手數料金負擔責任の事項關聯するを以て相當の期間を置き結局は所有者の要求を容るゝ所止むを得ずと思料す然しこゝに至らずして示談成立するが例なり (東京市)
- 一、未だ實例なきも給水装置所有者より休止、廢止の請求ありたるときは其の要求に應ずる豫定なり (高知市)
- 一、受理せず (宇部市)
- 一、實例なきも給水使用者は請求の際用具所有者と連署の上請求するものなれば用具所有者より休止廢止の要求あるも受理すべきものにあらずと思料す (仁川府)
- 一、給水の休止、廢止は水道使用者にあらざれば之を受理せず (長崎市、門司市、米子市、堺市)
- 一、装置者使用者連署ならて受け付ざることをせり若し何れか一人にして届出でたる場合は充分實狀を調査したる上ならては要求に應ぜざることとせり (和歌山市)

- 一、給水の使用請求、休止、廢止、の届書には必ず使用者、所有者の連署捺印の上にあらざれば受理せざる規定なり依て使用者のみ又は所有者のみにては届出不能なれば届書に完成のものは受理し其後問題起りたりと雖も關せず (上田市)
- 一、使用者の承諾を得ずして給水の休止又は廢止の要求ありたる實例なし (山形市)
- 一、所有者の都合により休止又は廢止の申出たる事實發見の場合は所有者及使用者の出頭日時を一定の上通知狀を發し兩者の出頭を俟つて市が協調なすものとせり若し本件未解決に終るも市は閉栓をなさず其の儘使用を繼續せしむるものとせり (尼崎市)
- 一、休止は許可せず廢止は許可す (高崎市)
- 一、所有者使用者連書たるに付書類完備せざれば處理せず (西宮市)
- 一、當水道は用具所有者にあらざる使用者は認めざるを以て法規上止むなく申出のまゝに取扱ひ居れるも實際に於ては家賃取立等の具に供するため使用者の意思にあらざる中止等の請求往々ありて使用者との間に紛擾を生じ時としては使用者より裁判所に對し假處分執行を請求し判官の命令にて閉栓する等の實例もあり之を取扱ひには困難し居れり多くは此に至らざる内なるべく解決せしむる様吏員を派し調停の勞を取らしめ居れり (關東廳)
- 一、使用者に注意の上休止又は廢止の處置を講じ居れり (滿鐵地方部)
- 一、本市は給水装置所有者より使用料を徴收せるに依り實例なし (大阪市、淀橋町、鳥取市、川崎市、函館市、大津市、高砂町)
- 一、給水栓所有者の休止又は廢止の申込には應ぜず (松本市)
- 一、給水栓所有者の要求に應じ休止及廢止の手續をなす (別府市)
- 一、特例を除くの外受理せず (若松市)
- 一、所有者届出に依り處置す (新發田町)

- 一、實例なし但し如斯場合は給水栓所有者と使用者との間に折合せ承諾を得せしめ休止又は廢止の日までの料金を徴收すべきものと思料す (長岡市)
 - 一、連署捺印の上届出を爲さしめ居るに付實例なし (鹿児島市)
 - 一、事情の如何に依ることならんも結局所有者の意志に従ひ處置する外なからんか (小倉市)
 - 一、給水使用者の承諾を得ずして所有者より休止又は廢止を請求するものなし給水は總て使用者及所有者連署の上請求すること、せるに依り休止廢止の場合も亦連署を以て請求すること、せり但し使用者行衛不明の場合は所有者の請求に依り停水し所有者にして使用者行衛不明の場合は直に水道課に於て停水す (飯塚町)
 - 一、使用料は使用者より便宜徴收し居るも給水装置の申込、中止、廢止は總て家主の權利義務なるに依り使用者の承諾を受ける必要なし (福岡市)
- (七六) 磯村製國産鹽素滅菌機ヲ使用セラル、處アラバ据付後ノ成績 (機能ノ正否、故障ノ有無等) 承リタシ (福井市)
- 一、成績極めて宜敷感度鋭敏にして耐久力に適し故障少し (仁川府)
 - 一、磯村製鹽素滅菌機を使用せるも据付後二ヶ月の短期なれば成績不明 (岡山市)
 - 一、機能正格なるも故障の有無に付きては設置後日淺きを以て確答するを得ず (平壤府)
 - 一、昨年九月より今日迄繼續使用中なるも故障を認めず (廣島市)
 - 一、會社に於ては使用し居るも外國製のものに比し故障率多き感を有するものなるが未だ數字的に發表し得るに至らず (滿鐵地方部)
 - 一、据付後五年を経過せるに何等の故障なく成績良好なり (米子市)
 - 一、可良 (京城府)
 - 一、本年四月より實地し尙研究中 (松江市)

(七七) 濾砂洗滌場装置ノ最モ簡易ニシテ有效且ツ經濟的ナル方法ニ付御經驗アラバ承リタシ (福井市)

- 答
- 一、松田式を使用し居るも最モ簡易なりと認む (宇都宮市)
 - 一、種類の砂洗滌装置あるも比較的經濟に付附近より採取し居れり (仁川府)
 - 一、本市にては自製洗砂機を使用し居るも清淨砂一立坪當り參圓餘の人夫賃と二十九立方米の洗滌水を要す (尾道市)
 - 一、人力に依り濾砂を洗滌す (高崎市)
 - 一、濾過砂洗滌装置としては操作能率上松田式を最上とす但し設備費は比較的多額を要するを遺憾とす (足利市)
 - 一、本市は川に近きため濾砂採取容易なるを以て洗滌せしことなし (名古屋市)
 - 一、會社には適例なし(臺北の例東京に於て松田式と思はる)例等は善き方法ならん (滿鐵地方部)
 - 一、噴砂式砂洗機に據るを可ならん (長岡市)
 - 一、本市にては松田式洗滌器を使用す 最大能率 二坪 人夫 三人 (松江市)
- (七八) 上水協議會地方分會ヲ設クルノ件本會々員ノ地區ヲ適當ニ按配シテ地方分會ヲ設置シ從來ノ提出議題ニ對スル會議前ノ回答ヲ省略セムトス
- 理由
- 現在ノ状態ニテハ開會日數ニ比シ提出議題多キニ過ギ結論ニ於テ要領ヲ得サルモノ尠ナカラサルノ憾ミアリ依テ各地方分會ヲ設ケ提出議題ニ就キ豫メ研究審議シ其ノ最モ重要ト認ムル事項ノミヲ精選シテ提出スルニ於テハ相類似セル議題ノ重複提出ヲ避クル而已ナラズ本會議ニ於テ十分研究審議ノ餘裕ヲ存シ其ノ效果大ナルヲ信シ從テ豫メ回答ノ必要ナキヲ認ムルニ

依ル (長崎市)

答

- 一、賛成 (津市、西宮市、仙臺市、高崎市、足利市、關東廳、上田市、山形市、淀橋町、松山市、仁川府、中津市、尾道市、室蘭市、平壤府、若松市、長岡市、倉敷市、堺市、木浦府)
- 一、地方分會設置を可と認む (徳島市、川崎市)
- 一、地方分會開設の必要を認むるも會議前に於ける書面の回答は執務上参考となるもの最多きを以て之を繼續すること必要なりと認む (高知市)
- 一、主任者會合の程度にして如何 (宇部市)
- 一、同意 (宇都宮市、姫路市、廣島市、五所川原町、別府市)
- 一、經費の許す範圍に於て賛成 (福島縣若松市)
- 一、九州には九州上水主任協議會あり本案の主旨に近きものと思料す (門司市)
- 一、經費等の關係上五七問題と關聯して研究の要あり (福井市、小倉市)
- 一、研究の要ありと思料す (宇和島市)
- 一、一應尤もなる提議なるも本會は元來協議會なるが故問題を一地方のみにて取捨することなく全會員の協議に委するは寧ろ協議會としての存在價值あるものにして重複又は類似の問題は併合協議の方法もあり現在の方法にて別段差支へなかるべし (名古屋市)
- 一、主旨には賛成なり但上水協議會組織變更の上にしては如何(五七)間に添付せる水道協會私案には地方に支部を設置すること、せり參照せられたし (大阪市)
- 一、趣旨は賛成なるも多少經費を要すると認めらるゝに付審議の要あるものと認む (鳥取市)
- 一、經費關係の伴ふ問題なし故篤と考究の要ありと認む (高松市)
- 一、主旨は賛成なるも都市により事情あり毎月會報を發行し之が利用によりて研究を重ねては如何 (米子市)

(七九)

貯水池掃除ニ關スル件

除泥機ニ依ル貯水池底ノ掃除ニ就テ比較的完全ニ除泥ノ目的ヲ達スル方法ニ就キ新シキ試ミヲ施行セラレタル向アラバ其ノ成績承リタシ (長崎市)

答

- 一、水道經營上事情を等しくする者の地方的協議に就ては上水協議會に關係なく別途各地方の問題として考究したし、會議前回答印刷配付は事務參考上好資料なりと信ぜり但右回答は取扱の質問事項のみに限ることとし附議問題と區別せられたし (京城府)
- 一、地方分會を設けることは不賛成なり (何となれば現在にても協議會の經營上困難の聲あり然るに分會を設置せば其の經費負擔等更に増加し經營上支障多しと信ず) 提案理由に對しては同感なり故に將來提出議題數を制限する等適當なる方法を講ずる要あり (松江市)
- 一、一竹箒を以て洗滌する外實施したることなし (仁川府)
- 一、貯水池は掃除に關し特に新しき試みを施行したる經過なし尙二十六回上水協議會一一五問の

回答參照 (福井市)

(八〇)

緩速濾過水道ニ於テハ或種ノ微小蟲幼蟲卵等ハ特ニ濾過装置ヲ通過スルコトアルガ如シ其ノ機轉及對策如何

答

- 「ナイス」、「キムイムス」、「ミジンコ」及其ノ卵等ハ夏期稀ニ淨水中ニ現ハルコトアルガ如シ濾過装置ニ於ケル如何ナル機轉ニ依リ通過スルカ之方豫防對策ハ肝要ナリト信ジ本案ヲ提出セシ所以ナリ (長崎市)
- 一、久しく使用せざる濾過池に在りては往々集水溝内に種々の幼蟲を認むることあれども右は全然濾床上のものと異なるものとす然れども萬一に備ふる爲め充分洗滌し使用せんも未だ其實績を認めず (大分市)

- 一、微生物の種類は各地にて相違あるものと思考す故に研究問題とし各地にて研究の上其の結果を次會にして報告あらんことを望む (佐世保市)
- 一、當市に於て曾て認たることあるも其數極めて少なく殊に他の寄生蟲卵の如く人體の胃腸中に入り害するものに非ず此の點に付ては憂慮するにあらざるも之れが對策に付ては必要なりと信ずるも實驗せしことなし
- 一、沈澱池に少量の晒白粉注入を可ならんと思考す (平壤府)
- 一、本市に於ても或時期間此種の微小蟲を發見することありて其の絶滅に苦心し居れり此の際對策を研究せられんことを望む (仙臺市)
- 一、濾過膜不充充分なる間に通過することあらん依て濾過膜構成の完全を期せば此憂なからむ (名古屋市)
- 一、緩速濾過水に於ては「ナイス」「ミデンコ」等の出現する事あり現在調査研究中なるも其原因に付ては未だ斷定に難く從て其の防止に關する良案なし (大阪市)
- 一、幼蟲の性質に依らざるものとすれば左記の場合に通過するものと推察す
 - 一、濾過砂の粒大にして空隙大なる場合
 - 二、濾過池排水後に於ける注水の際空氣逸散路の砂層に生じたる場合
 右の場合なりとせば左記の方法により幾分通過を防ぐものと推察す
 - 一、濾過砂は細粒のものを用ふる事
 - 一、掃除の際濾過膜を破らざる事
 - 一、濾過池の注水の際は逆流せしむること (五所川原町)
- 一、濾膜の定期検査を正しく實行し微小蟲繁殖激増の兆が表はれたら速に換砂作用を施行する (新發田町)

(八一) 平素清澄ナル河水ヲ急速濾過ノ水源トシテ適用シ得ベキヤ

理由

澄明ナル源水ハ沈澱藥ヲ使用スルモ沈澱物ノ發生微々ニシテ急速濾過ニ適セザルモノト思ハル各位ノ御經驗ヲ承リタシ (長崎市)

- 答 一、沈澱物發生微少なるは濾過効率を低減するを以て急速濾過の水源として不適と思料す (仁川府)

- 一、差支なしと思料す (高崎市)
- 一、平素清澄なる源水は沈澱藥を主用する要なく急速濾過の水源として適用し得と思料す (宇和島市)

- 一、可能 (米子市)
- 一、否定し難し (福岡市)
- 一、經驗なきも細菌聚落數無き時(極冬季)は急速濾過も差支なきと思ふ (高松市)
- 一、地表水を急速濾過方に依るは不適當ならん (飯塚町)
- 一、適用し得るものと認むフィルム構成緩慢なる場合は適量の「ライム」を加ふることにより促進することを得 (滿鐵地方部)

(八二) 國庫補助ヲ受ケタル水道施設工用剩餘材料處分方法ニ關スル取扱改正方其筋ニ再稟申ラ望ム理由

- 本件ニ關シ昭和二年九月本協議會ヨリ内務大臣ニ稟申セシモ未ダ許可ナク爲メニ剩餘材料處分上不便歎ナカラサルニ依ル (丸龜市)
- 一、同威 (山形市、五所川原町、別府市、徳島市、宇都宮市、仁川府、長崎市、室蘭市、門司市)
- 一、賛成 (福井市、平壤府、豊橋市、上田市、佐世保市、高崎市、宇都市、福山市、中津市、福

鳥懸若松市、和歌山市、尾道市、淀橋町、高知市、仙臺市、米子市、名屋屋市、松江市、高松市、松本市、新發田町、長岡市、鹿兒島市、倉敷市、姫路市、岡山市

(八三)

給水工率トシテ實施スベキ工事ノ範圍及境界如何

各市上水道施設ニ伴ヒ改良下水道實施ノ結果上水設備ト關聯スルヲ以テ其ノ各施工範圍ノ境界ヲ定ムル必要アルニヨル (東京市)

答

- 一、上水道としては配水管の分岐箇所より流末の水管及給水用具の装置全部を給水工事とするも下水道設備との關聯に就ては實例なし (尾道市、高崎市)
- 一、當府にては分岐管より範圍となし居れり (木浦府)
- 一、本町に於ても近々來るべき問題なれば其範圍及境界を定められんことを望む (淀橋町)
- 一、本市の給水工事は公道に屬する分も給水栓設置所有者の負擔として實施すべきに付範圍及境界に疑義を生ずることなし (尼崎市)
- 一、第二項の説明に解し難き點あるも當水道の給水工事として施行する工事の範圍は其の性質に依り當然需用家に於てなすべきものと認めたるものは全部工費を徴收し給水工事として取扱ひ居れり (關東廳)
- 一、淨化装置室外の逆止弁近くが可ならむ (名古屋市)
- 一、本市に於ては未だ下水道の設備完全ならず提案の如き事實に遭遇したることなし (松江市)
- 一、本市は給水工事のみにて排水工事を施工せず (高松市)
- 一、總て上水が必要とする設備なれば給水目的の如何を問はず給水工事として實施すべきものにあらざるや (京城市)
- 一、給水装置として自然に定まるにあらざるか (大阪市)

(八四)

配水管ノ末端ニ於ケル理想的有效水壓ノ標準並許容シ得ル最低水壓ノ限度ニ就テ承リタシ

(東京市)

答

- 一、有效水壓は七十五封度とし最低水壓は五十封度とす (仁川府)
- 一、理想的水壓は火災の場合を考慮に入れ各市夫々意見あらん本市の如きは水壓零の處すらあり許容し難きも致方なし (門司市)
- 一、配水管の末端に於ける理想的有效水壓は四五封度乃至五〇封度又許容し得る最低水壓の限度としては三〇封度内外ならん (福井市)
- 一、有效水壓の標準並最低水壓の限度は各都市の狀況に依り相違あるものと思慮す (山形市)
- 一、配水管の末端に於ける理想的有效水壓の標準三十五封度最低水壓二十五封度を適當と認む (淀橋町)
- 一、本市は管末水壓五十尺の實施計畫にして許容最低水壓二十尺なり (西宮市)
- 一、理想としては配水管の末端に於ても消火用に使用せらるゝ程度の水壓を有し最低に於ても計量の關係上十封度以上の水壓を要するものと思料す (關東廳)
- 一、一平方時に付五十封度位が可ならん最低水壓の限度は一平方時に付二十封度位可ならんと思料す (名古屋市)
- 一、配水管末端に於ける消火栓が火災の場合有効に働くを以て理想とし計畫なし該水壓は現在三十五封度を有すれども高所の給水に支障を來たしつゝあり (高松市)
- 一、本市最低十六封度(動水壓) (堺市)
- 一、都市の狀態習慣等に依り意見は種々あるべしと思はるゝも當社としては左記の如く考慮し度し理想的水壓 4.5 kg/cm 最低水壓 2 kg/cm² (滿鐵地方部)
- 一、各市狀態により異なるに依り一定の標準を決定するは困難ならん (大阪市)

(八五) 各都市ニ於テ埋設セル鑄鐵管ノ耐久力ニ付キ假定セラレタル年度ヲ承リタシ (東京市)

答

- 一、普通百年と假定し居れり (仁川府)
 - 一、埋設せる所に依り異れり而して本市は十四年目に腐蝕して取替せし所あり以上の有様なるを以て一定せざるも四十年乃至五十年と假定せり (室蘭市)
 - 一、水質地質により變化あり (門司市)
 - 一、二百年以内 (宇和島市)
 - 一、耐久年數五十年とす (西宮市、高松市)
 - 一、假定は六十年内外とし居れるも實際にては三吋の如き小徑管にては管内部附着物のため三十餘年のものにて管自體は差支なきも通水上布設替等適當の處置を要するものありて地方の狀況及水質等により差異あるものと思料せらる (關東廳)
 - 一、本市は假定を設けをらず但し耐久力は五十年位と考ふ (名古屋市)
 - 一、半永久 (松江市)
 - 一、減損償却年數を四十ヶ年と假定せり但し根定あるに非ず (飯塚町)
 - 一、平均七十年場所に依りて五十年とす (滿鐵地方部)
 - 一、假定せしことなきも大體五十年を標準と見做せり (大阪市)
- (八六) 各都市ニ於テ上水ヲ雜用水ニ使用スルコトヲ許サレタル範圍ヲ承リタシ (東京市)
- 答
- 一、上水使用に付ては道路撒水を禁止せるのみ (宇部市、高松市)
 - 一、市街中井水の便なく夏季道路の乾燥甚しき町より道路撒水用として使用願出たる場合に限り許可せることあり (仁川府)
 - 一、道路撒水にして町營及之に準ずべきものに對しては餘水のある限度に於て使用せしむ、料金一立方米金七錢家庭内に於ける掃除水は家事用と見做す (荒玉水道)

一、本市は家屋内の普通の雜用水外は認めず其他の雜用水は特別計量料金として徴收す (室蘭市)

- 一、雜用水と認むべき撒水娛樂用水 (噴水の如き) にも使用を許容し居れり (門司市)
- 一、撒水を除くの外普通一般家庭用として必要のものに限る (福井市)
- 一、工事用撒水用 (豊橋市)
- 一、地下湧出水を水源とし自然流下に依る水道に付水量の剩餘に對しては公營の撒水を許容せり (山形市)
- 一、條例の範圍内に於て殆んど給水に應ず (淀橋町)
- 一、撒水以外は總て許可しあり (高崎市)
- 一、撒水を許す (宇和島市)
- 一、市に於て施行する道路撒水の外なし (津市)
- 一、別段制限を設けず (仙臺市、宇都宮市、久留米市)
- 一、本問題の雜用水とは如何なる用途か不明なるも當水道に於ては規定に依り種別を定め該當せざるものは家事用として使用せしめをれり (關東廳)
- 一、本市水道給水條例に於て各用途を區別せり (名古屋市)
- 一、工場用、プール用、庭園及道路撒水用等には給水す (松江市)
- 一、娛樂、撒水、工事用等に許可す (鳥取市)
- 一、雜用水に使用は許可せず (松本市、長岡市)
- 一、雜用水範圍不明 (川崎市)
- 一、給水に不足を生ずる虞ある場合に限り停止又は禁止の使用水左の如し
- 一、庭園噴水瀧泉池其他娛樂用とす

- 一、工事其他の一時用水 (京城府)
- 一、飲料水以外の普通家事用水を以て雑用水と看做し管理し居れり (滿鐵地方郡)
- 一、本市の給水用途大略、一般の家事業業、湯屋營業、原動力船舶用、撒水、噴水、泉池等 (大阪市)

(八七)

給水栓ヲ室内消火栓装置ト同方法ニ設備シアル都市アラハ承リタシ

尙之ヲ火災ニ際シ消火栓ト同様ニ利用シ得ルコトハ他ノ消火器ニ優ルコト其ノ比ニアラザルモ撒水等ニ使用セラル、處アル爲其ノ使用ニ關シ取締規定アラハ承リタシ (東京市)

- 一、近時水栓に加工し「ホース」を連結する傾向あり之が取締に就ては使用者の自發的制裁に俟つの方針にして計量栓となす若し強て専用栓を希望する者に對しては支栓として平素封緘して使用せしめず (荒玉水道)
- 一、室内消火栓代用の目的を以て給水栓の設備をなしたる使用者に對しては撒水等に使用するものと看做し特別水料を徴收す (尾道市)
- 一、水道使用者の希望によりて給水栓に消火装置を併致する事とせり、之は公道の撒水に應用したりとて差支へなかるべし只庭園等へ濫用することなきやを惧る (天津市)
- 一、給水栓を室内消火栓装置と同方法に設備したることなし (福井市)
- 一、室内消火栓の装置をなせしも給水栓に對しては装置せず (山形市)
- 一、特筆すべき取締規定なきも常に巡視員をして戸々に就き取締を爲し違反者處分としては撒水等に使用したる場合は撒水用の高率の料金を徴收す右處分の不服の場合には條例に定むる上水を請求以外の用途に使用したるときは二日以内の停水處分に付する旨規程す (西宮市)
- 一、給水栓を請求により消火栓に併用する装置を許容す但し装置は取付場所の状態により特別計量栓(撒水等)に混用せらるゝ場所は拒避す(取締規程は考究中) (足利市)

- 一、計量栓に限り希望に依り設置し居れるも弊害を認めず (廣島市)
- 一、無量水器にて装置したるものなきも給水栓を室内消火栓とし或は實際室内消火栓も給水栓同様量水器を装置し給水栓として取付くものあり撒水栓に利用せらるゝ虞れなしとせざるも特に注意を與へ置き時として巡視し又月々量水器の指針にて使用の状況判明するを以て憂慮する程反則者なし (關東廳)
- 一、本問の如き装置あるものは總て消火栓として取扱他用途に使用せしめず (名古屋市)
- 一、提案の如き装置を禁止す (松江市)
- 一、給水栓と室内消火栓装置は別々に設備せり (鳥取市)
- 一、室内消火栓装置は設備を許可す常に封緘し火災の爲め使用したる時は届出しむ (高松市)
- 一、設備を見受くることあるも特別の規程なし (五所川原町)
- 一、第一當社同方法に依り設備し居れり
- 一、第二當社は取締上欠陥あるを認めず (滿鐵地方部)

(八八)

濾過池使用中濾過床ノ異常ヲ認めラレタル場合アリヤ若アリトセバ其ノ狀況承リタシ (東京市)

- 一、五三、五五、一一五、一三四、問題等と關聯して調査したし (長崎市)
- 一、昭和二年三、四月頃「ゴカイ」發生したる際適量の晒粉を注入し撲滅せしめたる後濾砂搔取充分洗浄し人工濾過膜を構成し使用せり (平壤府)
- 一、時々砂表より三、四寸若くは六、七寸の所に稍硬く且つ汚染せる二、三寸の砂層存在を見ることあり之が爲他に比し濾過停止すること速かなり (廣島市)
- 一、濾過床上に星形硅藻類を載積し砂上を被ひ濾速を減殺し一時斷水状態に達着せしことあり (新發田町)

一、安東及撫順に其の例あり「ヘーヤーフラック」なり主なる原因は沈澱池と沈澱時間との關係か
主なる原因ならん當社にても各所の意見承度（滿鐵地方部）

一、緩速濾過に於て或は時季に藻類及蜆等の發生する事あるも濾過に支障を來たしたる程水に繁
殖したる事なし急速濾過池に於ては濾過時間の經過に従ひ濾過池壁と濾過砂層との間隙大と
なり又汚泥層に龜裂を生ずる事あるが之が原因及防止策につきては研究中なり（大阪市）

（八九）

藻類撲滅用硫酸銅購入ニ關スル規格制定ノ要ナキヤ（東京市）

答

一、規格制定を望む（佐世保市、尾道市、山形市、廣島市、關東廳、松本市、新發田町）

一、同意（宇都宮市）

一、必要と認む（仁川府、小倉市、名古屋市、京城府、木浦府）

一、必要なきにあらざるか（長崎市）

一、當市は要なし（福島縣若松市）

一、研究中（門司市）

一、本市に於ては稀に *Yarrow* が濾池に生じて排水時に長時間を要することあるも一般には藻類
撲滅の要を見ず藻類撲滅の要あれば硫酸銅購入に關する規格制定の要あらん（大阪市）

（九〇）

藻類撲滅ノ爲投入セル硫酸銅ニ結果スル水中ノ微量銅分ノ定量法ヲ制定スルノ要ナキヤ
（東京市）

答

一、定量制定を望む（佐世保市、門司市、山形市、關東廳）

一、同意（宇都宮市、姫路市、松本市、新發田町、大阪市、木浦府）

一、必要と認む（仁川府、長崎市、小倉市、廣島市、京城府、名古屋市）

一、當市は要なし（福島縣若松市）

一、昨年夏期及本年春（五月）の貳回投入したることあるも其の投入量八十億分の一程度の微量
なるを以て之が定量法の制定は或は必要なかるべし（尾道市）

（九一）

量水器使用中取付ケ以前ノ成績ヨリ進ミ過ケルコト有ル哉若シ有レバ其ノ理由可成詳細ニ承リ
タシ（高松市）

答

一、水垢又は小石草の爲め「ファンホイール」に至る通水孔の閉塞に依り進み過ぐる事あり但し本
市は乾式翼車型量水器のみ使用（九龜市）

一、量水器取付後或期間（機械の出來具合及通水量の多少に依り一定せざるものと認む）取付前
の成績より進み過ぐるものあり、理由は廻轉磨擦箇所の場合が完全に出來製作當時より圓
滑の運轉をなすに由るものと思考す（高知市）

一、現在採用せられつゝある量水器（乾式複匣翼車型、乾式單匣翼車型、濕式複匣翼車型、濕式
單匣翼車型）は左の如き場合に於て通過質量よりも多き量を指示することあり

イ、水壓六十ポンド前後の場合
現在の量水器は水壓四十ポンド（所謂普通壓）を標準として製作せられたるものなるを以
て之に近き水壓に於ては其の表示量に大差なきも水壓の高低特に著しき場合は狂差を生
ず本市の試験せるところに依れば水壓六十二、三ポンドより稍々針の過進を見七十五ポ
ンド前後に至り漸次表示量の遞下となり八十ポンド以上になるときは反對に遲進を示し
百ポンドを過ぐるときは全く質量に伴はざる過少の量を表せり

ロ、ショックに依る場合
原因は現代式量水器の型式上の缺陷に基くものにして即ち現在多數に使用せられつゝあ
る乾式並濕式複匣翼車型にありては機構内流路の關係上正流のみに感じ逆流には全然不
感なるを以て之が装置せられたる給水管内に「ショック」の生じたる場合に於て著しき急
速度の正流（水栓に向つて突進する流）逆流（水栓に衝つてバックする流）が量水器匣
内を往復するに當り正流は翼車を廻轉し指針を進むるも逆流は翼車に不感なるを以て指

- 針は不動なり因て「ショック」の起る都度正流により指針を一方に進むるも逆流に感じて其指針を舊位置に復すること能はざる結果針の過進となる又乾式並に濕式單匣翼車型は水の流入流出部に或角度を設けたる單一流路により直接匣内の翼車を旋回せしむ装置なるを以て前記の正逆兩流に感じ指針は正又は逆に廻轉するも「ショック」に依りて翼の受ける影響は複匣のものよりも遙に大にして水の波動に依り其の指示量を二、三にし時に過大の表示をなし時に過少の表示を爲すは此の型式の重大なる缺陷なり（東京市）
- 一、進み過ぐる事あり是は或期間使用後は各齒車の嚙合せ心棒軸のなじみよくなる爲抵抗減ずる結果と思考さる尙年月を経過して材料の腐蝕始まれは一般に遅るゝものなり（長崎市）
 - 一、進み過ぐる事有り
 - 二、當市に於て現はれたる例は給水引込管内部が永年使用後又は修理、變更、増設工事等に依り水垢、鐵錆、鉛管切屑等の固形物移動し量水器の「ストレーナー」を通過せるものが量水器の内匣流入口の幾口から閉塞又は縮少せしめたる時（大牟田市）
 - 一、本市の如きは進み過るものあり其の理由考究中（室蘭市、鳥取市）
 - 一、量水器使用中の指針の過進は極めて稀に見るものにして本市に於ては曾て未だ斯る現象を發見せず（福井市）
 - 一、以前の成績より進み過ぎたることなし（山形市）
 - 一、進み過ぐる事あり理由は機の製作當初は相當磨擦あるも使用後漸次磨擦減少し回轉圓滑となるが故と思考す（足利市）
 - 一、主として十文字抵抗環の離脱射出孔に「ストレーナー」の破片の詰りたる場合（松江市）
 - 一、進み過ぐる事ある運搬中に於て故障を生ずるものと認む（川崎市）
 - 一、翼車受軸が磨滅のため翼車下降に依る爲

- 二、内匣の通水口が附着物の爲に縮少の場合（廣島市）
 - 一、高地域配水管内水位下降増減のため量水器翼車空轉し實際使用量に鑑み多量を示せる實例多し（京城市）
 - 一、二、三發見せり理由として根定有せざるも機構の調節良好となり磨擦部の摺合せ緻密となれる故ならん（飯塚町）
 - 一、量水器は試験の上取付くるものにして原則としてはなき筈なるも實際時時として使用者の請求に依り試験せし結果發見することあり原因は回數少きを以て審ならざるも水壓のため緩急辦等の定着に異状を來したるにあらざるやと思料せらる（關東廳）
 - 一、總ての量水器は新しく製造せられたるもの、取付後順次進み氣味となり後順次遅れ氣味となるものなり（大阪市）
 - 一、取付後吹込みの孔に砂石又は垢等支えられ孔の數減じたる時進み過ぐる事あるべしギヤIを支えたる軸受緩みたる時進み過ぐる事あるべし（福岡市）
- (九二) 上水中左記ノモノ、含有量ヲ承リタシ
- 遊離炭酸含量
 - 遊離及半化合炭酸含量
 - 總炭酸含量
- (高松市)
- 一、遊離及半化合炭酸含量 一四、〇〇〇 總炭酸含量 一八、七〇〇（仁川府）
 - 一、統計表参照ありたし（岡山市）
 - 一、本市は痕跡に過ぎず依て測定したることなし（小倉市）
 - 一、當水道のもの左の如し
 - 二、 一七、四七二

三、二四五、三〇〇 (關東廳)

一、採酌時日に依り多少異なるも最近の検査に依れば本市の成績次の如し

二、一立中 一〇、ミリグラム

三、一、六六ミリグラム (名古屋市)

一、數回試験的に定量を施行せしも未だ報告するまでに至らず (新發田町)

一、第二十一回上水協議會議事録参照、滿鐵沿線二十ヶ所の成績數

遊離炭酸 (Co₂) 0.0055—0.0363 IL 中の mg 半化合炭酸 (γ、β 炭酸 HCo₃) 0.0360—0.24

TS 總炭酸 以上の兩者に炭酸鹽として存在せるもの、炭酸を加算せるものなり

(滿鐵地方部)

一、第十回第十二回の上水協議會議事録に本市上水に就ての實驗成績あり現今測定せず

(大阪市)

(九三) 緩速濾過ニヨル最大速度ト其時ノ細菌聚落數(盛夏ニ於テ) 承リタシ (高松市)

答 一、速度 五・三七米 細菌數 十八個 (佐世保市)

一、最大濾過速度 八尺二寸 細菌聚落數 六、 (仁川府)

一、細菌の特に増加せざる範圍内に於て速度を加へ居れり最大量速 四・五米とす (長崎市)

一、最大速度 十米、細菌聚落數 七個 (姫路市)

一、本市計畫の最大濾過速度は時速四寸五分なるに之れを五寸一分迄速めたる場合ありしも細菌聚落數に對しては何等異狀を認めず但し細菌數は夏季平均二十個内外とす (尾道市)

一、最大速度十四尺 細菌數十三個 (平壤府)

一、最大速度一日十二尺にして細菌は十五個 (上田市)

一、八月十九日濾過速度十尺細菌聚落數九—一四 (津市)

三、二四五、三〇〇 (關東廳)

一、採酌時日に依り多少異なるも最近の検査に依れば本市の成績次の如し

二、一立中 一〇、ミリグラム

三、一、六六ミリグラム (名古屋市)

一、數回試験的に定量を施行せしも未だ報告するまでに至らず (新發田町)

一、第二十一回上水協議會議事録参照、滿鐵沿線二十ヶ所の成績數

遊離炭酸 (Co₂) 0.0055—0.0363 IL 中の mg 半化合炭酸 (γ、β 炭酸 HCo₃) 0.0360—0.24

TS 總炭酸 以上の兩者に炭酸鹽として存在せるもの、炭酸を加算せるものなり

(滿鐵地方部)

一、第十回第十二回の上水協議會議事録に本市上水に就ての實驗成績あり現今測定せず

(大阪市)

(九三) 緩速濾過ニヨル最大速度ト其時ノ細菌聚落數(盛夏ニ於テ) 承リタシ (高松市)

答 一、速度 五・三七米 細菌數 十八個 (佐世保市)

一、最大濾過速度 八尺二寸 細菌聚落數 六、 (仁川府)

一、細菌の特に増加せざる範圍内に於て速度を加へ居れり最大量速 四・五米とす (長崎市)

一、最大速度 十米、細菌聚落數 七個 (姫路市)

一、本市計畫の最大濾過速度は時速四寸五分なるに之れを五寸一分迄速めたる場合ありしも細菌聚落數に對しては何等異狀を認めず但し細菌數は夏季平均二十個内外とす (尾道市)

一、最大速度十四尺 細菌數十三個 (平壤府)

一、最大速度一日十二尺にして細菌は十五個 (上田市)

一、八月十九日濾過速度十尺細菌聚落數九—一四 (津市)

一、本市の最大速度は十二尺と規定しあるも夏期に於て水量不足の場合十三尺の速度を以て濾過せしが其の成績は前者に比し良好なる成績を見たり (仙臺市)

一、當水道の最大速度は十三尺五寸にして盛夏の候に於ける細菌數は一〇—三〇なり (關東廳)

一、本市實驗に依れば三〇%の成績次の如し

年 月 日 湖 水 原水(湖水の淺井戸内) 濾過水(接合井)

五、七、三 四二〇 一八 一三(推定)

五、八、六 二六八 二四 一五

五、九、一五 五八三 七 二 (大津市)

一、本市境浄水場新設濾過池に於て實驗の結果最大速度五十尺としたるに其經過左の如し 施行昭和五年四月一日より四月八日迄

濾 過 速 度 一般細菌聚落數

一日	二〇尺	七
二日	三〇尺	五
三日	四〇尺	五
四日	五〇尺	三
五日	五〇尺	二
六日	五〇尺	二
七日	三〇尺	三
八日	二〇尺	二

以上の結果に依り現在に於ては濾過速度三十尺にて給水しつゝあり (東京市)

- 一、速度十尺の際に於ては聚落數四個乃至七個なり (鳥取市)
- 一、實驗成績なきも二十尺程度迄は細菌聚落數に大なる影響なきもの如し (川崎市)
- 一、十五尺にして細菌聚落數は九八なり (新發田町)
- 一、六尺より二十一尺迄あまり變りなし (京城府)
- 一、本市に於て行ひたる試驗濾過池の成績に依れば次の如し

最大速度 二十八尺

細菌聚落數 源水 一〇五個 濾過水 一一個 (名古屋市)

一、上水協議會議事録に再三掲載せられたること、思料す (大阪市)

(九四) 水道敷設認可アリタル後水源池所有者 (村有) 二於て源水使用ニ關シ不承諾ニ遭遇セラレシ時處

置セラレタル經過承リタシ (那覇市)

答 一、水道布設認可前に水利權を確得し其の筋の布設認可を得るものなれば斯る故障なき筈なり (室蘭市)

一、本市は上水敷設認可後に於て水下町村より灌溉用水の不足を生ずるとの理由にて水源設置の反對を受け結局一日の最大使用量の三十日分に相當する水量を貯水すべき貯水池を築造することゝなれり (仙臺市)

一、關係民有地は悉く買收せり (函館市)

一、第五八間の法規制定を建議し之が實現を計り記述の如き憂を除きたし (飯塚町)

(九五) 地下淨水ヲ貯水シタル場合水質ニ及ボス影響如何

參照

別紙水質試驗成績表

上水試驗成績表

探	天	氣	探	濁	色	臭	反	硫	硝	亞	安	格	過	固	硬	鉛	細	顯	答
酌	氣	溫	酌	度	度	味	應	酸	酸	酸	母	魯	滿	形	度	度	菌	微	一、
日	日	日	場	所	度	異	弱	同	檢	檢	兒	兒	色	量	量	聚	鏡	上	
時	日	日	前	第	無	狀	アル	上	出	出	亞	魯	量	量	度	落	下	水	
十一月十二日午前十時四十分	晴	曇	前	一號	色	ナシ	カリ	上	セズ	セズ	酸	魯	量	量	度	數	所	協	
			場				性				兒	兒	量	量	度		見	議	
											一〇〇〇〇	〇〇四七四	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一四五〇	三、	異	會	
											檢	檢	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一四五〇	鹿	統	計	
											出	出	〇〇四七四	一〇〇〇〇	一四五〇	兒	表	表	
											セ	セ	〇〇四七四	一〇〇〇〇	一四五〇	島	に	依	
											ズ	ズ	〇〇四七四	一〇〇〇〇	一四五〇	市	ら	ら	
											ズ	ズ	〇〇四七四	一〇〇〇〇	一四五〇	(れ	れ	
											ズ	ズ	〇〇四七四	一〇〇〇〇	一四五〇	平	た	た	
											ズ	ズ	〇〇四七四	一〇〇〇〇	一四五〇	壤	し	し	
											ズ	ズ	〇〇四七四	一〇〇〇〇	一四五〇	府)	((
											ズ	ズ	〇〇四七四	一〇〇〇〇	一四五〇	鹿	鹿	鹿	
											ズ	ズ	〇〇四七四	一〇〇〇〇	一四五〇	兒	兒	兒	
											ズ	ズ	〇〇四七四	一〇〇〇〇	一四五〇	島	島	島	
											ズ	ズ	〇〇四七四	一〇〇〇〇	一四五〇	市)	市)	市)	

- 一、細菌聚落数の繁殖なき限り差支なきと思ふ (高松市)
- 一、大なる影響なきもの如し (新發田町)
- 一、本間は水源として貯水する場合を條件とし水質は甚だ良好(硬度は低きも蒸發殘渣多量)なるが故に貯水後の生物の浸入或は發生は他の一般地表水に比して遅延するものと思ふ但し此際考慮すべきは貯水方法の如何にして其後の變化も豫斷を許さずと雖も水源として良好の源水なりと思ふ (大阪市)

(九六)

緩速濾過池ノ濾過效力促進ノ方法ニ付キ研究セラレタル所アラバ承リタシ (鎮南浦府)

答

- 一、本市の計畫は最大濾過速度二五^{R/h}とせしも充分注意して試験的に三〇^{R/h}迄操作せしが第九三問の答の如き結果を得たり然れ共本市源水の如き細菌数の少なき個所にては應用し得べきも之を以て全般を推す事は如何かと存ず、小規模の實驗をなされては如何 (大津市)
- 一、現層の儘極度に促進するは水質に悪影響ありと思料す (仁川府)
- 一、硬質砂利層を厚くするを可とす (平壤府)
- 一、特別の裝置をなし其の方法を特に研究したることなきも効率の増進に就ては結極永き經驗と理論とに基き操作に最善の注意を拂ふ外なからん其の點を擧ぐれば
- 一、源水沈澱の時間及び沈澱水取入の深度
- 二、濾過速度及其の調節
- 三、濾砂粒子の大小及層の厚さ
- 四、池掃除の時期選定
- 五、掃除施行の方法
- 六、掃除後使用迄の操作方法 (關東廳)
- 一、經驗なし硫酸礬土の適量を注加するも一方法ならん (大阪市)

(九七)

給水使用者ガ濫リニ止水栓ノ閉閉ヲ爲シ給水ノ販賣又ハ料金ノ遁脱ヲ圖ル行爲ノ爲再度處分セラレ尙改悛ノ狀ナキ者ニ對スル各地ノ實際御取扱振リ承リタシ (關東廳)

答

- 一、本町は止水栓を閉栓し封印(針金及鉛出)をなすか又は給水栓の取外しをなすに依り弊害なし此の上閉閉をなし吸水をなしたる場合は給水管切斷の外法なかるべし (高砂町)
- 一、此の場合本市は使用條例違背行爲として給水停止若は水料増徴處分をなす而して尙改めざるに於ては水道使用承認を取消し給水管切斷をなすこととなり居るも切斷をなしたる實例なし (東京市)
- 一、行政上の處分として其の都度販賣又は遁脱に對しては損害を賠償せしめ同時に過料處分に付し之が反覆を計るの外途なきも其の情狀に依りては之を司法處分に廻付す (仁川府)
- 一、使用條例に規定せる處に依り三ヶ月以内給水の停止處分をなす停止中濫りに止水栓を開栓し又は封印を破毀したるときは配水管との聯絡を切斷するものとす (尾道市)
- 一、本市は水道使用條例に依り材料又は鍵鑑札を取上ぐるか又は停水處分す (室蘭市)
- 一、給水條例に依り停水處分並に科料に處す (平壤府)
- 一、當市の水道條例には相當處分の途あり (上田市)
- 一、水道使用條例に依り三十日以内給水を停止し又縣令水道取締規則に依り處分を要求し居れり (廣島市)
- 一、給水栓を切斷せり但し料金の遁脱に就ては追徴するのみに止め居れり (鳥取市)
- 一、再度處分の實例なし (五所川原町、川崎市)
- 一、給水管を切斷して給水停止す (若松市)
- 一、各都市所定の條例罰則に依り其の都度處分するより外なかるべし (函館市)
- 一、接合栓に依り停水す (鹿兒島市)

一、給水管の切斷をなす (京城府)
 一、給水條例に基き三十日以内の停水處分をなし金五圓以下の過料に科すること、せり尙停水の
 上始末書を提出せしめ保證人連署を以て誓約書を提せしめたることあり (飯塚町)
 (九八) 鹽素滅菌機磯村合名會社製品ト獨逸クロレーター會社製品ノ特長及耐力ニ付研究シタル所ア
 ラバ承り度シ

答 一、磯村製に就ては(七六) 回答の通獨逸製は使用せぬ (廣島市)

(九九) 鑿井ニ依り取水セル所アラバ水道出來ザルヤ又ハ「ストレーナー」ノ目ガ潰レシ場合ノ掃除並
 ニ是ニ對スル措置ニ付研究シタル所アラバ承り度シ (平壤府)

答 一、水道は自然出來「ストレーナー」ノ目ガ潰レシ場合は「スアーブ」するより外に方法なきものと
 認む (仁川府)

一、本市の水源は地下水にして四ヶの鑿井に依り取水す「ケーシング」の口徑各十二吋半深度二
 八〇尺乃至三〇〇尺にして滯水層八〇尺乃至九〇尺を有す而して歲月を経過と共に細砂の井
 内に浸入沈堆して内面より「ストレーナー」の水孔を塞ぐ(沈堆細砂の厚さ最少四・八尺最大二
 五・二尺)に至りたるを以て此沈積細砂の排除を行ひたり即ち配水量の最も少き時期を以て
 取水を中止し内徑二吋二分の一長九尺の瓦斯管の一端に活弁(アオチ蓋)を裝置したるものを
 直徑十六分五吋の「ワイヤロープ」にて吊下げ一人の作業夫をして兩手にて何回となく沈積せ
 る砂面上に軽く打ち突け數分時の後管を引き上げ管内に潛入したる細砂を取出し一工程を了
 す斯くして此方法を連續繰返し遂に井内の沈堆細砂を全く除去することを得たり但し一日の
 工程平均約二尺五寸なりき (福井市)
 一、鑿井完成後水道には變化なく別に水道の増大せるを認めず「ストレーナー」に就ては細砂が

「ストレーナー」を通過して井底に堆積し「ストレーナー」を堆めたることあり依つて水量の
 減少を來したり故に「サンドポンプ」を以て排砂し井水に激動をあたへ「ストレーナー」の
 掃除を試したることあり其結果當初の水量に回復したり (高松市)

一、第一 意味不明

第二 エヤーコンプレッサーの使用をなすこと (滿鐵地方部)

(一〇〇) 給水申込ニ當リ専用共用其他各栓ノ給水使用者ノ資格ハ實際ニ於テ如何ニ御取扱ヒ相成ルヤ
 狀況承り度シ (宇和島市)

答 一、實地に就き詳細調査をなしたる上決定す (徳島市)

一、本市は公設共用に限り資格の規定あり之が調査は公簿に依る (佐世保市)

一、本市に於ては所得税納税者のみ共用栓を使用し得ざる制限を設けあるも一時使用を許可する
 を得但し其の場合の料金は専用栓と同一の料金を徴收す (丸龜市)

一、家賃賃賃價格十二圓を限度とす (堺市)

一、條例に基き取扱ひ居れり申込ありたる節本人より各條項を聞取り公簿に依り調査をなす
 (高砂町)

一、建坪十五坪を限界とし以上を専用栓以下を共用栓として取扱ふ尙條例にも如斯く定む
 (木浦府)

一、本市の給水使用者については資格を設けず専用共用の撰擇自由なり (東京市)

一、本人申出を認めて處理したる上實地の調査を爲し本人申出に相違せるものは各當該料率に依
 り使用料を徴收す (高知市)

一、七四間と同じ (宇部市、高崎市、小倉市、米子市、松江市、仁川府、長崎市、福島縣若松
 市、岡山市、久留米市、別府市、新發田町、長岡市、豊橋市、上田市、廣島市)

- 一、専用は家事営業の二種に其業態に依り共用は家屋賃貸及税制に依り取扱ふ（宇都宮市）
- 一、本市は戸數割平均以上を専用資格者として以下を共用栓資格者とせり（大牟田市）
- 一、水道使用條例の定むる處に據る（和歌山市、淀橋町）
- 一、専用給水申込者の資格に對しては單に營業狀態を調査の上種別を定むるも共同放任栓使用の申込者に對しては家屋賃貸價格又は納税額を調査したる上是れを處理す（尾道市）
- 一、本市は家賃々賃價格一ヶ月拾五圓以上は専用資格拾五圓未滿は共用とす而して計量資格市水道使用條例に依る各種營業の種目を以て定む（室蘭市）
- 一、共用栓の申込に就ては資格及加入戸數の制限に依り尙巡視をして實地調査の上決定し専用栓は家事用又は營業用等の用途別に區分受理し尙實地設計に際し不審の點あらば更に調査の上決す（福井市）
- 一、専用栓の申込に就ては使用者に對し何等の制限なきも共用栓は市税戸數一戸平均額以上及營業用の給水には給水使用の申込に應ぜず（山形市）
- 一、共用栓自己所有の建坪十五坪以上の家屋に住居する者及一ヶ月賃借料十圓以上と認むべき家屋に住居する者は共用栓を使用することを得ざる外其の他の栓種に付ては給水使用者の資格を定めざるものとせり（尼崎市）
- 一、申告書に依り實地調査をなし決定す
税額は市の納税額書類に依り調査し家屋賃貸價格は家主並に近所に於て問合す事とせり但し家屋賃貸價格は信ずる能はざるものあるに付市の税額に重きを置く（津市）
- 一、専用共用區別に付ては七四問參照
其の他は給水條例及施行細則の規定に依る（名古屋市）
- 一、一應申込書を受理し給水使用せしめ後受持巡視をして實地調査せしむ（仙臺市）

- 一、七四問に同じ但し共用栓資格者と雖も任意専用栓を使用し得るは勿論なり（鳥取市）
- 一、専用栓中營業用に限り資格の定めあるも其他自由なり（高松市）
- 一、實際を調査の上適宜取扱す（五所川原町）
- 一、専用資格者
 - 一、市税戸數割平均額四分の三以上を納むるもの
 - 二、所得税を納め又は直接國稅年額拾圓以上を納むるもの
 - 三、家屋賃貸價格一ヶ月拾貳圓以上又は建坪二十五坪以上の家屋に住居するもの私設共用栓資格者は前項以下のもの（松本市）
- 一、共用栓資格は實地に臨み條例規定の範圍に該當するや否や調査の上確定す以上以外のものは總て専用栓を使用する資格者として取扱をなせり（川崎市）
- 一、税額は公簿に依り其他の資格は總代人又は實地に付調査の上決定す（若松市）
- 一、使用者の家屋建坪に依り決定（函館市）
- 一、資格に付疑問あるものに對しては規程に依り納税額は市長の納税證明書を提出せしめ家屋の賃貸價格は市長の認定に依る（鹿兒島市）
- 一、家屋賃貸價格八圓以上直接國稅五圓以上を納むるものは共用栓を使用することを得ざる條例に基き以上の者は専用栓として取扱ひ居れり（倉敷市）
- 一、申込者の申告により大體を決定し猶詳細は後日の調査に俟つ（京城府）
- 一、特別戸數割年平均額を以て限界とせしも第七四問に回答せる如く家屋賃貸價格百八拾圓、所得年額千貳百圓國稅額拾五圓を限界とすることとせり（飯塚町）
- 一、別に資格を定めず但し普通専用栓は家屋所有者をして申込ましむる方針を採り居れり（滿鐵地方部）

一、本市は給水装置の所有者は家主又は地主に制限し使用者の資格は限定せず (大阪市)
(101) 何戸以上ノ使用ヲ以テ共用栓ト定ムトノ規定アル場合ニ於テ制限戸数以下ニ使用者減ズル場
合同共用栓トシテ取扱ハル、ヤ (宇和島市)

答

- 一、制限戸数以下に使用者減じたる場合一時共用栓として取扱ふも将来制限戸数に達する見込なき場合は現使用者を最寄の共用栓に加入せしめ之を撤廃す (佐世保市)
- 一、本市は二戸以上を共用栓とするを以て一戸となりたる場合は専用栓として取扱ふ (丸龜市、高松市)
- 一、一時最低戸数に満たざるに至るも最低以上に復する見込のものは共用栓として取扱をなす (高知市、米子市)
- 一、別段の定めなきも五戸を標準に取扱へ共減じたる場合に在りても其儘使用せしめつゝあり (宇都宮市)
- 一、共用栓の使用者は時々異動免れず偶々制限戸数以下に減ずるも種別變更を爲さず (仁川府)
- 一、共用栓が共用専用に適する状況に在る以上戸数の減少に依り種別を變更するは穩當ならずと信ず本組合に於ては斯の場合合同共用栓として繼續す (荒玉水道)
- 一、現在にては制限戸数以下に減ずることあるも尚共用栓として取扱ひ居りて本市も亦問はんとする所なり (長崎市)
- 一、二戸以上と規定せり而して一戸となりたる場合は二戸以上とすべく勧誘し已むを得ざる時は他の共用栓を使用せしむ (大牟田市)
- 一、質問の如く制限戸数以下に一時減ずるとも専用栓に變更の請求ある迄は共用栓として取扱居れり (中津市)
- 一、之等の場合は専用栓として取扱ひ居れり (和歌山市)

- 一、栓種を變更せしむ (岡山市、尾道市、鹽釜町)
- 一、本市は共用栓に戸数の制限なきも一、二戸の場合は給水者と協議の上給水栓の撤去をなし本人には専用栓使用給水せしむ (室蘭市)
- 一、二戸以上 (門司市)
- 一、巡視をして調査せしめ異動を生ずる毎に本人を呼出し種別變更せしむ (平壤府)
- 一、將來の増加の見込みなき場所に對しては専用栓として使用せしむ (豊橋市)
- 一、五戸以上の共同使用を共用栓とす (堺市)
- 一、制限戸数以下に使用者減ずるも使用料金は制限戸数分を徴收す本市の制限戸数は「三戸以上」とせり (大津市)
- 一、私設共用栓は二戸以上とし公設共用栓は十戸以上とし制限戸数以上に達せざる場合は之れを許さず (木浦府)
- 一、共用栓として取扱を至當と思考す
本町條例に私設共用栓は家屋所有者が設置すべき様設定しつゝあり共用栓設置家屋は全部借家に付空家となりたるときは當然使用者減じ使用者一定せず前述の如くに付共用栓として取扱ふを至當とす (高砂町)
- 一、本市は三戸以上を以て共用とす制限の戸数以下となりたる場合は更に三戸以上に達する迄一時専用栓に種別變更をなしたるものと見做し専用栓料率に依り使用料を算定徴收することに取扱ふ尤も將來三戸以上に達すべき見込なきものに在りては種別變更の手續をなさしむ (東京市)
- 一、現在該當の者あるも共用として取扱ふ (上田市、青梅町)
- 一、共用栓使用には戸数の定めなきも使用者二戸に減ずるときは撤去せしことあり (山形市)

一、規定戸数以下の場合は専用栓料金に準ず但し使用戸数が目的に於て規定戸数の場合はこの限りならず（淀橋町）

一、共用栓の性質としては二戸以上は共用として取扱ふべきを妥當と認む若し三戸以上が共用栓と定めたる規定ならば之に準據して取扱ひ使用減の場合栓種變更をなさしむる外なきも二戸以上は共用栓として存置なすが穩當と思料す（尼崎市）

一、制限戸数の定めなきも三戸以内に減じたる場合は撤去す（高崎市）

一、或る時期迄共用栓として取扱ひ置き全く一戸の使用と認めたる上適當の種別に變更す

（津市）

一、戸数制限なし（仙臺市、大阪市、五所川原町、福島縣若松市）

一、別段規定なし尙實際に於ては共用栓使用戸数僅少となりたる場合は事情の許す限り専用栓に種別變更を勧誘し共用栓を整理す（松江市）

一、其の儘取扱ひ居れり（廣島市、小倉市、福井市、西宮市、別府市、大分市、宇部市、鹿兒島市）

一、公設共用栓は一戸にても共用栓として使用せしむるも私設共用栓は一戸となりたる場合は専用栓として取扱ひ變更を命ず（鳥取市）

一、公設共用栓は十五戸以上私設共用栓は二戸以上の規定なるも公設共用栓に對しては十五戸未滿に減じたる場合も當分の内共用栓として使用せしむ（川崎市）

一、將來最低戸数迄の申込なしと看做さるゝ栓に對しては共用栓としての資格を認めず

（若松市）

一、制限戸数以下に減じたる場合は直に制限戸数に復舊するものと認めらるる場合は便宜共用栓と同様の取扱ひをなすも復舊の見込なしと認めたる場合は専用栓に改造せしむ（新發田町）

一、共用栓使用者減じて一戸となりたる場合は其使用者に可成専用栓を引かしめ其共用栓を撤去する方針なり然し共用栓使用中は共用栓として取扱ひ居れり（長岡市）

一、公設栓は停水、私設栓は停水又は可成専用に変更せしむ（函館市）

一、當市に於ては五戸以上を以て共用栓とせるも以下に減じたる場合は他の共用栓を使用せしめ撤去せり（倉敷市）

一、共用栓設備の際使用豫定戸数設定するを以て家屋ある場合は假令一時空家となり使用者なくして制限以下となるも共用給水として取扱ふも其の家屋を取毀たる場合は該當種別に變更す（京城府、名古屋市）

一、共用栓として使用せしめつゝあるも實際不合理の廉あり公設共用栓は三戸私設共用栓は二戸以内の場合に勉めて専用栓使用を勧め可成共用栓を撤去せしめつゝあり（飯塚町）

一、新設申込は五戸以上に非ざれば許可せず從來使用の分（條例改正後）五戸以下も其儘使用せしめ居れり（福岡市）

（一〇二） 源水方溪流水ニシテ非常ニ軟水ナル場合ニ於テ鐵管及ビ鉛管ニ及ボス影響實驗セラレタルコトアラバ承リ度シ（宇和島市）

（一〇三） 量水器點檢ニ於ケル各市ノ實況承リ度シ（宇和島市）

答 一、巡視を以て點檢せしむ（徳島市）

一、全市を七區に區分し一區一人の受持として一週間を要す一日一人の點檢數百八十個内外なり（佐世保市）

一、點檢數は一人一日平均約百個とす（九龜市）

一、水道巡視をして點檢せしむ一日平均百二十戸以内（宇都宮市）

一、水道巡視之を擔任し人夫又は職工一名を附屬せしむ（仁川府）

- 一、毎月二十三日より點檢を開始し末日に終了、點檢戸數は一人一日平均百戸（久留米市）
- 一、水道看守をして毎月一回其月分を翌月一日より五日以内に點檢す而して點檢の際は給水者を立會はしむ（室蘭市）
- 一、一日二百五十個及三百個（門司市）
- 一、本市は毎月一定期日に於て約六日間巡視五名外に補助員三名計八名點檢に従事一人一日平均約二百個とす（福井市）
- 一、給水區域を五區に分ち巡視五人をして毎月初旬に於て點檢せしむ（一日の點檢は六十戸内外とす）（平壤府）
- 一、本市は毎月一回行ふことに定む（豊橋市）
- 一、毎月二十一日より二十三日迄三日間必ず施行しつゝあり（上田市）
- 一、量水器の點檢は月末の一週間以内一人一日百個内外とす（山形市）
- 一、一員壹千個前後を受持毎月一日より十日の間に點檢せしめ居れり（淀橋町）
- 一、毎月末二日間に實施す（高崎市）
- 一、例日吏員をして點檢せしめつゝあり（津市）
- 一、例日吏員をして點檢せしめつゝあり翌年度は巡視員を置き點檢せしむる豫定（津市）
- 一、毎月十一日より十八日迄三名の巡視に於て行ふ一人一日平均點檢數百十栓（米子市）
- 一、毎月二十五日より翌月上旬までに巡視をして點檢せしむ（仙臺市）
- 一、外勤吏員五人に一人宛の助手を付し毎月定日に擔任區間巡視點檢す一人一日平均九八個五分にして一人の所用日數大體十五日以内にて點檢を了す（松江市）
- 一、大連水道に於ては給水區域を十區に區分し一區平均千六百個所とし一人にて十七日間即ち一日九十二個所内外の點檢をなし外に事故再關係二名を置き常に事故調査に當らしむ而して點

檢員十七日間以外の日は臺帳記入計算等に從事せしむ（關東廳）

- 一、現在量水器据付數一二、三〇〇個にして點檢員五名一人一日百個内外とす（堺市）
- 一、量水器點檢は毎月十五日より三日間以内に點檢し尙點檢に際しては必ず需用者の立會の下に點檢カードに記載することとせり（木浦府）
- 一、原則は毎月例日に施行、近日不景氣の影響を受使用料滞納夥しく之が整理に忙殺せらるゝを以て目下隔月に施行す一日一人點檢標準約百個點檢例日は定期に屬するもの自九日至二十六日十六日間毎月徴收するものに屬するもの二十七日及二十八日の二日間とす（東京市）
- 一、巡視四名各一名に一人を附し下旬より約十日間内に點檢を了せしむ一日の點檢數八、九十個とす（小倉市）
- 一、量水器の點檢は水道巡視之を行ひ一日九十個乃至百三十個を點檢す（鳥取市）
- 一、當町に於ける量水器の點檢は職工一人を之に當らしめ毎月末日之を行ふ而して點檢の上は點檢簿に記入し其の切取半片にも同じく記入し使用者に交付し居れり一日一人約百戸位點檢を行ふ（五所川原町）
- 一、毎月二十日より開始し月末迄に完了す（川崎市）
- 一、水栓手四人毎月上旬點檢をなす一人一日點檢戸數は約百五十戸（別府市）
- 一、一日の點檢數一人に付百八十個平均とす（若松市）
- 一、一日平均六七ヶ所（新發田町）
- 一、總水栓數一一、七〇一（本年八月現在）に對し巡視六名を以て之に充つ（鹿兒島市）
- 一、點檢員資格雇員及巡視（備人）を以て之に充て補助人夫一名を附す、一日點檢數約八〇、給水設備故障の有無を調査點檢し毎月一日より二十日迄（内二日休日）に終了す冬期地表下凍結のため作業困難を極め取付總數に對する故障修繕を要するもの一ヶ年二八%に達す公設共用

給水販賣請負栓のものには指針を故意に回轉又は破損せしめ料金の遁脱を計らむとするもの多數あり取締に困難を極む (京城府)

一、日本人點檢者一人に支那人助手一、二名を附し毎月十日間位の間に點檢を了す (滿鐵地方部)

一、毎月八日頃より點檢を開始し二十八日頃迄に終るも其間休日もあるにより十八日間位にて點檢を了す一人當受持個數等に付ては七十二問参照 (名古屋市)

一、本市は全市を十二區に分割し更に一區毎に之を二十五小區に分ち毎月定例日に係員をして巡回點檢せしむ (大阪市)

一、毎月點檢日を定め吏員一名に手傳一人を附隨せしめ一人當五百戸位を三日間位に點檢せしめつゝあり尙毎戸に點檢表を備へ使用水量及料金を記入せしめつゝあり (飯塚町)

一、七十二問に回答せり (福岡市)

(一〇四) 水質検査ハ何處ニテナサルルヤ又検査ハ一ケ年何回、一回何程ノ検査手数料ヲ支出サレ居ルヤ各市ノ状況承り度シ (宇和島市)

答

一、水源、淨水場、配水池及市内栓に付き毎月一回以上とせり (徳島市)

一、市に於て施行す但し六、七、八の各月三回、其他の月は二回とし一回の試験四種とす手数料なし (大分市)

一、水源地構内所在の水質検査所にて毎日検査す (佐世保市)

一、本市は特に水質検査専任の技術員を置けるを以て本間に該當なし (高知市)

一、沖之山同仁病院、一ヶ月一回、年手當金參百圓 (宇部市)

一、縣衛生課に囑託執行せしめつゝあり (宇都宮市)

一、給水區域府廳内に試験室を設け不斷検査を爲す、検査は府技手之を擔任するを以て検査手数料の支出を要せず (仁川府)

一、本市水質試験所に於て毎日検査す (長崎市)

一、縣衛生課に囑託し水源地は春秋二回淨水場給水栓は毎月一回一ケ年金參百五拾圓を納付す (鹽釜町)

一、水質検査は縣衛生課に囑託し一ケ年間八回の豫定、手数料は一回に付金拾六圓五拾錢、縣の通知に依り納金し居れり (中津市)

一、市役所内に設備せり検査は上水協議會協定上水試験法に據る (和歌山市)

一、水質試験は縣立工業學校にて施行し毎月四回とす検査手数料としては支出せず囑託手當として月貳拾圓支給す (福島縣若松市)

一、本市は日本赤十字社兵庫支部姫路病院年五十二回手當月額拾五圓賞與年額參百六拾圓 (姫路市)

一、協定試験法に依る、市立理化學研究所 (岡山市)

一、本市設備の水質検査所に於て一ヶ月三回 (上、中、下旬) 定期検査をなし其の費用は一ケ年千參百七拾四圓の豫算なり (尾道市)

一、市立室蘭病院に囑託し同院の研究室に於て一ヶ月三回以上とす、而して一ヶ月金拾圓の手當を支給す (室蘭市)

一、水質検査の場所 上水検査所一ケ年百四十四回

本市は前記検査所に於て技手一名 (給八〇圓) 囑託一名 (月手當二五圓) 採水夫一名 (日給一・七〇圓) 之に關係し居れり (門司市)

一、市衛生技師及囑託員一名を以て毎週一回市に於て検査す囑託員手當一ヶ月貳拾五圓 (福井市)

- 一、當府に於ては水源地に専任技術者を置き毎月二回以上検査す (平壤府)
- 一、淨水場に水質試験室を設け専任の技術員を置く濾過水、市内水栓共一日置きに検査を施行す (豊橋市)
- 一、水質検査は上田蠶糸専門學校教授に囑託し細菌検査は毎月一回年十二回とし全分析成績検査は年二回とし細菌の方へは一ヶ年百圓分析試験の方へは年五拾圓の手當を支給す (上田市)
- 一、水質検査は市立病院にて毎月一回以上又検査手数料は一ヶ年貳百圓とす (山形市)
- 一、實例なし (淀橋町)
- 一、市に於て直接實施検査日は毎週木曜日と定めをれり水質検査員常置に付検査手数料としては別に支出の要なし (尼崎市)
- 一、市役所試験室に於て検査し毎月二回一年検査囑託手當參百圓 (高崎市)
- 一、水質試験は當市 (水道技手) に於て施行年二十四回の検査をなす検査手数料不用 (津市)
- 一、水道課にて水質検査す毎年三十回程度此の經費年額貳百圓 (西宮市)
- 一、元郡立病院に囑託し月一回施行年手當貳百四拾圓支給 (米子市)
- 一、東北大學醫學部細菌室に囑託し月一回は必ず検査することとせり、囑託手當は年參百圓外に助手一人に百貳拾圓を支給す
- 一、尙検査用藥品材料費として四百圓内外の豫算を計上す (仙臺市)
- 一、縣立衛生試験所員に水質検査員を委嘱し毎週一回検査す委嘱員は二人にして一人の手當年額百五拾圓とす (松江市)
- 一、給水栓は毎週四回、源水及各池は毎週二回市衛生試験所に於てなし特に検査手数料を支出せず (廣島市)
- 一、大連水道にては市内は無料にて他の試験所に依託し月二回施行し水源池及淨水場の各池は専

屬の試験場にて水源貯水池は月一回淨水場は一週一回施行し居れり經費は人件費を除き藥品費及器具機械費にて一ヶ年度約四千五百圓なり (關東廳)

- 一、市立病院に囑託(藥劑長一醫員二)同所に於て完全分析四回普通分析十二回とせり手當一人に付一ヶ月金拾圓とせり (小倉市)
- 一、水質検査は縣衛生技師及技手に囑託し一ヶ月一回以上の検査を爲す而して之れが爲め囑託手當を支出せり (鳥取市)
- 一、水質検査は香川縣衛生課に依託試驗施行、検査回数は不定同手数料は年手當を支給す (高松市)
- 一、青森縣警察部衛生課一ヶ年二十四回 (五所川原町)
- 一、必要に應じて市立病院に委託す (松本市)
- 一、縣衛生課へ依頼す年四回乃至六回とし囑託手當として二人分年貳百五拾圓を支給す (川崎市)
- 一、警察部に囑託、月一回の豫定手数料は二リットル迄金五圓細菌検査一回金五拾錢 (別府市)
- 一、公立病院に囑託施行し週間一回囑託費年千五百圓 (若松市)
- 一、水質試験所に特に特設實施しつゝあり検査は年一四五回 (新發田町)
- 一、水質検査は淨水場内の水質試験室にて月一回以上行ふ検査員は本市警察醫を囑託し年百貳拾圓の手當を給す (長岡市)
- 一、水道課水質試験所 (函館市、福岡市)
- 一、毎月一回以上とし市立尼畔病院に囑託す本年度の豫算は手當金參百圓備品費金七拾圓消耗品費金百九拾參圓を計上し居れり (鹿兒島市)
- 一、岡山市理化學研究所に依託毎月一回實費參百圓 (倉敷市)

- 一、當府に於ては應内衛生試験室に於て行ふ試験水は漢江々岸第二及補助取入口取入源水沈澱池水、未濾過水、各濾過水浄水池水に付毎週一回以上市内給水栓に付ては毎日施行す鐵管工事前後には其影響區域内給水栓に付特に試験を行ふ（京城府）
- 二、衛生研究所及沿線各地の病院にて月二回施行す検査手数料一件金壹圓（滿鐵地方部）
- 三、水道部に水質検査機關の設けあり茲に於て實施す（名古屋市）
- 四、水質の化學的試験は毎週一回、細菌検査は毎週五回市立衛生試験所之を行ひ其費用は手数料として水道經濟より組替をなせり（大阪市）
- 五、私立病院（入院患者百五十人位）に委託し當分月一回とせり但し時宜に依り二回以上検査せしむ同院に於て公共事業の故を以て手数料を受けざることをせりも試験藥品代として月金五圓宛を提供しつゝあり（飯塚町）
- 六、滋賀縣衛生課に委嘱す毎月一回（大津市）
- 七、水質検査は府囑託病院に於て毎月一回之を行ひ月手當十五圓を支給す（木浦府）
- 八、大都市は自家用試験装置を設備しある如く存ずるも本町は縣衛生課に依囑し理化學的試験は月一回（回数少なし）細菌學的試験は時々なし居れり検査手数料は無料（高砂町）
- 九、水質試験は東京市衛生試験所に於て之を行ふ
- 一〇、東京市上水道試験及他町村上水の依託試験回数並に手数料左表の如し

箇所	定期回数	臨時		手数料
		特	時	
水源地青梅より上流	同二回		一足砂及削取	
水源地青梅より下流	同二回			

村山貯水池	同二四回	約一〇回			
境浄水場	同五二回		約二四〇回		
和田堀浄水場	同一二回				
淀橋浄水場	同五二回		約二四〇回		
市内水栓	同五二回	約一〇回			
澁谷	同二四回	約一〇回		一回ニ付 六拾圓	
黒目	同一二回			同拾圓	
千駄ヶ谷	同一二回			同上	

（東京市）

（一〇五）給水設備所有權者（工費完納）家屋ノミテ他ニ讓渡シ給水設備讓渡ノ手續ヲ爲サズシテ所在不明トナリタル場合其ノ處分ニ關スル各地ノ取扱振承リタシ（郡山市）

答

- 一、賣買讓與の届出なき限りは前所有の儘存置す（堺市）
- 二、當事者連署能はざる場合は所有權收得の事由を明記し保證人連署を以て一方行爲に依り處理し居れり（木浦府）
- 三、處分方法を届出づる様なりをれるも届出なく所在不明の如き場合あるも權利及義務を同時に移轉したるものと見做すべく條例を設定し居れり（高砂町）
- 四、本市は保管使用を承認す保管者は給水装置有形の儘使用し得るに止り改造増設を認めず而し

- 一、使用上必要な修繕若くは量水器取付取外は承認す (東京市)
- 一、本市水道使用料條例に給水装置は家屋と分離して権利を移轉し得ざる規定らるが故本問題の如き實例なし (佐世保市)
- 一、届出なきものは給水装置に關する権利義務も家屋の移轉と同時に移轉せしものと認め處理す (高知市)
- 一、家屋の所有權移轉に際し特に水道に關する契約事項なき限り家屋と同時に所有權移轉せしものとして取扱ひを爲す (宇部市)
- 一、用具所有者不明となり保管者なき場合は給水管を切斷する取扱となし居れり (仁川府)
- 一、家屋讓受人に全責任を負擔せしめ便宜給水し居るも要するに變則に係るを以て本件の如きは水道條例(法律)に於て家屋に附隨したるものとし相分離して賣買讓渡するを得ざる旨明規の要あるべし (長崎市)
- 一、市に於て關與せず家主、給水使用者に於て適當の方法を講ぜしむ (大牟田市)
- 一、條例を以て市に於て給水装置を切斷する様規定しあり (福島縣若松市)
- 一、家屋所有權讓渡と共に給水設備に關する權利及義務をも同時に移轉したるものと看做して處理す (尾道市、尼崎市)
- 一、本市は本管との接續を取外し置くのみなり但し撤去せず (室蘭市)
- 一、斯る場合は市に於て該給水設備は不用の状態にあるものと認めたるときは其の旨公告を爲し給水管を切斷し新に給水工事の請求に應ずることゝなし居れり (門司市)
- 一、家屋と共に地上物件移轉のものに限り新所有者の保管證を徴したる上處置せしことあるも其他に關しては實例なし (福井市)
- 一、家屋讓受人の申出により本人を責任者とし處理す (平壤府)

- 一、此場合當市の條例は家主又は地主より徵收することになり居るも實際に於ては讓渡を受けたるもの之れを負擔したる事實多し若し何れか決定せざる場合は差押處分に付す (上田市)
- 一、給水を停止し量水器を撤去するの外なし (山形市)
- 一、家主又は其承諾を得たるものに於て給水設備を保管せんとするときは之に應ず此の場合保管者は一切の權利義務をも讓受けたるものと看做す保管者なき時は使用廢止狀態と認め其の旨を告示し三十日を過ぐるも届出なき場合は公用地内にある給水装置を撤去することあるべしの定めなり (淀橋町)
- 一、一定期間公告し市に於て管掌す (宇和島市)
- 一、實例なし然れ共斯るときは善處して保管する管理者と認めたる場合に限り相當保證人を定めしめ法定期間中華所有者として取扱ふものと思料す (津市)
- 一、買得者より水道付きにて買得した場合は其旨申告せしむると共に將來關係者より異議申立ありたるときは其一切の責に任ずる旨特記せしむ (西宮市)
- 一、管理人(主に使用者)を選任せしむ使用者なきときは分水栓に於て切斷し廢止す (足利市)
- 一、家屋の所有權異動の場合は給水装置の處分につき届出することを原則とし若し届出なきときは共に移轉せるものと看做す旨規定せり (米子市)
- 一、所有權者は舊の儘とし所在判明次第讓渡の手續をなさしめ其の間増設等加工を許さず若し其の裝置使用の申出あるときは請書を徴し使用せしむ (仙臺市)
- 一、當地は殖民地として特に多く取扱ひに困難し居れり調査の結果多くは故意にあらざして不用意に基くものにして家屋又は土地賣買書類に依り權利移轉をなし得べきものは之れに依り若し如何ともなし能はず又實際に買受け居る所有者は死亡其他にて再び來り能はずと認めたるものに付ては甚だ姑息の手段なるが如きも適當なる管理者なきものとして切離の形式により給

水臺帳より除籍し更に新設として取扱ふものあり其外のもの所有權を移轉せず民法上の善意の管理者として使用のみを認め居れり (關東廳)

一、給水栓讓渡の手續を爲さざる限りは所有權の保留せるものと認むるを以て總ての手續は元の所有者に對し之を行ふ (鳥取市)

一、關係書類熟覽の上臨機の所置を取る (松本市)

一、滯納金あるときは競賣處分に附し滯納なき場合は現家屋所有者より裝置名義者行衛不明の届出をなさしめ事實調査の上廢止の手續をなす (別府市)

一、給水裝置保管者を指定の上處理せしむ (若松市)

一、給水裝置讓渡届なき限りは前所有者の名義なるも給水料は其の使用より徵收す (長岡市)

一、本栓を使用せむとする者あるときは保管届を提出せしめ給水中に於ける總ての事項に關係を負はしむ (函館市)

一、給水使用者を管理者と看做し處理す (鹿兒島市)

一、家屋所有者の申出により用具保管を認め保管者に給水を開始す (京城府)

一、賣買證書其他の證書類を調査し適當に處理す (名古屋市)

一、事實上讓渡し受けたることを立證し願出たるときは之を承認し其然らざるものは廢栓状態にあるものとして處分す (大阪市)

一、給水設備所有者の名は其の儘とし置き給水の請求のありたる場合「設備所有者」の下に「家屋所有者」と併記し新家屋所有者に署名捺印をなさしめ給水を開始し居れり該設備の變更等は之を受理せざるも増設の場合に限り家屋所有者全責任を負ひ市に迷惑をかけざる旨の一札を差出さしめ工事をなし居れり (小倉市)

一、家屋の所有權讓受人に於て水道に關する總ての權利義務を履行し町に對し迷惑を相掛けざる

(一〇六) 一札を提出せしめ所有者名義變更をなさしめつゝあり (飯塚町)
最近貳箇年間に於ケル給水一立方メートル對スル生産費及各給水種別毎ノ實際ノ給水量ニ對スル料金ニ付各市ノ模様承リタシ

備考

生産費

人件費、需用費、維持費 (濾過池費、淨水場費、唧筒場費、送水費、配水費等)

給水工事費 (給水新設工事費、給水裝置修繕費) 固定資本減損償却費

實際給水料金

實際給水料金總額 (調定額) ヲ實際給水量ニテ除シタルモノ専用給水、共用給水、湯屋給水、汽車給水、船舶給水其他種別毎 (飯塚町)

答 一、昭和三年度 壹錢六厘

同 四年度 貳錢六毛

備考 昭和四年度の生産費前年度に比し増加したるは全部計量制に改めたる結果配水量減ぜしに因る (高知市)

一、給水一立方メートル對する生産費及實際給水料左記の通り

生産費 昭和三年度 拾壹錢六厘
昭和四年度 拾四錢參厘

實	給水種別	昭和三年度	昭和四年度	備	考
特別専用給水		一八七	一六九		

實際給水料金 五三、七 (宇和島市)
 昭和三年度 支出 參錢壹厘 收入 七錢八厘
 昭和四年度 支出 參錢 收入 七錢九厘 (米子市)

一、一立方米生産費

昭和三年度 七錢八厘七毛
 昭和四年度 八錢壹毛

二、給水量に對する水道使用料一立方米調

昭和三年度 五錢參厘八毛
 昭和四年度・六錢參厘七毛

(各種別に調査することは本市の事情困難に付總額にて調査せり) (松江市)
 一、最近二ヶ年間に於ける給水一立方米に對する生産費は左の如し

(一)、生産費

昭和三年度 〇、〇六九八
 昭和四年度 〇、〇六七七

(一)、給水工事費は官費支辨にあらざるを以て不明
 (一)、實際給水料

(甲) 家事用に使用のもの

最低量 一ヶ月三立方米

〇、一六一四

規則にては (〇、一六〇)

(乙) 湯屋營業用のもの

最低量 一ヶ月三十立方米

〇、一〇〇二

規則にては (〇、一〇〇〇)

(丙) 噴水瀧泉水等

(最低の定めなし)

〇、五〇〇

(規則と同様)

(丁) 原動力汽罐水槽用
 (戊) 工事に使用するもの
 (己) 船舶に使用するもの
 (庚) 用途の如何に拘らず一時使用するもの

() () () ()
 () () () ()

〇、二四〇
 〇、四〇〇
 〇、五四〇
 〇、六〇〇

() () () ()
 () () () ()

(關東廳)

一、収入

家事營業用(専用)

昭和三年度 一一、九六

昭和四年度 一〇、九五

湯屋營業用

五、〇〇

五、一五

神

不

二、四九

汽罐給水用

不

七、七五

共用

八、二〇

七、六三

支出

二〇、五六

一四、一三

人件費

七、四一

五、一七

需用費

三六、四〇

三五、五四

維持費

三〇、六六

二四、四一

給水工事費

二一、八六

一七、五二 (飯塚町)

資本減損償却費

一、生産費は毎年十二月發刊本會統計配水實費表に記載の通り(但給水工事費は含まず)又各種別毎の給水量は放任、計量併用制なるを以て不明なり (鳥取市)

二、電力料は壹錢五厘乃至壹錢七厘 (高松市)

費目	昭和三年度	昭和四年度
生産費	壹錢六厘壹毛	壹錢參厘五毛
維持修繕費		
事務所費		
給水工事費	六厘四毛	六厘
實際給水料金	參錢壹厘壹毛	貳錢七厘四毛

實際給水料金の種別は種別給水量不明に付記載不能（松本市）

一、調査に相當時日を要するを以て報告し難きも上水協議會報告書に依りて知られたし

（川崎市）

一、七錢八八（新發田町）

一、實際給水料

昭和三年

昭和四年

専用給水

一三〇強

一三三弱

私設共用給水

二五四弱

一四四弱

湯屋給水

一四三強

〇八二強

公設共用給水

〇八四強

一一一強

公設共用栓に依る販賣給水

〇七一強

〇七一弱（京城府）

一、書面報告としては如何尙上水協議會統計書一覽ありたし（名古屋市）

一、上水道統計及報告書に就て見られたし（大阪市）

（一〇七）水量「メートル」検定ニ關シ上水協議會ニ於テ検定標準ヲ定ムルノ必要ナキヤ

理由

水量「メートル」購入ニ當リ單ニ商工省検定済ノモノトシテ指定スルニ於テハ從來各水道事業者ノ指示シタル仕様ヨリ概シテ寛大ナルモノノ如シ即チ法ニ於テ検定限度ヲ低下セルハ全ク水道事業者ノ違反行爲ヲ少ナカラシムルト、此種「メートル」ノ檢定有効期間ニ於ケル責任修覆ヲ認メラレタルト何レモ「メートル」使用者ノ保護ノ主旨ニ出デタルモノト思料セラレ依テ吾々水道事業者ニ於テモ違反行爲ヲ避クルト一面計器ノ素質向上ヲ計ル爲メ一定ノ購入檢定ノ標準ヲ定ムトスル所以ナリ（大分市）

答

一、同感（徳島市、宇都宮市、尾道市、鳥取市、倉敷市）
一、檢定標準を定むる必要あり（仁川府、和歌山市、淀橋町、山形市、仙臺市、關東廳、大阪市、名古屋市）

一、國の檢定を有す以上本會に於て更に檢定標準を定むるは重複の嫌あるも計量素質の向上を計るは緊要の事項たり本組合は商工省檢定後と雖も相當檢査を行ひ遺漏なきを期せり（荒玉水道）

一、賛成（室蘭市、平壤府、上田市、高崎市、松江市、松本市、高松市、姫路市）

一、第二十六回上水協議會一〇九問の回答參照せられたし（福井市）

一、研究を要す（川崎市）

一、一應伺ひ置くこと（滿鐵地方部）

（一〇八）伏流水ヲ水源トスル水道ニシテ上流ニ惡疫流行ノ場合之ガ伏流水ニ及ボス細菌的影響ヲ調査セラレタル實蹟アラバ承リ度シ若シ無シトセバ本會ニ相當機關ヲ設置シ研究スル様セラレタシ理由

最近伏流水ヲ水源トスル水道増加ニ鑑ミ表流細菌ト伏流細菌トノ關係、即チ表流細菌ハ伏流水中ニ流入スルヤ、若シ流入シ細菌的影響アリトセバ其ノ對策如何等凡テニ於テ研究セントス (大分市)

答

一、本市水源地は市の公衆水泳場と併置せり盛夏時に於て細菌検査をなしたるに些したる異狀を認めず引續き實驗の豫定なるも要は取水埋渠と流水の最近距離或は水頭の如何によるべし本市水道は最接近箇所直徑約六米にして静水壓二米地層は密實なる細砂なり問題 (九三) 参照 (大津市)

一、賛成 (倉敷市、中津市、岡山市、上田市、西宮市、米子市、松本市、新發田町)
一、表流水と伏流水とは其の中間に完全なる不透層なき限り相通するものなれば表流細菌は伏流水中に流入するものと見るべきものならん
之れが對策としては前記の如く影響あるものとして適當なる滅菌装置をせば可ならん (門司市)

一、賛成但し人件、經費等に付考究を要するを以て委員を擧げて調査せられんことを望む (足利市)

一、本會に相當機關設置賛成 (關東廳、小倉市、五所川原町、和歌山市)

一、研究する必要を認む (川崎市)

(一〇九) 上水協議會規則第二十六條改正ノ可否

理由

會費負擔ニ關スル級別ハ總戸數制トセルモ右ハ幾分不均衡ノ嫌アルヲ以テ之ヲ給水戸數制ニ改ムル様改正スルヲ適當ナリト認メタルニ依ル (大分市)

答 一、舊來の通り可とす (徳島市、高崎市)

一、可ならん (九龜市、津市)

一、給水戸數は給水開始後の年數の長短に依り大差あり又給水開始前の都市は給水戸數なき關係等を考ふるに從前の通總戸數に依る方適當ならずや (高知市)

一、賛成 (平壤府、豊橋市、淀橋町、米子市、長岡市、倉敷市、宇部市、仁川府、和歌山市、岡山市、尾道市、室蘭市、姫路市、五所川原町、堺市)

一、會員負擔に關しては給水戸數制に依るを至當と認む

右給水戸數は毎年末現在を本會に報告するのとす (荒玉水道)

一、第二十六回上水協議會一一一問の回答参照せられたし (福井市)

一、給水戸數制に改むるも不均衡の嫌は免れざるものと思考す依て或は前年度の給水料決算額を標準としては如何と思慮せり尙慎重の協議を要す (山形市)

一、不賛成總戸數に依り大體の各市の資力標準とする制度を適當と信ず (松江市)

一、給水戸數制とし増額して主催地の負擔軽減を望む (關東廳)

一、第五七問先決問題なりと思料す其結果を俟つを至當とす主旨には賛成 (小倉市)

一、賛成給水戸數又は給水區域内戸數とせられたし (飯塚町)

一、改正するを可と認む (鳥取市)

一、直接水道經營に當らざる朝鮮總督府臺灣總督府等又未だ給水を開始するに至らざる都市の負擔等詳細説明聴取するに非らざれば直ちに可否を答へ難し (京城府)

一、負擔金は市格に依るものと認めらるゝに付現行の方法にて差支なし (名古屋市)

一、給水戸數は常に異動するを以て寧ろ現行法を可とすべし (大阪市)

一、總戸數及給水戸數の折半制を希望す (青梅町)

(一一〇) 流末装置ニ關シ左記取扱振承リタシ

- イ、給水使用者が流末装置ノ許可ヲ申請シタルトキハ給水使用者ニ對シ之ヲ許可セラル、ヤ
- 又ハ給水装置所有者ノ申請ニ非ザレバ許可セラレザルヤ
- ロ、流末装置が毀損シ之が修繕請求アリタルトキハ市ニ於テ其ノ請求ニ應ジ修理ヲセラル、ヤ
- ハ、流末装置ニハ多ク特殊ノ材料ヲ使用セル關係上直ニ修繕請求ニ應ジ難キ場合アリ流末装置ノ許可ニ際シ如何ナル材料ノ使用ヲモ認メラル、ヤ又ハ使用材料ヲ制限セラル、ヤ
- ニ、無斷施工ノ流末装置取締方法 (岡山市)
- 一、イ、許可せり、所有者の申請に限る
- ロ、市に於て修理す
- ハ、或程度迄は制限す
- ニ、切斷をせしめ又は所定の手續を履行せしむ (徳島市)
- 一、イ、給水使用者には流末装置を認めず
- ロ、然り
- ハ、如何なる装置にも應じ居れり
- ニ、一應全部を撤去せしむ但し撤去出来難きものに對しては制水辨及安全辨を附し將來の修繕に對しては一切關係せざることとせり (大分市)
- 一、イ、給水使用者の申請に對し許可せり
- ロ、請求に應ぜず
- ハ、大體使用料を制限す
- ニ、巡視をして毎に之が取締をなさしむ (佐世保市)
- 一、イ、給水装置所有者の申請にあらざれば許可せず
- ロ、市は修理の請求に應ず

答

- ハ、別に制限を設けざるも不適當と認むるものは許可せざるを可とす
- ニ、別に支障なきと認めたるものに對して許可するものとす (九龜市)
- 一、イ、給水装置所有者の申請にあらざれば許可せず
- ロ、工費を徴して請求に應ず
- ハ、使用材料を制限せず (高知市)
- 一、イ、所有者の承諾を爲さしめ支障なき限り許可す
- ロ、修理せず
- ハ、本市に於ける流末装置は簡單なる設備にして本件の如き装置に對しては普通許可せざるものなるべし
- ニ、撤去せしむ、撤去せざるときは市長に於て之を爲し其の費用を徴收す (宇部市)
- 一、イ、許可せず
- ロ、市は請求に應ず
- ハ、材料は制限せず、材料は検査の上使用せしむ
- ニ、検査の上許可を受けしむることとせり (宇都宮市)
- 一、イ、給水装置所有者に許可す
- ロ、府に於て便宜修理を爲し居れり
- ハ、許可の際材料検査を爲し水道使用材料と同一品なるものに制限す
- ニ、水道巡視をして取扱を嚴にす (仁川府)
- 一、イ、給水装置所有者に限る
- ロ、修繕をし得らるゝ範圍に於ては依頼に應ず
- ハ、給水上支障なきものに限り承認す修繕應需の點は顧慮せず

ニ、料料は追認使用料を科し装置の不都合なるものは撤去せしむ若し装置にして適當なるものは検査の上承認をなす (荒玉水道)

一、イ、給水装置所有者、給水使用者双方共申請せしものは調査の上許可す

ロ、調査の上市に於て修繕可能のものゝみ修理の請求に應ず

ハ、調査の上支障なきものゝみを許可す、條例規定による材料検査手数料を徴せず

(長崎市)

一、イ、給水装置所有者にあらざれば承認せず

ロ、其の請求に應ず

ハ、實地に當り適切に措置す (福島縣若松市)

一、イ、給水装置所有者の申請により許可す

ロ、市は修繕に應ぜず

ハ、使用材料を制限せざるを以て破損等の修繕に應ぜず、之を明瞭ならしむる爲め流末装置

の許可に際し必ず市の工事との限界に必ず止水栓を設置せしむ

ニ、許可に先ち装置せしものあらば検査の上工事の變更又は撤去せしむることあり

(姫路市)

一、イ、給水装置所有者の申請に非らざれば許可せず

ロ、修理せざる方針を採り居れり

ハ、使用材料の制限をなさず

ニ、撤去を命ず應ぜざる時は三ヶ月以内給水の停止處分をなす (尾道市)

一、イ、方法に依り許可す

イの内許可せず

ロ、應諾す

ハ、本人の請求に應ずるも材料なきときは市の求むるを待ちて施工す本人と協議の上代用品を使用して施行することあるべし

ニ、本市は許可せず (室蘭市)

一、イ、給水装置所有者にあらざれば許可せず

ロ、流末装置の修繕は市に於て行はざるを本則とす併し請求者に於て費用の負擔を爲す場合は市に於て行ふことあり

ハ、許可前必ず材料検査を行ひ適當と認めたる場合許可することゝなし居れり (門司市)

一、イ、給水装置所有者の申請にあらざれば許可せず

ロ、輕易のものに限り修理す

ハ、使用材料は検査に合格せしものを許可し別に材料を制限せず

ニ、無斷施工の流末装置は之を撤去せしめ成規の申請手續を爲さしむ (福井市)

一、イ、給水装置所有者の申請にあらざれば許可せず

ロ、請求に應ず

ハ、使用材料は制限せず

ニ、給水條例により處罰す (平壤府)

一、イ、許可す

ロ、應ず

ハ、試験料金を徴收の上自己材料の試験検査をなす此外の材料に付ては使用を認めず

ニ、撤去せしむ (豊橋市)

一、イ、使用者の申請により許可す

- ロ、請求者の負擔とす
- ハ、別に制限はなきも現在使用の分は主として「ゴム」又はホース或は瓦斯管位に止まり其の以外は可成許可せざることとせり
- ニ、條例に規定しありて過料金徴收或は期限付停水等の途あり (上田市)
- 一、イ、給水設備所有者に對し許可す
- ロ、市に於て流末装置を施したるものの修繕には應ずるも所要の特種材料は之を提供せしむ
- ハ、流末装置を施す場合は所要の材料に目録を添へ承認及検査の申請をなし市に於て適當のものとして認定したるものを検査施行の上合格したるものに限る、修繕のとき亦同じ
- ニ、無斷施行の事實なし (山形市)
- 一、イ、給水装置所有者の申請にあらざれば許可せず
- ロ、出來得るものは請求に應ず
- ハ、使用材料の種類には制限せず
- 二、期限を定め之を撤去せしむ之を履行せざる場合は水道部にて撤去し其の費用を辨償せしむ (淀橋町)
- 一、イ、給水装置所有者の申請に依るものとせり
- ロ、市に於て修理す
- ハ、使用材料に制限を附せず
- ニ、給水を停止又は給水管切斷及期限を定め撤去せしむ (尼崎市)
- 一、イ、計量給水に限り出願により市長の認めたる場合許可す
- ロ、市に於て修理せず
- ニ、違反行爲として處分す (高崎市)

- 一、イ、所有者に非ざれば許可せず
- ロ、請求に應じ修理す
- ハ、水壓試験をなし尙品質粗悪なる材料は検査不合格として使用せしめず
- ニ、撤去を命ず (宇和島市)
- 一、イ、給水使用者の申請は給水装置所有者の承認を得たるものに許可す
- ロ、市に於て修理せず
- ハ、修繕に應ぜざるを以て使用材料 (検査済) 制限せず
- ニ、撤廢を命じ制規の手續を履せしむ (津市)
- 一、イ、成規の手續を了したるときは給水使用者に許可す
- ロ、請求に應じ修理す
- ハ、使用材料制限す
- ニ、水道検査員をして午前八時より午後五時までの間に於て隨時使用者の家屋内に立入り點檢す (西宮市)
- 一、イ、給水装置所有者にあらざれば許可せず
- ロ、市に於て施行し得らるゝものは修繕をなす
- ハ、使用條例及工作上支障なき限り任意のものを使用せしむ
- ニ、巡視をして點檢せしめ發見せしむるの外なし (足利市)
- 一、イ、後段の通り
- ロ、然り
- ハ、當初設計圖書を提示し承認後壓力試験に耐ゆる材料に於ては許可す
- ニ、巡視及工務係員に於て常に巡回取締を勵行せり (米子市)

- 一、イ、給水装置所有者にあらざれば許可せず
- ロ、修繕請求に對しては市は如何なる場合にても之に應ず
- ハ、如何なる材料にても市は検査の上使用を認むることゝせり
- ニ、先づ給水條例の違背處分を適用し然る後現場の儘検査をなして承認する方法を講ず
(仙臺市)
- 一、イ、流末装置は専用栓に限り特に市長の認定せし場合のみ許可す給水設備請求は家主又は地主とす材料は右請求者より提供せしめ検査の上施工し竣功後更に検査す
- ロ、必要なれば市に於て修理す
- ハ、一定の認定標準なし實際に應じ處理するを便利と認む
- ニ、第一次に停水處分を行ふ第二次に情狀に應じ五圓以下の料金を徴す (松江市)
- 一、イ、給水装置使用者にあらざれば許可せず
- ロ、相當の料金を徴し修理す
- ハ、検査手数料を徴收とし検査の上承認す
- ニ、市に於て其給水装置其の他の加工物を撤去又は復舊し其費用を徴收することに規定し居れり
(廣島市)
- 一、イ、所有者にあらざれば許可せず
- ロ、流末工事に使用したる材料は多種多様にて準備し能はざるを以て應ぜず
- ハ、修理に應ぜざるため制限せず
- ニ、無斷流末工事發見の場合には非常に不完全なるものは取外しを命ずるも完全なるものに對しては手續をなさしめ工事を検査することゝし居れり (關東廳)
- 一、イ、流末装置は給水用具所有者にあらざれば許可せず

- ロ、流末装置に對する修繕の請求には應ずるの義務なきも時宜により修繕することあり
- ハ、流末装置の使用材料は給水に差支へなき限り制限せず (關東廳)
- 一、イ、給水装置所有者にあらざれば許可せず
- ロ、市に於て其の請求に應じ居れり
- ハ、出來得る限り市使用の材料に適合し得る材料を使用なさしめ居れり
- ニ、無斷施工の場合は撤去をなさしめ居れり (小倉市)
- 一、イ、給水装置所有者の申請にあらざれば許可せず
- ロ、個人の設備なるにより市に於て修理せず
- ハ、使用材料は制限せず但し給水浪費の虞なきものに限る
- ニ、水道巡視をして取締る (鳥取市)
- 一、イ、装置所有者の申請にあらざれば許可せず
- ロ、修理せず
- ハ、制限せず
- ニ、發見次第撤去せしめ又は許可の申請をなさしむ (高松市)
- 一、給水流末装置の私設工事は許可せず (松本市)
- 一、イ、給水装置所有者の申請にあらざれば絕對に許可せず
- ロ、装置所有者が修理をなすべき筈なるも場合に依り市が修理することあり
- ハ、市に於て試験したる材料の外使用せしめず
- ニ、無斷にて流末工事を施したるときは其の装置を撤去せしむ若し指定期間内に撤去せざるときは市に於て之を撤去し其の費用を徴收す (川崎市)
- 一、イ、給水装置所有者の外許可せず

- ロ、承認後のものに對しては修繕の請求に應ず
- ハ、流末装置は如何なる材料の使用をも認むるも（市に於て試験済のもの）特殊の器具破損の場合には管末装置工事者に依屬せしむ
- ニ、給水を停止し尙金五圓以下の過料を科す（別府市）
- 一、條例第二十條給水装置の工事は所定の材料を以て本市に於て之を施行し其の費用は請求者の負擔とす但し特に本市の承認を受けたる者は自己の材料を提供し又は自ら量水器以下の流末工事を爲すことを得前項但書の場合に於て材料量水器及設計工事の検査を受くべし
- イ、本條の範圍に依り取扱ふものとす
- ロ、申出に依り修繕に應ず但し市の承認したるものに限る
- ハ、材料其他使用品は市條例規定に準據して認可す
- ハ、條例第四十一條本市の承認せざる給水装置又は偽造變造したる鍵を使用する場合之を沒收す
- 給水装置に損傷を與ふるものに付亦同し
- ニ、本條を適要して取扱ふものとす（若松市）
- 一、イ、何れも許可す但し計量給水のみに限る
- ロ、修繕をなさず
- ハ、検査の上許可をなす
- ニ、工事撤去を命ず（新發田町）
- 一、イ、給水装置所有者に限る
- ロ、市に於て其の請求に應ず
- ハ、特殊材料は請求者に提供せしむ
- ニ、五圓以下の過料に處す（長岡市）

- 一、イ、給水装置所有者に許可す
- ロ、請求に應ず
- ハ、請負人に於て施行の場合は材料を検査し給水使用上差支なきものと認むるもの限り許可す工事も竣功の際檢定し不當と認むるものは再度之を施行せしむ
- ニ、撤去を命ずる場合と事後に將來を戒告し許可するものとあり（函館市）
- 一、イ、流末装置をなすべき本管設備所有者の承諾を受得たるものに對してのみ許可す
- ロ、請求に應ず
- ハ、使用材料は本市の検査承認を経たるもの限り使用せしむ
- ニ、發見したる場合は金五拾錢以上金五圓以下の過料に處し尙使用水量に對しては遁脱料金を追徴す（鹿兒島市）
- 一、イ、給水装置所有者に非ざれば許可せず
- ロ、市に於て修理なし得る場合は修覆しつゝあり
- ハ、未だ制限しあらず
- ニ、考究中（倉敷市）
- 一、イ、給水装置所有者の申請に對し許可す
- ロ、許可したるものに對しては修繕工事を施行す
- ハ、使用材料を制限せず特殊材料必要の修繕には應急處置を施し更に使用者に購入提供せしめ検査の上取付く
- ニ、發見の際規定の手續をなさしむ（京城府）
- 一、イ、給水装置所有者の申請に依る
- ロ、請求に應じ修理す

- ハ、材料は工事に着手前検査を受けしめ別に不都合なきものは如何なる材料にても使用を認む
- ニ、無断施行のものなし（満鐵地方部）
- 一、流末装置は水栓以下の導水装置として許可し水栓と導水装置との連絡はゴムホースを以て連絡す
 - イ、給水装置所有者に限る
 - ロ、在庫材料にて修理し得るものは修理す
 - ハ、修理に支障なき様可成制限す
- ニ、市に於て撤去し工費を徴収す停水處分を爲す情狀により過料に處す（名古屋市）
- 一、イ、給水装置所有者の申請に限る
 - ロ、承認したるものは修理す
 - ハ、種類の材料使用の場合には總て捻子部は規定のゲージに適合するものをのみ許可しあるを以て修理には支障を來さず如何なる特種品と雖も規定のゲージに適合せるものは使用を許可せり（大阪市）
- 一、本市の流末装置は「タンク」を設備し「タンク」より流末を云ふ
 - イ、給水装置所有者の申請に限る
 - ロ、修繕は施行せず
 - ハ、修繕及増設改造等には市より施行せざる故給水條例に違反せぬ限り許可す
 - ニ、無断に施行したる分に對し撤去を命ず又は書類を提出せしむることあり（福岡市）
- 一、イ、給水装置所有者の申請にあらざれば之を許可せず
 - ロ、修理に應せず

- ハ、材料に制限せず但し水管其他總て二百十五封度の水壓に耐ふるものたること
- ニ、一時停止し手續を了せしむ（飯塚町）
- 一、イ、許可せず、給水装置所有者に許可す
 - ロ、承認したる以上は市に於て修理す
 - ハ、特種のものに限り修繕せざるを條件とす
- ニ、撤去を命ず（堺市）
- 一、イ、有害とならざるものに對しては申請を俟つて許可する方針なるも實例なし
 - ロ、實例なし
 - ハ、實例なし
- ニ、時に點檢するのみにて具體案考究中（木浦府）
- 一、イ、一、許可せず
 - 二、設計書材料調査其他書類を添へ本町に届出せしめ検査し適當と認むるものに限り使用を承認すること有るが如く條例に設定しあり
 - ロ、流末装置毀損の修理方通知ありたる場合は上水節水其他取締上請求に應じるの外法なからん然して修理代金は徴収す
 - ハ、給水装置用材料に於て調査致す様條例に設定し總て鉛管を使用し居るに付流末装置も從て鉛管使用のみに許可すべき方針なり
 - ニ、撤去せしむるか届出を命じ検査の上許可の可否決定するの外法なからん（高砂町）
- 一、イ、本市は給水装置所有者本位とし使用者の申請は認めず
- ロ、修繕請求に應ず但し特種修繕の場合に限り流末工事施行者に於て其修理をなさしむ
- ハ、使用材料に制限なし但し検査に合格したるものに限る

二、無断使用の流末装置を發見したるときは規定の手續をなさしめ装置方法の検査及水壓試験を行ひたる上支障なしと認めたるものは之を承認す不合格となりたるものは撤廢を命ぜり

無断施行のものに就ては該工事請負者を過料處分に付す (東京市)

(一一一) 給水使用料ノ納期日內納入ヲ獎勵セラレ居ル向アラバ其ノ方法及成績承リタシ

(岡山市)

答

- 一、納期々内納入者の便を圖り市内數ヶ所に出張徴收をなすに成績良好 (佐世保市)
- 一、各給水栓とも毎月徴收なるを以て納期日内の納入獎勵の餘裕を存せず (仁川府)
- 一、昨年の年度始めに一般使用者へ一ヶ年を通じ納期日内に使用料納付者に對し抽籤に依り獎勵金を交付する旨を豫告したが初めての試みて之れが成績の良否は不明然し本年度に於ては前年度より成績良好の様なるも年度始めに尙一般の注意を要するものと思ひます (中津市)
- 一、集金制なるを以て獎勵法なし (姫路市)
- 一、極力納税組合加入を獎勵するの外之が方法を講じ居らず (福井市)
- 一、使用料納期日内に納入せざる未納者に對し吏員及使丁をして納期日を勵行なさしむべき様未納者各戸に付獎勵せり其の成績可良 (尼崎市)
- 一、共用栓に限り組合組織により獎勵金を下付す (高崎市)
- 一、未納に對する處分は成規の通り斷乎として行ひ常に巡視及料金徴收係員をして納期内完納を獎勵せしめつゝあるがため成績は漸次良好に向へり (米子市)
- 一、當市は集金制にして一期(二ヶ月)なるを以て其期内に於て順次集金を了すべき様獎勵し居れり (仙臺市)
- 一、常に外勤書記に於て勸誘獎勵に努む

二、納金組合を組織し納期日內納入を獎勵し (告知書取扱數一枚に付金貳錢の獎勵金交附す)

成績良好なり昭和四年度納金成績九十九%なり (松江市)

(一四四)と同様 (關東廳)

- 一、特に外勤者二名を以て獎勵並に未納整理に従事せしめ辛ふじて出納閉鎖までに僅少の滞納者を除き完納の成績を挙げ居るの状態なり (小倉市)
- 一、各町總代会合の機會ある毎に之が獎勵に努むるも好果少なし (鳥取市)
- 一、納税組合を組織し獎勵金を交付せる爲め納税成績良好なり (松本市)
- 一、専用及私設共用に就ては別段獎勵方法なきも公設共用に對しては獎勵の意味に於て賞品及賞状を授與す (別府市)
- 一、各共用栓組管理人に對し納期日內納入の場合一戸に付貳錢の徴收交付金を交付す從來使用者より直接徴收せしものに比し約一割五分増收の好成绩なり (函館市)
- 一、納額告知書に標語等を記入する等の方法により居れり其成績は良好と認めらる (名古屋市)
- 一、各使用者に納金組合を組織せしめ期日迄完納のものには金額壹圓に付金壹錢貳厘位告知書一枚に付五厘位の獎勵金を交付す成績良好なり (福岡市)
- 一、上水道用鑄鐵管接手ニ就テ左記承リタシ
- 一、イ、ビクトリック「繼手ヲ採用セラレシ所アラバ其成績如何
- 一、ロ、應急修繕又ハ水中工事ニ糸鉛使用ノ成績如何 (岡山市)
- 一、イ、水管橋上に使用せり成績良好なり (豊橋市)
- 一、ロ、應急修理に使用するも特筆すべき成績事項無之 (西宮市)
- 一、イ、ビクトリック「接手一部を使用目下試験中なり (小倉市)
- 一、ロ、使用したることあり但し新しきものならざれば酸化したるものあり注意を要す

(滿鐵地方部)

一、イ、採用せず　　ロ、宜しからず (名古屋市)

一、イ、水中工事に「ピクトリックジョイント」を使用せしに「ジョイント」に砂を食込み工事困難なり陸上にて使用したる場合は鉛「ジョイント」に比し便利なり (福岡市)

(一一三) 大腸菌検査ハ地表水ヲ水源トスル上水道ニ於テハ水質良否判定上缺ク可カラサルモノト信ズ

然ルニ協定上水試験法ニ於テハ附則トナリ居レリ之ヲ本則ニ改正セラレンコトヲ要望ス

答 一、前の大腸菌に關する意見に同じ (宇都宮市) (岡山市)

一、當分從來の儘にて可ならむ (長崎市)

一、本件に就ては多年研究しつゝある問題にて多大の賛意を表す (尾道市)

一、六八間と同じ (平壤府、松江市、高松市、高崎市、廣島市、關東廳、京城府)

一、賛成 (鳥取市、松本市、新發田町、名古屋市、仁川府、室蘭市、上田市、小倉市)

一、六八間に述べたるが如く上水道の略完備せる現代に於ては特別なる場合或は場所を除き腸系傳染病の媒介者として水道を目するを得ず從て大腸菌も一般水棲菌と等しく甚だ多數なる場合に於て水質不良(淨水機轉の不備)を示す依て水棲菌も大腸菌も此意味にては同格にして協定法には菌數測定のみにて一般には良好なりと思考す (大阪市)

一、研究の要あり (福岡市)

(一一四) 鹽素滅菌ニ於ケル鹽素ノ水中ニ存在スル有機物ニ對スル化學的變化ニ就キ御研究アラバ承リ

タシ (岡山市)

答 一、(五六)に同じ (廣島市)

一、(五一)間に同じ (鳥取市)

一、臭を發し味を變じ且細菌を復活せしむ (新發田町)

一、一般には有機質は鹽素にて酸化せらると云ふ又一説には鹽素以外の諸種酸化劑と鹽素とが強く殺菌力を異にするを實證して鹽素の殺菌力を酸化力のみに基づすることは出來ないと云ふ其他有機質と簡單に言へども鹽素と結合するもの結合せざるものあり要は鹽素結合力を別に測定すべしと云ふが如きものもあり (大阪市)

(一一五) 緩速濾過池ニ於テ濾過床内ニ汚泥浸透ノ狀況及之方對策ニ付講究セラレタル所アラバ其方法及成績承リタシ (大阪市)

答 一、汚泥浸透の深度を調査せしに砂層而下六吋乃至七吋位なることを認めたり之れが對策は研究中 (佐世保市)

一、濾過床異常、小動物等の問題と關聯して考査したし (長崎市)

一、協議會に於て説明す (廣島市)

當水道の汚泥浸透の深さは普通二分乃至五分なるを以て掃除に際し約一寸の深さに汚泥砂層を搔取り洗砂の上補充することとし居れり (關東廳)

一、汚泥浸透の程度小なるを以て未だ對策を研究するに至らず (川崎市)

一、鞍山に實例あり洗滌池の改良と濾過速度と制限を嚴守せしむるより外道なし (滿鐵地方部)

(一一六) 急速濾過池ニ於テ濾層ノ表面ニ皺縮(シユリンケージ)ヲ生ズルコトナキヤ若シ有リトセハ其處置ヲ如何ニスルヤ (大阪市)

答 一、皺縮を生ずることあり之が處置に就ては目下考案中なり (宇和島市)

(一一七) 沈澱劑トシテ粉末硫酸礬土ヲ使用スル場合其「アルミナ」含有量幾何量ヲ適當トナスヤ (大阪市)

答 一、四萬分の一より十二萬分の一を適當とす (平壤府)

一、含有量一七・五%を標準とす (滿鐵地方部)
一、第二十二回本會に於て協定せる規格硫酸礬土の含量(純酸化礬土百分中十四分以上)に準據するは差支なきものと思惟す (名古屋市)

(一一八) 水道鐵管ニ「セミ」、スタイルニ管ヲ使用スルノ可否 (大阪市)

答 一、例なし研究の要あらん (門司市、松江市)

一、調査の上可否決定したし (高松市)

一、研究中 (名古屋市)

(一一九) 共用計量ニ於ケル使用料金徴收方法

(イ) 各戸ノ人員數ニ依リ計算ノ上使用料徴收致シ居ルヤ

(ロ) 各戸平均ニテ使用料徴收致シ居ルヤ (和歌山市)

答 一、各戸平均に徴收す (仁川府、久留米市、西宮市、川崎市、別府市、若松市、鹿兒島市、佐世保市、丸龜市、岡山市、門司市、宇都宮市)

一、ロ號に依り徴收す (高知市、尾道市)

一、一戸一ヶ月使用水量五米突を定量とし一ヶ月料金參拾貳錢

一、各戸の人員數に依り計算の上徴收せり

イ、一戸五人まで一ヶ月使用量は二十五石なるも一人を増すときは料金の異なるを以て之に對する水量を加へ計算す超過したる水量の料金は使用戸數に平分して徴收す (鹽釜町)

一、戸數に依り各戸均等に使用したるものと看做し組合總代人をして代納せしむ

(福井市、高松市)

一、共用計量は各栓毎に總代人を設け其れより使用料を徴收せり (放任栓は坪數に依つて徴收す) (平壤府)

(山形市)

一、共用栓は量水器を取付けず各戸の人員牛馬等の員數に依り其水量を認定し料金を徴收せり (山形市)

一、イ、使用石數に依り徴收せり

ロ、家屋賃借料を標準として徴收す (尼崎市)

一、ロに依る (米子市、名古屋市、堺市)

一、各戸均等に使用したるものと看做し計算徴收す (仙臺市、宇和島市、木浦府、豊橋市、東京市)

一、(四三)(七三)の間ニ同じ (松江市)

一、イ、各戸均等に使用したるものとし使用料徴收し居れり

ロ、以上の通り大體平均なるも代表者に於て便宜斟酌する場合あり (小倉市)

一、人員其他に依るは調査に至難なるに依り各戸均等使用と看做し割出徴收せり (飯塚町)

一、各戸平均及各戸の人員等に準據せず (松本市)

一、四三問に同じ (長岡市、函館市、大阪市、福岡市)

一、京城水道は ロ、の方法に依り (1)、家事用 (2)、營業用と區別し (1)、(2)、各均等に徴收す (京城府)

一、イ、に依り徴收す (滿鐵地方部)

(一一〇) 共用栓使用者中總代人ニ對シ特別ノ優遇ヲ講ジ居ルヤ否 (和歌山市)

答 一、拾戸以上の公設共用栓組合代表者の使用料は之を免除し居れり (徳島市)

一、壹ヶ壹ヶ月參錢乃至五錢程度の出金を以て總代の手數料とせり (佐世保市)

一、優遇し居らず目下考究中 (高知市)

一、一二問と同じ (川崎市、大阪市、福岡市、廣島市、鳥取市、宇部市、福山市、福岡縣若松

市、門司市、松江市、室蘭市)

一、一戸一ヶ月金五錢を支給する外隔年位に總代人を召集することあり (宇都宮市)

一、何等優遇を爲し居らざるも其の必要を認め當府も同様の問題を三十二問に於て提出せり (仁川府)

一、昨年度より一ヶ年を通じ使用料期限内納付の共用栓總代人に限り獎勵の爲め賞與として金一封を贈與す而して額は其の戸數を基準として算定す (中津市)

一、優遇方法を講ぜず (室蘭市、松本市、名古屋市、京城府、滿鐵地方部、久留米市、別府市、若松市、豊橋市、宇和島市)

一、三二問回答参照せられたし (福井市、長岡市、函館市、尾道市、尼崎市)

一、毎月一戸に付普通手當壹錢を支給し更に集金の成績良好なるもの場合は一戸に付貳錢の特別獎勵金を付與しつゝあり (上田市)

一、總代人に對しては特別優遇をなさざるも給水料を免除せり (山形市)

一、使用料百分の五十を軽減する外なし (堺市)

一、考究中 (津市)

一、限度使用料金を半減す (函館市)

一、毎年一回總代人を招集懇談會を開催其際一圓以下の菓子箱を與ふるの外別になし (小倉市)

一、オルギー(OLGIA)ノ發生セル場合ノ處理ヲ如何 (大津市)

一、研究中 (高松市)

一、Olgon 不明 Standard Dictionary 及外國語辭典に Olgon の文字を見ず又生物教科書 Fresh Water Biology (Ward and Whipple) (American) にも掲載なし從て特種の生物名か或は誤認ならん (大阪市)

(一二三) 水源保護ノ爲メ官有林拂下ゲ又ハ借地シタル所アラバ其手續等詳細承リタシ (小倉市)

答 一、水源用地として國有林の一部を無料借地しあり其の手續は使用の場所、目的、期間等を記載したる借地願に市會の使用決議書を添付し營林署長宛提出 (山形市)

一、保安林に編入の手續を爲し目下保安林と爲り居れり (宇和島市)

一、實例なし但し水源涵養の目的を以て水源以奥分水嶺を限り縣に於て開墾制限地編入せり (鳥取市)

(一二三) 量水器ノ形狀構造ヲ研究シ上水協議會型ヲ決定スルノ件

理由 本邦水道ノ大勢ハ計量給水制度ニ傾キツ、アルノ時ニ際シ量水器ノ固定資本大ナルニ比シ其器具損料ハ僅少ナルカ又ハ無料ナルヲ通例トシ水道經濟上好シカラズサリト器具損料ノ値

上ヲ行フモ良策ニアラズ依テ其構造ヲ改良シ當初ノ固定資本及維持修繕費ヲシテ經濟的タラシメンコトヲ期スル様調査研究ヲ行ヒ上水協議會型ヲ決定致シタキニヨル (長岡市)

答 一、二十五回協議會にて決定せりと史料す (大分市)

一、同意 (宇都宮市、姫路市)

一、決定する要あり (仁川府)

一、賛成 (福岡縣若松市、尾道市、松江市、室蘭市、平壤府、上田市、山形市、高知市、高松市、松本市、若松市、新發田町、倉敷市)

一、實現至難にして且つ其必要なものと認む (福井市)

一、外部の構造は一定し得らるゝも内部機構上に於ては夫々特許の部分又は特有の組織あるにつき全構造に對し協議會型を制定することは至難なることと史料し制定するの必要なしと認む

(淀橋町)

一、研究の要あり (仙臺市)

一、本問は構造及形状を改造して經濟を計らんとするが如きも量水器の形状構造は勿論價格の低減或は金屬の調合等に就て我國の當業者が外國品に對抗すべく常に苦心研究しつゝあるは衆知のことにして其結果は歐洲大戰以前に比し價格の低下に反し品質に於て本邦品が益々優秀になりつゝあるは喜ばしき現象にして今新に別途の構造形状のものを作製するも到底經濟價値の向上は期し難きものと思料す殊に現在に於ては産業立國及失業救済の喧しく叫ばれ居る際にもあり充分研究して斯道者を鞭撻して益々技術的に經濟的に向上せしむるを得策なりと思料す (關東廳)

一、同感 (鳥取市、五所川原町、別府市、名古屋市)

一、假に上水協議會型決定の必要ありと認む (川崎市)

一、量水器の統一を期するの必要あるは痛感し居れるも上水協議會型の決定は實際問題として困難ならむ (京城府)

一、一應承りたし (滿鐵地方部)

一、既に決定せられあり (大阪市)

(二二四) 給水使用料ヲ月納制トナスト期納制トナスノ優劣如何

本市ノ如キ月納制ハ滯納率或ハ少キノ長所アランモ公納金ノ取扱上點檢徴收ニ手數ヲ要スル割合ニ徴收金少キハ不經濟ノ嫌ヒアルヲ以テ期納制ニ改メタキ意嚮ヲ有スル向モ有之ニ付タキ意見承リタシ (長岡市)

答

一、月納制の方納入成績良好と認む (佐世保市、鳥取市)

一、數月分を一時に徴收するは使用者に苦痛を與へ從て普及の成績に影響し使用料徴收の成績を

不良ならしむるものと思惟す (高知市)

一、最初期納制を採用したるも納入成績面白からず月納に改めたり成績稍良 (宇都宮市)

一、一長一短を免れざるも専用者を期納制とし共用使用者は月納制と爲す方徴收の完璧を計り得るならむと思料す (仁川府)

一、本市にては専用(計量、放任共)給水料を月納とし共用給水料を期納(年四回)制とせり成績良好なるが如し (長崎市)

一、各地の狀況に依り異なるものと認む、本市の如きは期納制は不可、月納制は優良なり (和歌山市)

一、期納制を可とす (岡山市、尾道市)

一、本市は期納制なり月納制は繁雜にて却て徴收成績の不良となる虞あり (室蘭市)

一、本市は月納制と期納制を併用せり

月納割は營業用、官衙用、湯屋用、船舶用、臨時給水用公設共用に適用

期納制は普通家事用水並に準專用に適用す (門司市)

一、本市も月納制にして目下考究中 (福井市)

一、放任栓は期納制とし計量制は月納制を良とす何となれば放任栓の如く料金一定せず計量器等に異狀を生ずることあればなり (平壤府)

一、多少の手續は免れざるも當市は月納制を以てせるが成績良好なり一時期納制となしたることありたるも成績頗る不良にして再び月納と改めたり (上田市)

一、期納制に依り徴收しある爲月納制との優劣比較せしことなきも月納制は其の繁に堪えざるものと思はる (山形市)

一、二ヶ月一期として一ヶ年を六期に分割徴收を可とす (淀橋町)

- 一、三ヶ月位の前納制を可とす (高崎市)
- 一、現在の如き経済界不況の際少々手数を要するも月納制を可なりと信ず (宇和島市)
- 一、給水開始後日尙淺きを以て優劣の比較判定し難し (津市)
 - 参考 當市は計量は月納制とし放任は期納制を採用し居れり (津市)
- 一、本市は期納制にして四期とす但し湯屋其他製氷所等多量を消費するものは月納制とす (西宮市)
 - 一、一長一短あるも月納制を可とす (米子市)
 - 一、本市は共用栓は月納其他は期納 (年六回) とす
 - 然して其の納入成績の優劣は年数を要すれども全部月納制を可と思料せらる (仙臺市)
 - 一、本市は月納制とす期納制の経験優劣不明 (松江市、別府市)
 - 一、期納制は月納制に優れるものと認む (名古屋市)
 - 一、給水使用料の月納制と期納制に付ては何れも一長一短あるも一般市民に對しては實驗上より期納制とするを得策と思料す月納制は手数を要する割合に納税成績上らず不經濟の嫌あり當應現在の取扱は一般市民は年四期に區分し官衙、滿鐵會社、市役所及之等に勤務するものは異動の頻繁等を考慮し給水料徴収に困難を生ずる虞れもあり且俸給より差引關係等より特に月納とし徴収し居れり (關東廳)
 - 一、月納制は量水器點檢及び計算に繁雜又徴収金少きに依り不經濟なるも量水器の異狀發見及徴収に便あり一概には論じ難きも期納前納に依るは良好ならず (飯塚町)
 - 一、本市は湯屋營業用給水使用料に限り月納せしめ他は期納制を採用し居れり (高松市、倉敷市)
 - 一、何れを採用するも利害得失は免れずと思料す (五所川原町)

一、地方の狀況に依り異なるべきも本市は月納を年六期制に改め事務簡省を計り其の結果納入成績も變りなし (川崎市)

一、月納制長所

- イ 最低基本使用料率のため期納制に比し使用料増収となる
- ロ 使用料は可成使用者が容易に納入し得る様取扱ふべきものとす
- ハ 届出未済、異動者の發見容易

期納制の長所

- イ 點檢、算定、徴収、事務、經費、若干節減 (若松市)
- 一、給水戸數三千前後は月納制とするも不便なきも戸數多數となるに従ひ期納制可ならん要之給水戸數に對する事務費の最少點を研究すべき問題とす (新發田町)

一、月納制、期納制を併用せり

- 月納制は多量に使用する向に實施し滯納率を防ぐ
- 期納制は一般家事用として使用する多數に實施し毎月點檢及徴収の煩を防ぐ (函館市)
- 一、京城水道は専用二種及私設共用給水は従來年六期徴収なりしも昭和三年四月一日より年四期に改正費用と手数を除き成績良好 (京城府)
- 一、期納は料金を増嵩せしめ滯納となる虞あるを以て月納に依りつゝあり (滿鐵地方部)
- 一、土地の事情により一定すべからざるも概して需用者の便宜より云へば月納制を可とすべし現在月納制となれるものを供給者側の便宜の爲期納制に改むることは時勢に逆行する嫌なきや (大阪市)

一、同様の意見を有し居れり (福岡市)

(二二五) 本會ニ水質試驗顧問機關ヲ設置スルノ件

水質ノ試験ハ協定上水試験法ニ據ルト雖各項トモ多クノ場合機械的記録ニ過ギ又特ニ考究ヲ要スルモノハ各地トモ特種ノ問題ニシテ之方對策ヲ解決致兼ヌルヲ普通トス蓋シ源水々質ノ如何ハ淨水場經濟ニ密接ナル關係ヲ有シ濾過水々質ノ如何ハ配水經濟ニ重大ナル關係ヲ有スルニ係ラズ衛生上有害ナラサルノ故ヲ以テ等閑ニセラル、水質上ノ諸問題各地ニ伏在ス此等ハ種メテ専門的研究ヲ要スル爲未解決ニ止メラル、ハ寔ニ遺憾トスル處ニ付輕易ニ解決シ得ラル、様本會ニ顧問機關ヲ設クルヲ得策ナリト思考セルニヨル

(長岡市)

答

一、研究の要あるべし (宇都宮市、福岡市)
一、賛成 (小倉市、新發田町、倉敷市、名古屋市、仁川府、平壤府、豊橋市、上田市、松江市、關東廳)

一、動植物方面に一人の必要あるべし (長崎市)

一、多大の賛成を表す

殊に微生物學的方面に於ては未だ研究發表せられざる點多く専門的顧問機關に依り指導改善の道を求むべきと思料す (尾道市)

一、考慮すべきもの (室蘭市)

一、經費を要せざる限り可とす (高崎市)

一、有るは無きに優るも顧問機關を設くるに於ては相當の經費を要するに反し其の効果疑はし宿題とし研究を希望す (宇和島市)

一、設置するを可と認む (鳥取市、高松市、川崎市、徳島市)

一、同感 (五所川原町)

一、現在本會の組織に於ては經費の關係上實行困難なるべし (大阪市)

(一一二六) 給水開始後消防費 (經常費) ノ節約ヲ爲シ得タリヤ否ヤ具體的事情ヲ承リ度併テ之ニ關聯シ水道布設計畫上ノ意見承リタシ (長岡市)

一、給水開始後消防設備充實せし爲比較すること能はず (高知市)

一、節約を爲したると認めず (宇部市)

一、消防費の節約を爲し得、會場に於て説明すべし (宇都宮市)

一、消防施設の進歩發展に伴ひ年々消防費は増嵩の趨勢にあり給水開始前後の比較を知る能はず (長崎市)

一、給水開始勿々の事として消火栓に要するホース管栓等購入のため節約の跡なし明年度よりは節約し行らるべし (福島縣若松市)

一、給水開始後却て警備費の増額をなし消防の徹底を期すること、せり (尾道市)

一、本市は影響なし (室蘭市)

一、開始前迄は消防組數十五組人員千六百人經常費貳千四百圓を要したるも開始後の現在は七組八百四十人千貳百七拾圓に減額し尙布設計畫に對しては目下考察中なり (上田市)

一、給水開始後常備消防所を設けたる爲反て警備費を増したるも一般消防費の出場手當減少せり併し消防の組織變更等の關係もありたる爲給水開始後幾何節約をなし得たりや否やは判明せず (山形市)

一、近來消防施設の完備を圖りたる爲め却て經費を要し給水開始後頓に消防費の節約とはならずりしも消火栓の普及改善に伴ひ火災の際出場消防組の制限を爲す等大局より見て消防上又經濟上利すること多大なり (松江市)

一、消失家屋は減少し得たりと認めらるゝも消防費は節約し得たりと認め難し (鳥取市)

一、給水開始後三ヶ年を経過せるも諸間の經常費は却而増加の傾向あるを以て漸く消防費を半減すべき等の機運醸成されつゝあり (五所川原町)

一、水道布設前の消防部数

一一 組員数 六三二

同 後の消防部数

九 同 三一五

其後自動車ポンプ設備完了し現在は 六 同 二八〇 (松本市)

一、消防費の節約はなし得たりと認むるも具體的に調査したることなし (川崎市)

一、本市は明治二十八年給水開始を爲したるものにして本案に對する當時の調査不詳 (大阪市)

(一二七) 上水道布設當初ノ工事期間延長ノ可否

上水道布設ノ目的ハ主トシテ各戸給水ニ在ルモ給水ノ普及ハ布設工事完成後五ヶ年ニシテ給水區域總戸數ノ五割ニ達セシムルハ寧樂觀ノ計畫ナリト稱セラル、程度ノ總工事ヲ三ヶ年内外ノ歲月ヲ以テ竣工セシムルノ習慣ハ自治體ノ一般歳入出ニ比シテ莫大ナル資金ヲ固定セシムルノ結果國庫補助及縣費補助ヲ受ケ猶且ツ多大ノ市費補充ヲ餘儀ナカラシムル結果トナル如何ニ水道事業トハ云ヒ公營事業トシテ獨立ノ經濟ヲ建ツル様財政計畫、工事ノ竣工ヲ期スル事ハ今後ノ自治體ニ於テ最モ必要ナル事項ニ屬ス之方最善ノ策ハ上水道布設當初ノ工事期間ヲ延長スルニ在リト信ゼラル其可否意見ヲ承リタシ (長岡市)

一、給水戸數の密集せる部分の配水設備及送水、淨水の設備の最少限度を急ぎ料金收入ある部分のものは可成急速に達成し得ば財政上最も効果あるべきも斯かる理想は多くの場合空想に過ぎざるものゝ如し殊に提出市の意見の如く單に工事を延長するのみが財政上の効果ありとは認め難し最も効果あるは給水開始に要する費用を最少とし其工期も亦短縮し收入の急増を計ると共に附帯工事の期間を延長するにありと思料せらる (大分市)

一、水道本來の使命を遂行するに當りては財政の許す範圍に於て之が完成を速ならしむるを以て

市民の福利を増進する所以と思料す (宇部市)

一、經濟の關係より研究の餘地あるべし (宇都宮市、仁川府)

一、考究を要する問題なり (福島縣若松市)

一、工事期間延長の要なきものと思料す (尾道市)

一、各市の財政状態に依るべきものとす本市の如きは延長を可とす (室蘭市、松本市)

一、地區毎に給水は普及するものにあらず又火防衛生の見地より長期に亘り漸進主義は不可能とし且經費も敢て經濟的とは云ひ難く一時多額の投資は寧ろ已むを得ざるものと思料す (福井市)

一、各經濟の關係上工事期間延長の必要なし (淀橋町)

一、土地の事情經營者の財政情態等に應じ考慮判断すべきを至當と信ず (松江市)

一、工事期間は成る可く短き方可ならん (飯塚町)

一、工事期間を延長するを可と認む (鳥取市)

一、各市財政状態を異にし一様ならず (名古屋市)

一、都會の状況に依り適當なる方法に依る外なからん (大阪市)

(一二八) 本會ノ會議ヲ年貳回トナスノ可否從來本會開催地タルコトヲ厭フノ嫌ヒアルハ主トシテ年一回約六日ニ亘ル會議ニシテ此間主催地會員ノ負擔多額ニ上ルニ起因スルモノト解スベシ之レ全國會議ニ共通ノ惡弊ニシテ殊ニ本協議會ニ於テ然ト思料ス依テ主催地會員ノ開催費ハ勿論本會々々費ヲ極度ニ緊縮シ會議八年二回期日三日間トシ暖國ト寒國ニ二分シ交互ニ各地方廻持ニ開催スルコトニ致シタシ

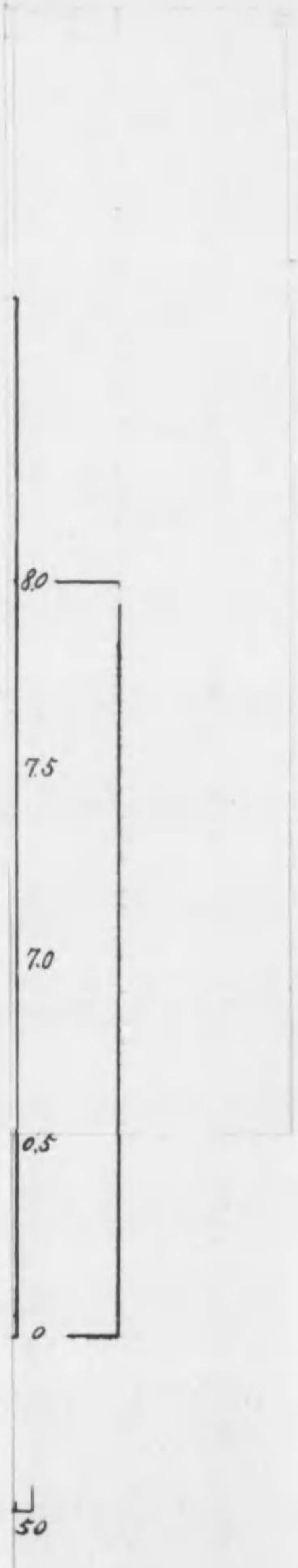
次に各會員ノ提出新問題ニ對シテハ豫メ詳細ナル各會員ノ回答ヲ取纏メ其中議題ニ供スベキ性質ノモノ、ミラ嚴選拔萃シテ協議シ他ハ之ヲ報告ニ止ムルコト、セバ短期日ニ會議ノ終了ヲ見提案

ニ對スル回答懸案其他ノ報告等ニ關スル會議録ヲ其都度速力ニ配布スルモノトセバ從來ニ數倍ス
ル便益ヲ得ルモノト信ス

右ノ方針ヲ以テ二回ノ開催トセバ各員ニ於テハ同種同様ノ照會應答ヲ重又ルノ煩ヲ避ケ調査視察
ヲ行フノ必要ナキニ到リ極テ實質的效果ヲ擧ゲ得ベシ (長岡市)

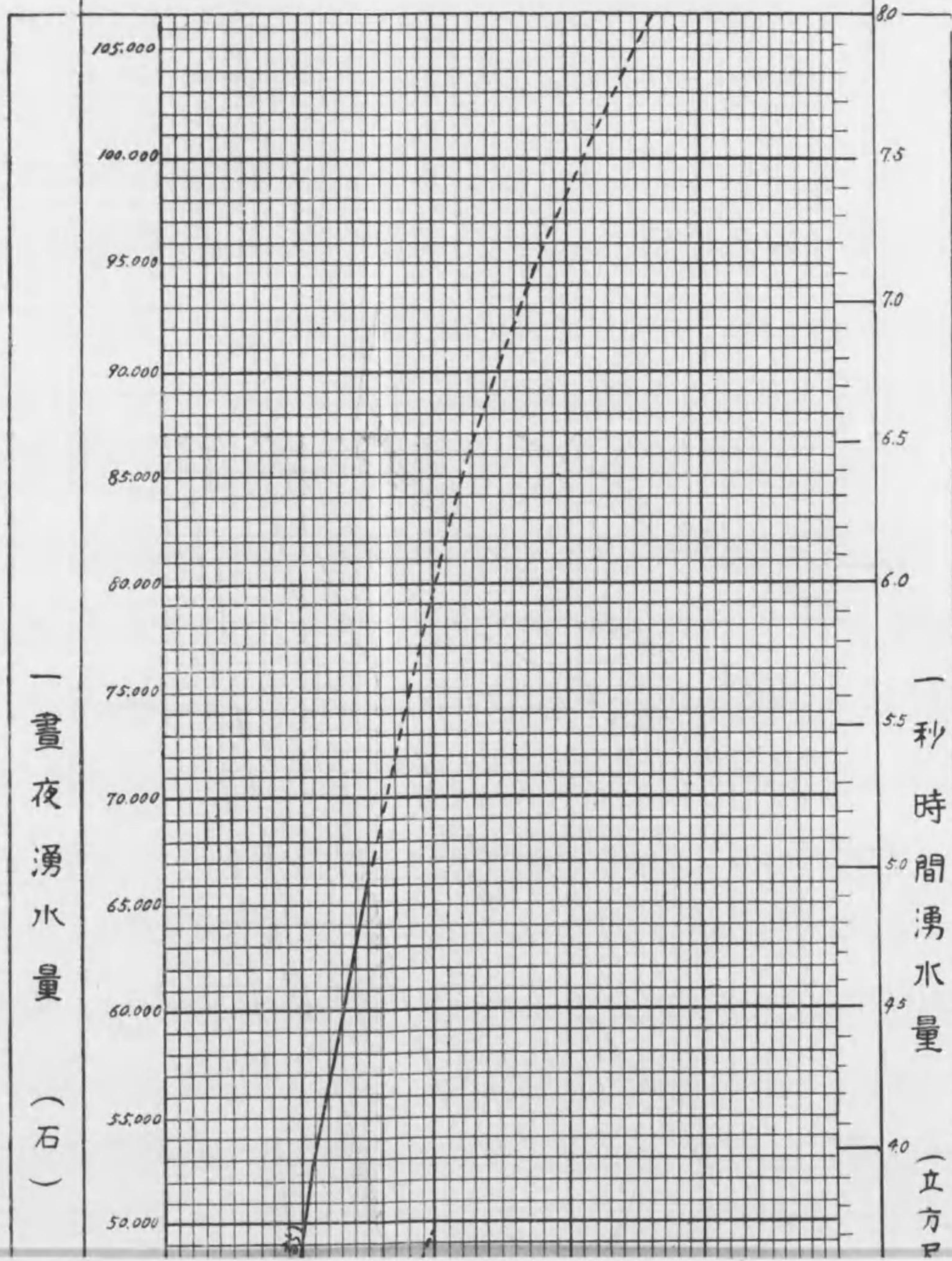
答

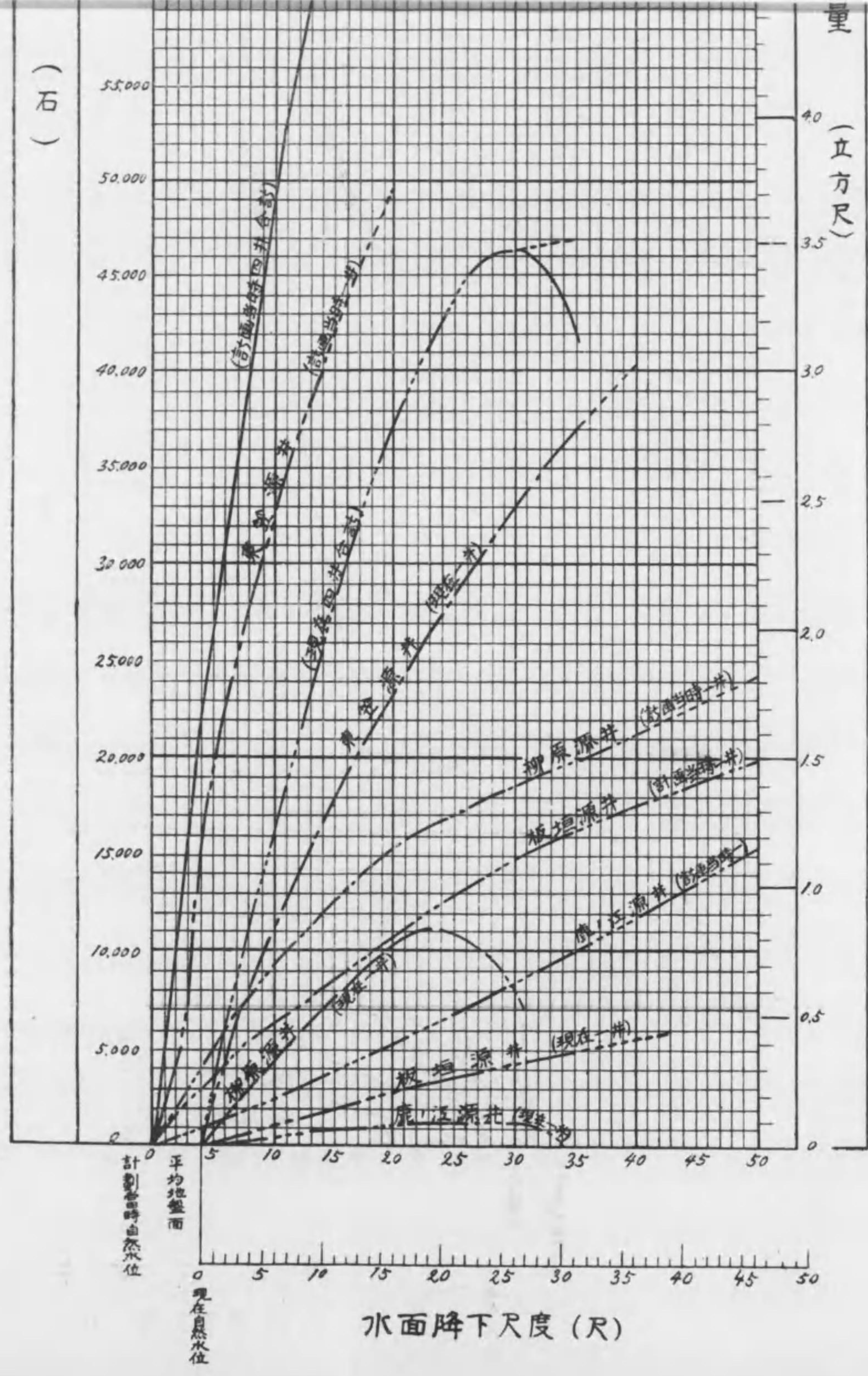
- 一、七八間と同じ (宇部市、平壤府)
- 一、研究の要あるべし (宇都宮市、室蘭市、福島縣若松市)
- 一、本市提出第七八間と相俟て研究致たし度し (長崎市)
- 一、賛成 (和歌山市、上田市、川崎市、徳島市、五所川原町、仁川府)
- 一、五七問題と關聯して研究の要あり (福井市、山形市)
- 一、會議を年一回にて可なり (淀橋町、宇和島市、滿鐵地方部)
- 一、從來の如く年一回開催を可なりとす何となれば年二回開催とせば出席に要する經費倍加する
點も考慮せざるべからず又氣候風土等其他事情を異にせる各會員が集會各研鑽することに依
り全般的の水道經營上の資料を得る次第にして妙味多しと信ず
- 但し提案出議題數の制限開催日數の短縮集會者の優待方法の改良等各種の點に涉り大に改善
し本會の經營上經費其他支障を少なからしむる必要充分ありと信ず (松江市)
- 一、本主旨にて年一回を適當と思料す (關東廳)
- 一、大ひに検討を要すべき問題なりと思料す因て遽に賛否表し難し第五十七間と一括附議を望む
(小倉市)
- 一、年二回の開催説は餘程考慮すべきものなるべし五十七間に付充分研究の上對策を講じ經濟的
にして且つ收益多からしめたし (飯塚町)
- 一、趣旨の如く主催地會員の開催費は勿論本會々議費を極度に緊縮するは年一回にて可ならずや



少急の場合には自前車は... (仁川府)

福井市水道 源井湧水量及水面降下表





- 一、五七問題と關聯して研究の要あり (福井市、山形市)
- 一、會議を年一回にて可なり (淀橋町、宇和島市、滿鐵地方部)
- 一、從來の如く年一回開催を可なりとす何となれば年二回開催とせば出席に要する經費倍加する點も考慮せざるべからず又氣候風土等其他事情を異にせる各會員が集會各研鑽することに依り全般的の水道經營上の資料を得る次第にして妙味多しと信ず
- 但し提案出議題數の制限開催日數の短縮集會者の優待方法の改良等各種の點に涉り大に改善し本會の經營上經費其他支障を少なからしむる必要充分ありと信ず (松江市)
- 一、本主旨にて年一回を適當と思料す (關東廳)
- 一、大ひに検討を要すべき問題なりと思料す因て遽に賛否表し難し第五十七問と一括附議を望む (小倉市)
- 一、年二回の開催説は餘程考慮すべきものなるべし五十七問に付充分研究の上對策を講じ經濟的にして且つ收益多からしめたり (飯塚町)
- 一、趣旨の如く主催地會員の開催費は勿論本會々議費を極度に緊縮するは年一回にて可ならずや

と認む、若し七八問の如く地方分會設置の際は本會議の期間は短縮し得るを以て旁々一回にて可ならんと認む (鳥取市)

一、篤と研究の上決定したし (高松市)

一、議題を整理し會期の短縮されんことを望む (松本市)

一、毎年書面回答又は報告にて足りる程度の問題相當の件数を占むるを以て問題は總て上水協議會理事に提出し理事は事實協議の必要あるもの以外各加盟者の回答を求め之を各加盟者へ配付し會議は隔年又は三年目毎位に開催すること (名古屋市)

一、實行困難ならん寧ろ (七八) の如く支部制度を採ることとして如何 (大阪市)

(一二九) 水道水源ニ關シ「オートターナル」ノ降下ニ就キ調査サレシコトアラバ其狀況詳細承リタシ (大牟田市)

一、本市の水源は地下水にして年月の経過に伴ひ漸次水量の減退を來しつゝあり其各源井に對する「ウォーターテーブル」の降下に付ては別紙源井湧水量及び水面降下表により了解せられ度し (福井市)

(一三〇) 斷水ノ場合給水使用者ニ對シ最モ迅速ニ且ツ普遍的ニ知ラシムル方法ニ就キ各市ノ御取扱振承リタシ (大牟田市)

答 一、要所に掲示旗を建て、告知し尙市營バスを利用し周知の方法を執れり (徳島市)

一、本市は水栓手をして通告せしめる外他の方法を執りたることなし (佐世保市)

一、減水に依る給水區域全部の斷水にありては豫め町務委員及必要ヶ所に掲示する外印刷物を撒布して迅速に告知す、一部の斷水にありては巡視を派し各戸に告知せり (宇都宮市)

一、火急の場合は自動車に依り市内一般宣傳ビラを撒布し一部斷水の場合は其の關係者に書面通告す (仁川府)

- 一、新聞廣告、電話通知並に停水区域内各衛生組長に依頼して各給水者に告知せしむ (長崎市)
- 一、電話所有者にありては電話により其他は各區長へ通知し給水使用者に通知す (鹽釜町)
- 一、市内各所に掲示するの外なしと認む (和歌山市、新發田町)
- 一、電話を以て通告する外人夫をして各戸に告知す (福島縣若松市)
- 一、斷水区域内にある給水使用者に斷水通知書配布 (姫路市)
- 一、新聞利用並にビラ配付をなす (岡山市)
- 一、多量使用者には電話又は係員を急派して通知せしめ其の他市内各要所に掲示をなし且つ町總代を通じて周知せしむ (門司市)
- 一、第二十六回上水協議會四四問回答参照せられたし (福井市、平壤府、小倉市)
- 一、市内新聞社を依頼す (豊橋市)
- 一、當市に於ては普通斷水の場合は使用者毎戸に必ず斷水通知を發するも突然の場合は自動車等により宣傳方法を取り使用者に徹底せしめつゝあり (上田市)
- 一、各區域毎に斷水の通知書配付せり (山形市、滿鐵地方部)
- 一、検査員をして通知せしむ (淀橋町)
- 一、斷水なす場合は其の區域の最も見安き個所に斷水の公告を貼付及區長并區長代理者宛にて斷水の旨を通知し區内一圓に涉り周知方の依頼狀發送し尙新聞に掲載しつゝあり又斷水の時間永き豫想のときは使用者各戸に公告書を配付なすものとす (尼崎市)
- 一、區長を以て三日前に通知す (高崎市)
- 一、通常の場合告示をなし且各區長をして區内使用者に通知せしむるも急を要する場合は水道課員を擧げて各戸に就き通知し又は日刊の新聞の號外として急速配付通知せしむ (宇和島市)
- 一、豫期斷水の場合は市内要所に豫告と各新聞紙に登載す不時斷水の場合は各戸に通知す

(西宮市)

- 一、本市に於ては豫て各方面に區長及區長代理者を設置し區内に對し市政上の通達を取扱はしむる制を執るを以て斷水の場合も右を経て周知せしむ至急の場合は電話又は特別の配達便をして知らしむ又新聞記事ポスター貼付の方法にも依る尙市公報を發行するを以て臨時工事に依る斷水等は右公報に依り豫め區長を経て周知方法を執りつゝあり (松江市)
- 一、豫定し得べき場合は可成新聞公告をなし其の他は關係區域に特報人を派し各戸に就き周知せしむ (廣島市)
- 一、本町にありては少年を使用宣傳を業とする者あるに依り之に依頼し各戸に通知書を配付せしむ
- 但し急を要する場合は水道課人夫をして通知書を配付又は口頭を以て通知す (飯塚町)
- 一、工事其他の關係に依り斷水を豫想し得る場合は各戸に通知するも突發的の場合は自動車をして之を知らしむ (鳥取市)
- 一、ビラを以て多數の人夫をして各戸に配布せしむ (高松市)
- 一、斷水區域區長に依頼し各戸へ通知す (松本市、別府市)
- 一、會社工場其他多量に使用する者には電話を以て通知其他は臨機の處置を取れり (川崎市)
- 一、急速を要する場合の外各戸に渡り斷水通知書を小使若くば職工をして豫め配付日時を通知せしめ其の間の必要なる使用水を容器に堪へさす事とす (若松市)
- 一、斷水區域の給水使用者に斷水通知の印刷物配布の外方法なし (長岡市)
- 一、關係區域にして湯屋、工場其他多量に水を使用する向は電話を利用し其他は共同栓に停水の「ビラ」を貼付し出来る丈け周知せしむる方法を採れり前日判明の分は新聞に掲載す

(函館市)

- 一、断水の日時及區域を記入（用紙は豫て印刷し置き其都度日時區域を記入す）したる紙片を配付し居れり（鹿兒島市）
 - 一、断水を豫知し得べき場合には断水に到るべき事情並時間等急速印刷し係員全員出勤し各戸に配付通知し其の他町總代及新聞紙を利用し徹底を期し居れり（京城府）
 - 一、普通断水通知書を配付せしむるも急を要する場合は口頭を以て通告し又ラヂオを利用することあり（名古屋市）
 - 一、豫定の断水の場合は豫め印刷せる通知書を各戸に配付し常時多量に用水を要する工場等に對しては特に電話等により通知す（大阪府）
 - 一、當府に於ては新聞及市内數箇所の掲示板に告示せると共に市内全般に涉り印刷物を配付す（木浦府）
 - 一、掲示所に印刷物を貼付し各使用者に使用して印刷物を配付せしむ（堺市）
 - 一、断水區域比較的廣汎に涉る場合は新聞廣告をなす外町會青年團在郷軍人會方面委員巡查派出所湯屋理髮店區役所等に印刷物を配付し周知方依頼す
 - 一、断水區域小範圍の場合は水道検査員に於て戸別に断水通知票を配付周知せしむ（東京市）
- (三三三) 給水料金収納上納金制度ト集金制度トノ利害得失如何（名古屋市）
- 答
- 一、小都市に於ては納金制度を可とす（大津市）
 - 一、當府に於て納金制度を採り集金制度をなしたることなし（木浦府）
 - 一、本町は最初より集金を行ひつゝあり（青梅町）
 - 一、一四問参照（東京市）
 - 一、本市は給水開始の翌年度より集金制度に改めたるに收納の成績良好なるに至れり（高知市）
 - 一、何れも利害得失相半ばし直に之を判定する能はざるも集金制度は之に伴ふ弊害多きにあらず

るか（長崎市）

- 一、集金制に依るを可なりと認む（和歌山市、五所川原町）
- 一、納金制度を可と認む（岡山市、倉敷市）
- 一、集金制に依るときは良好ならんと思考するも一面納付者に對し依頼心を起さしめ自發的納付者漸次減少するに至らん納金制は其の得失正に集金制と反すべし本市は納付制を採用し集金制の長所を取り入れ居れり即ち水道監視員は料金納付督勵の際依頼せられたるものに限り受領することなし居るを以て其の成績良好なり（門司市）
- 一、集金制に依るときは收納歩合は納金制に比し良好ならんも一面に於ては相當の經費を要すると又取締上一般の監督を要すべく且納金者は自發的に納付せんとするもの漸次減少するならんと思料す（福井市）
- 一、納金制度に依り實施に付集金制度との利害得失考究中（山形市）
- 一、滞納分に對し集金制を試験中成績良好（淀橋町）
- 一、當市は從來納金制度（期納）なりしも滞納多き爲め集金制（月納）に改めし結果滞納頓に減少せり然れ共集金制は餘分の手数と經費とを要すること多く一利一害あり（宇和島市）
- 一、集金制度は徴收成績良好なるも其の取扱者の信用程度を保證するに苦しむを以て納金を督勵するを安全と認む（津市）
- 一、一利一害は免かれざる所なるも總じて之を觀察すれば集金制を可と思料せらる（仙臺市）
- 一、給水料金は市の使用料たる性質上原則として納金制度となすべきものと思料す元來本問の如きは土地の狀況市民の納税觀念の如何に依り異り一概に其の利害得失を斷じ難しと思料す（小倉市）
- 一、集金制は徴收には相當良好なるが如しと雖も人件費を増加する嫌ありて一概には論じ難きも

本町の如く集金制を採用せる處は納金制の方良好ならずやと思料さる (飯塚町)
一、集金制度は給水者の利便納付成績は可ならむも人件費の増加並に弊害を生じ易きを以て納金制を可と認む (鳥取市)

一、集金制は一般納税觀念に對し影響する所甚大 (若松市)

一、放任、計量は納金制を採用し共用栓は集金制を採用せり (新發田町)

一、何れ共一定することは考慮を要す納金制度を主とし未納者に對し集金する方效果あらん (函館市)

一、害 集金制度は現金消費其他弊害を醸し易きも納金制度は斯る弊なし

利 集金制度は納入の利便となり納金制度に比し時間と手数とを省略し從て納入成績向上す現に京城府に於ては毎月末五日間市内八ヶ所に夜間金庫を開設し義務者の利便を圖りつゝあり其の成績相當見るべきものあるにより今各戸を納税場所に擴張せんか其の成績良好なるは疑ふ餘地なし要するに弊害は制度の完璧により除去し得て利のみなり此集金制度は時代の思潮なるを思惟す唯納税なる全體より考慮するときは尙早論者あり (京城府)

一、納金制度を本旨とするも實現甚だ困難なるを以て集金制度を併用し居れり (滿鐵地方部)

一、近時の趨勢は集金制度に依るの外なかるべし (大阪市)

(二三三) 市費支辨ノ給水装置ニ就テ (名古屋市)

答 一、當府に於ては公道と雖も工事費を徴收し居れり (仁川府)

一、道路横斷の箇所には其工費半額を負担す (室蘭市)

一、給水設備は總て需用者の負擔とし市費を以て支辨す (山形市)

一、市の營造物に對し給水する場合は無料 (高崎市)

一、公設共用栓公衆用栓 (宇和島市)

一、市費財政の如何に依る

(當市の如きは公道以外は到底望まれず) (津市)

一、公道は市費負擔とす宅地内も所定の期間及戸數に限り一栓十間迄市費負擔とす (足利市)

一、市費支辨の給水装置は公設共用栓に限る (川崎市)

一、公設共用の給水栓及公益事業の爲め市長に於て必要と認めたる場合に市費支辨として給水装置をなす但し前者は絶對的なるも後者は相對的とす (若松市)

一、公園費、衛生費等水道經濟以外の市費、支辨のものあり (大阪市)

(二三三) 異リタル土壤ノ水道鐵管ニ及ボス影響如何 (名古屋市)

答 一、配水管に於ては影響を認めざるも瓦斯管に於ては腐蝕の程度異りたる所あり (仁川府)

一、本市布設の鐵管は十三年にして腐蝕せる箇所あるも其の他は依然として變蝕せず (室蘭市)

一、悪水を含む土壤中に埋没したる鐵管の生命は短く乾燥したる土砂中に埋没したる鐵管は生命長し (門司市)

一、影響あるものと思料す豫防工事を施したる後布設なしたれば其後影響は目下調査中 (高松市)

一、有機物を多く含む土壤例へば沖積層に布設する鐵管の腐蝕率大なり (滿鐵地方部)

(二三四) 濾砂中「ナイス」發生ノ狀況及之ヲ驅除ニ就テノ實驗承リタシ (佐世保市)

答 一、濾過砂中の「ナイス」發生の狀況に就て精査せしことあり砂中には相當多數の「ナイス」を認めたるにより之が撲滅を期して砂層の鹽素消毒(三〇—一〇〇PPM)をなしたるも撲滅不可能なりき從て濾過水内の「ナイス」と雖も少數なるときは一般河水を源水とする水道にては

蓋し止むを得ず其大量なるに於ては濫過或は貯水方法の不備を指示せざるべからず (大阪市)

(一三五) 旱魃時に於ケル制限給水ニ付最モ有效ナル方法承リタシ (佐世保市)

答 一、水源供給量が需要量を超過せざる範囲内に於て時間制度給水をなし居れり (木浦府)

二、第二十六回上水協議會五三問の回答参照 (福井市)

三、注意書を使用者一般に配付する位にて他になし (上田市)

四、噴水公衆用栓等を閉鎖し一般の栓に對しては止水栓及制水弁に依りて水勢を緩ならしめ尙不足するときは時間給水を爲すより外途なし (宇和島市)

五、本市にては昨年の大旱魃時には道路撒水プール等の給水を制限したるのみにて一般に對しては制限するに至らざりしも有效なる方法あらば承りたし (松江市)

六、新聞等にて充分宣傳し一面時間制限と同時に制水辨の開方にも幾分制限を加ふるの外なしと
思料す (關東廳)

七、市内一般に節約宣傳は勿論多量の水を使用する會社、工場關係に節約を強要し一面市内各所に市費を以て打抜井戸を打抜き雑用水は之を使用せしめ辛ふじて危期を免かるゝを得たり (小倉市)

八、各町總代若くは小學校兒童を通じ各家庭に注意をなし或は節水宣傳に努むるも比較的良好ならず (鳥取市)

九、各止水栓にて制限 (高松市)

一〇、夏期最盛使用時期制限の必要ありと認めらるゝ場合は會社工場等多量使用者に對し相當石數を制限す (川崎市)

一一、五〇問に同じ (新發田町)

一、制限給水するの已なき事情上水節約使用の例示概要を記せる印刷物の各戸配付其の他新聞紙を利用する等上水節約宣傳を實行し居れり (京城府)

(一三六) 常時等流速ノ状態ニアル最大貳百尺程度ノ静水壓ヲ受クル十八吋以下ノ導水管ニ普通壓管ヲ使用スルハ過強ノ感アリ擊撞作用ニ對スル或ル程度ノ吸收裝置並ニ取扱ニ注意セバ低壓管ニテ充分ナリト思料セラル之ニ就キ御高説ヲ伺ヒ度

尙實施セル向アレバ其ノ取扱振ヲ伺度 (臺灣總督府)

答 一、當市水道の如く唧筒式を採用する所にては特成唧筒の變更に依りて送水量を増加し得る便宜あるを以て其の限度を顧慮して定む可きものと思料す (川崎市)

二、二百尺の揚水壓ならば普通壓管は過強に非ず (大阪市)

(一三七) 深井戸「ポンプ」ノ成績ヲ承度 (臺灣總督府)

答 一、水位低下に従ひ揚水量稍や減ず (仁川府)

二、成績優良にして其の揚水能率六〇「パーセント」以上 (高松市)

三、水源としては公主嶺約六〇耗のものある外水道水源用としてなし成績は良好なりと稱し難し (滿鐵地方部)

(一三八) 深キ取入井内ニ沈堆セル土砂ヲ簡便ニ取出ス方法及各地ノ實施ノ模様ヲ承度 (臺灣總督府)

答 一、唧筒運轉中止し井内塵芥吸ひ取るも土砂は池内排水し撤出し居れり (仁川府)

二、九九問の回答参照せられ度し (福井市)

三、移動唧筒に依り引水し人力にて採去す真空唧筒等なれば一層效果あらん (廣島市)

四、ガットの如きものを使用されては如何 (滿鐵地方部)

五、釣瓶式方法も一案ならん (大阪市)

(一三九) 給水管内ノ水壓過大ナル爲メ「コック」閉閉ノ際容器外ニ飛散其他取扱ノ適度ナラザル原因ニ

依り浪費セラル、水量相當多量ナリ之レガ防止方法ヲ實施シツ、アル箇所アレバ其方法及成果ヲ承度 (臺灣總督府)

答

- 一、止水栓の開閉の度により加減す (長崎市)
- 一、給水栓を適度の長さのゴム管を附着せば如何 (大牟田市、鳥取市)
- 一、給水栓に短きゴム管或は布切を附着せしむ (福島縣若松市)
- 一、水壓強き箇所において給水栓の首頭の加減により之を防止し得るものなり例せば布片ゴムホース利用等其の一例なり (門司市)
- 一、布の袋を以て給水栓の口を包めば飛散することなし (宇和島市)
- 一、水壓過大なる区域内に對し制水弁によりて一壓力を制限し相當の效果を見たり (仙臺市)
- 一、本町は常時高壓とは云ひ難きも給水栓の口徑より一分位大なる口徑の「ゴムホース」を取り付けせしめたるに結果良好なるが如し但し共用栓には五寸以上のものを取付けることを許さず (飯塚町)

- 一、飛散防止の爲め個人に於て防止器を購入し取付ある處あるに成績良好 (高松市)
- 一、布袋又は適當の長さのゴム管を給水栓先に取付くるは幾分效果あり (五所川原町)
- 一、水栓の尖端にゴム管取付け又は類似品取付に依り飛散を防ぎ得 (滿鐵地方部)
- 一、本市として實例なし然れども各戸又は各栓毎に小「タンク」を設置せしむるとき之を防止するを得べし (大阪市)

(一四〇) 公道地下ノ給水装置工費ヲ市ニ於テ負擔スル場合道路側溝ノ内方ニ止水栓ヲ取付アルモノニシテ其側溝下ニ屬スル部分ノ工費ハ何レノ負擔ト爲ヌヤ實際ノ御取扱ヒ承知致度 (豊橋市)

答

- 一、市に於て負擔せり (鳥取市、若松市、徳島市、宇部市、尾道市、門司市、宇和島市、佐世保市、仁川府、大牟田市、福井市、米子市、宇都宮市、小倉市、足利市、仙臺市)

- 一、本市に於ては公道の道路端に設置する止水栓は市費負擔とせるを以て側溝下の部分は設備者の負擔として處理し居れり (大分市)
- 一、側溝下に屬する部分は需用者の負擔とす (丸龜市)
- 一、公道地下以外は請求者の負擔なり (高知市)
- 一、止水栓位置の如何を問はず公道と私有地の境界を以て負擔を定む (福山市)
- 一、止水栓は側溝に接近したる箇所に取付け是れより一尺を市に於て負擔す (和歌山市)
- 一、當市にては本人の宅地内のみの工費を負擔せしめつゝあり (福島縣若松市)
- 一、給水装置所有者の負擔とす (姫路市)
- 一、止水栓は負擔分界點とす (岡山市)
- 一、給水者の負擔とす (室蘭市)
- 一、公道地下に屬する給水装置工費は總て需用者の負擔とせり (山形市)
- 一、公道地下(有効幅員)は市費其の他は給水者負擔 (高崎市)
- 一、止水栓以下請求者の負擔 (津市)
- 一、止水栓迄の工費は市費負擔とす (松江市)
- 一、給水装置工費は總て請求者の負擔となし居れり (廣島市)
- 一、溝下に屬する部分の工費は設備請求者の負擔とす (松本市、高松市、川崎市、函館市、鹿兒島市、平壤府)
- 一、配水本管の分岐點より全部装置請求者の負擔とせり (別府市、木浦府)
- 一、側溝は公道の部分なるも止水栓を側溝の内側に設くるに依り條例に依る止水栓迄を公道部分として計算する關係上側溝下工費は請求者の負擔とす (新發田町)
- 一、市負擔の分は配水管より公道と民有地との境界までとす (長岡市)

- 一、止水栓は側溝の外側に取付側溝の下部は請求者の負擔とす (名古屋市)
 - 一、本市は公道に於ける部分と雖も給水管は總てを設置人の負擔とせり (大阪市)
 - 一、本町は止水栓を以て公、私の限界とせり普通側溝の道路側に止水栓を取付たるに依り側溝下は勿論請求者の負擔なり (飯塚町)
 - 一、本市は道路側溝の外方に止水栓を設置し側溝下の分は給水者の負擔とす (福岡市)
 - 一、止水栓より内部全部給水装置者の負擔となす (大津市)
 - 一、當府に於ては給水分岐管より全部需用者の負擔となす (木浦府)
 - 一、溝側の外部に止水栓を設置するを以て止水栓より内部は凡て請求者の負擔とす (堺市)
 - 一、本町は工費全部申込者負擔に付經驗なし (高砂町)
 - 一、本市は配水管分岐點以下は公道下の分と雖總て請求者の負擔とす (東京市)
- (一四一) 給水装置工事費ノ分納ヲ認メタル向ニシテ其分納金滞納者ニ對スル處分方法ニ就キ各地ノ取扱振承リタシ (豊橋市)

答

- 一、滞納者には給水停止する規程あり (大津市)
 - 一、條例には規定したるも實例なし (木浦府)
 - 一、分納を怠りたるときは其の未納に係る金額を即納せしむ
- 此の場合に於て未納金額を納付せざるときは給水装置を撤去し既納工費の内より撤去費並給水装置の減損額を控除し過不足あらば追徴還附す (堺市)
- 一、分納期限内其の所有權は當然市町村にあるものと思料す然れども停水處分をなすか又は撤去の外法なかるべし (高砂町)
 - 一、指定の期限内に納付せざる場合は該給水装置を撤廢し其材料を處分して未納工費に充當する規定なるも實施したる前例なし (東京市)

- 一、工費分納中の給水装置は市の所有に屬するを以て分納金納入見込無きものは装置を撤去す (丸龜市)
- 一、工事費完納に至らざれば給水装置の所有權を請求者に移さざるを以て滞納の場合は給水装置を處分す (高知市)
- 一、工事費に對し月賦制を採用し其の滞納處分に就ては實例なし (宇都宮市)
- 一、先づ給水を停止し尙納付せざるときは給水用具を撤去し撤去に要したる費用を負擔せしむ尙既納の用具代價の分納金あるときは之を撤去費並に給水用具使用料又は給水料の未納金に充當し不足を生じたるときは更に其の差額を徴收す (仁川府)
- 一、注意書を發し尙未納の際は其の保證人宛督勵し結局未納者に停水處分を執行し居れり、停水處分をなすも尙未納の際は條例に依り同装置を撤去し未納工費に充當するものとす (荒玉水道)
- 一、給水を停止し償還未済に係る金額は一時に之を完納せしむ、若し完納を爲さざる時は既納金は之を沒收す、但し分納を申請せし者の實例なし (大牟田市)
- 一、停水處分に附す分納金完納に至る迄給水装置の所有權は市に留保す (和歌山市)
- 一、停水處分をなし尙完納せざる場合は装置を撤去す (福島縣若松市)
- 一、督促の上停水し尙不納に對しては給水装置を撤去す (岡山市)
- 一、滞納者に對しては三ヶ月以内の給水停止處分をなし猶納付を怠るときは其の給水装置に關する一切の權利を拋棄したるものと看做し之を撤去し既納の工事は之を還付せず (尾道市)
- 一、給水停止尙納付せざるものに對しては撤去し公賣して工費に補充す若し不足を生じたる場合は本人又は保證人より徴收す (室蘭市)
- 一、給水装置の新設の場合に限り十ヶ月以内分納を認む月賦分納工事費完納に至る迄の間は給水

装置の所有権を市に於て保留し分納金滞納者に對しては給水装置を撤去することあり

(門司市)

- 一、一定の期間を附し尙納付せざる時は工費完納に至る迄給水を停止す (福井市)
- 一、停水處分に附す (上田市)
- 一、分納を認めたる給水装置にして其の分納金の滞納者に對しては給水装置は市の所得とし既納の分は還付せず (山形市)
- 一、工費納付せざる時は給水管及給水用具を撤去し既納工費の内にて撤去費並給水用具の減損額を控除し剩餘あるときは還付し不足あるときは追徴なすものなり (尼崎市)
- 一、分納者滞納の場合は保證人より徴收す
- 一、但し保證人は國稅拾圓以上の納付者とす (高崎市)
- 一、分納金を滞納したる場合は未納額を一時に納付せしむ若し之に應ぜざる時は給水装置を撤去し既納額を以て新設費撤去費並に給水用具の減損價格に充て過不足あるときは還付又は追徴す (宇和島市)
- 一、分納を認めてより日淺く滞納者の處分に就き研究し居らざるも月賦證書に連帶保證をせしめ萬一未納の場合は給水用具を撤去し且撤去に要する費用を徴收する條件の契約をなし居れり (津市)
- 一、一應催告を與へ停水處分を爲し尙ほ完納せざるに於ては市に所有權留保中に付引上沒收す (米子市)
- 一、工事分納金の滞納者に對しては條例の定むる所に依り装置撤去の方法あるも本人及保證人に對し充分督促を加ふるより他に途なしと思料す (仙臺市)
- 一、工事費の半額は必ず豫納せしめ残りの半額は百分の五の増徴金をなし十ヶ月以内の分納を許す

可す此の場合は市長の認定せる保證人を定め連帶責任を負はしむるを以て提案の如き滞納の事例なし (松江市)

- 一、完納に至るまで給水用具の所有權は市に留保す (小倉市、川崎市)
 - 一、連帶保證人より徴收す若し保證人支拂をなさざるときは止水又は撤去す (飯塚町)
 - 一、極力督促し尙納付せざる場合は給水を停止し居れり (五所川原町)
 - 一、給水装置を撤廢し其材料を處分し未納工事費に充當し過不足ある時は之を還付又は追徴す (若松市)
 - 一、工費滞納者は給水を停止す場合に依り撤去の上精算をなす (新發田町)
 - 一、給水料の滞納者と同様給水停止の處分をなし尙納入せざれば撤去の處分をなす順序なるも撤去したることなし (長岡市)
 - 一、停水にて略々解決し居れり (函館市)
 - 一、給水設備を撤去し既納の施工費は還付せず若し撤去したる物件の當時の價格と既納工費とを合せたる額が施工費並に撤去費を償ふに足らざる時は更に其不足額を追徴す (鹿兒島市)
 - 一、給水停止の處分をなし用具撤去をなす (京城府)
 - 一、給水装置を撤去し已納工費にて材料價格の減損及撤去費に充當し不足あるときは追徴し剩餘あるときは還付す本市は追徴したる實例なし (名古屋市)
 - (一四二) 道路ノ改修繕竝ニ擴張ノ爲メ各戸引込ノ給水装置中鉛管ノ一部分ガ公道下ニナリタル場合他へ移轉竝ニ撤去ヲ要スル費用ハ府縣市又ハ個人ノ何レニ於テ之ヲ負擔スルヤ、尙公道下トナリタル部分ノ買上竝ニ所有權ノ處分方法承リタシ (豊橋市)
- 答
- 一、其の必要を生ぜしめたるものの負擔とす (倉敷市、京城府、徳島市、福山市、函館市、門司市、堺市)
 - 一、道路管理者に於て負擔し居れり (大分市)

一、水管移轉の必要を生ぜしめたるもの、負擔とし新に公道下となりたる部分は市に於て埋没し個人所有は返還す (佐世保市)

一、移轉又は撤去の必要を生ぜしめたる者の負擔とせり、公道地下となりたる部分に對しては市より支辨したる例あるも近時は寄附せしむ (高知市)

一、大改修の實例なきも小部分のものにありては其の儘處理しつゝあり (宇都宮市)

一、本間の費用は其の變更又は修繕竝に擴張の必要を生ぜしめたる者の負擔とす尙右に基因し、鐵、鉛管の一部分が公道下になりたる場合に於ても所有權に變更なし (仁川府)

一、市費負擔とす買上をなさず給水装置全部給水管所有者の所有とす (長崎市)

一、工事の僅少なるものは市水道課に於て負擔し工費多額を要するものは府縣市の負擔とす (和歌山市)

一、市(府)の負擔とす (姫路市、宇和島市、西宮市、平壤府)

一、市費負擔は所有權を認め材料返却す (岡山市)

一、公道下となりたる部分は市に寄附せしむるを以て水管の修繕移轉撤去等の工費は凡て市負擔とす (尾道市)

一、本市は個人の負擔とし居れり何等故障なきも今後對策に付二、三の市に問合中 (室蘭市)
一、移轉並に撤去に要する費用は道路管理者の負擔とし又公道下となりたる部分は適當の價額を以て買上げ公設管と爲す尙第二十六回上水協議會六九問及八四問の回答參照せられ度し (福井市)

一、此の場合市に屬するものは市、縣に屬するものは縣費負擔とす (大牟田市、上田市)

一、公道の地下の給水装置費は凡て需用者の負擔とせり依て公道下となりたる部分の處分問題なし (山形市)

一、本市は公道に屬する部分をも所有者の負擔に付此場合の費用は所有者負擔として徴收せり (尼崎市)

一、市道に對し移轉並に撤去は市費を以てす (高崎市、川崎市)

一、企業者の負擔を妥當と認む
公道下になりたる部分を買上げ市の所有權となさば將來整理上困難少なからん但し實例なし (津市)

一、工事の必要を生ぜしめたるもの、負擔とす但し市費負擔部分にありては占用關係等にて條件あるものは此限りにあらず
公道地下部分は其の所有者に歸屬す從て買上の場合も之に準じ處分す (足利市)

一、公道部分の延長は市費負擔するも其他の工費は起業者より個人に補償せしめ納入ありたる上市之を施行す (米子市)

一、當府に於ては條例にも明記し其の改修又は修繕並に擴張の必要を生ぜしめたる者の負擔とし尙公道下と雖も分岐管よりは全部需用者の所有權とす (木浦府)

一、工費全部申込者負擔に付此の憂なし (高砂町)
一、道路工事のため給水鉛管の移轉改造を要する場合の工費は其必要を生ぜしめたるもの、負擔たるべきは理論上明白なるも道路法による道路工事に在りては道路監理者に於て之を負擔せざるを以て此場合該給水装置所有者をして負擔せしむるを相當と認め其の取扱をなし居れり尙公道下の鉛管を企業者に於て敷設せらるゝ向は新に公道下となりたる部分は自然買上げざる可らざることとなるべし (東京市)

一、前段の場合には市費負擔とし後段の場合は公道下となりたる部分を買上所有權を市に移すこととせり (松江市)

- 一、工費の必要を生ぜしめたる者の負擔とす
但し道路管理者施工の爲其の必要を生じたるときは材料代のみにて個人に負擔せしめ工費は市に於て負擔す尙ほ公道下に屬する給水装置は當初より個人負擔にて布設す (廣島市)
- 一、當水道は全部需用者の所有なるを以て公道の下なると否とを問はず給水用具の移轉又は改造を生じたる場合は其必要を生ぜしめたる處より工費を徵收す (關東廳)
- 一、移轉並に撤去を要する費用は個人の負擔とし公道下になりたる部分は買上せしことなし (小倉市)
- 一、移轉若くは撤去を要するに至らしめたる者より徵收し公道下の鉛管其の他は時價の幾割かに見積り徵收金より差引町に引取る (飯塚町)
- 一、起業者の負擔(國縣道のものに付ては市費)とす尙公道下の分は買上をなさず撤去せしむ (鳥取市)
- 一、公道下となりたる場合は市に於て負擔、移轉又は撤去する場合装置所有者の負擔、公道下となりたる部分の材料は元装置者に還付 (高松市)
- 一、移轉、撤去の場合は市に於て工費を負擔す公道下となりたる部分は止水栓の移轉を止め無償にて市所有に屬せしむ (松本市)
- 一、本件前者の場合は市に於て必要と認めたる部分に對しては材料工費共市の負擔とし其他は前部所有者の負擔とす (若松市)
- 一、移轉の必要を生ぜしめたる者の負擔とす但公道に屬する部分は市の所有として之が買上をなす (鹿兒島市)
- 一、移轉又は撤去費用は道路工事施行者たる滿鐵の負擔とし公道下となりたる鉛管の一部は依然其給水装置所有者に歸屬せしむ (滿鐵地方部)

(一四三)

- 計量給水使用者ニシテ使用廢止シ他ニ轉住セリ其後借家人ナク廢止ノ狀態トナルコノ場合家主ヨリ撤去申出ナキ以上量水器使用料ハ家主ヨリ徵收スルハ不當ナリト異議申立ヲナスモノアリ
各市取扱振り承リタシ
- 尙之ヲ撤去スルトセバ撤去工費ハ家主ヨリ徵收スルヤ重テ承リタシ (豐橋市)
- 答
- 一、閉栓中は使用料を徵收し居らず (徳島市)
 - 一、給水使用中は計量器使用料を徵するも然らざる限り徵收せず撤去を請求されるときは請求者の負擔とし居れり (大分市)
 - 一、當町に於ては量水器を撤去す撤去費用は町の負擔とす (青梅町)
 - 一、本問の場合は給水中止廢止の申出なきときは水道を使用せざる場合と雖基本料金は之を徵收す給水中止の場合に於ける量水器取外費は徵收せず(本市は量水器使用料は徵收せず) (東京市)
 - 一、給水使用中、廢止の者よりは使用料を徵收せず撤去工事費は所有者たる家主より徵收す (高知市、和歌山市)
 - 一、徵收す (宇部市)

- 一、給水使用廢止後は量水器料は徴收せず所有者より撤去申出たるときは量水器を撤去す工費は徴收せず (宇都宮市)
- 一、量水器使用料を徴收せる水栓を閉栓したるときは同時に量水器を撤去す此の場合撤去費を徴收することなし (福山市)
- 一、使用中止廢止等の際量水器を取外し量水器使用料は徴收せず (荒玉水道)
- 一、本市にては使用廢止と同時に量水器の撤去請求を徴し居るも無届轉居者にありては止を得ざるに付市に於て直に之を撤去し居れり (長崎市)
- 一、給水栓所有者より徴收するを可とす撤去の場合も亦同じ (鹽釜町)
- 一、使用料は徴收せず尙撤去する場合も工費を徴收せざる取扱をなし居れり (若松市、福島縣若松市)
- 一、閉栓と同時に量水器を引揚ぐるを以て使用料に關する問題なし (岡山市、堺市)
- 一、給水廢止と共に量水器使用料をも徴收せず、量水器撤去を簡易に出来る様装置せり隨て工費を要せず (久留米市)
- 一、使用廢止の届出ありたる場合は直ちに量水器を撤去するが故に事例なし (尾道市、門司市)
- 一、本市は量水器のみ直に撤去するを以て使用料を徴收せず
- 一、量水器撤去は工費の要する程のものなく依て費用は徴收することなし (室蘭市)
- 一、家主より徴收す撤去工費亦同じ (福井市、姫路市、大津市)
- 一、量水器使用料は徴收せず量水器撤去に際しては栓所有者より工費を徴收せり (平壤府)
- 一、撤去申請なき場合は量水器使用料として半額を徴收す
- 二、撤去申請の場合は家主より撤去料を徴收す
- 三、當市の水道給水條例は右の如く規定す (上田市)

- 一、使用を廢止又は中止せしめ量水器を撤去せざるときは一時給水の中止と看做し量水器使用料は設備所有者より徴收せり尙撤去費も同様とす (山形市)
- 一、所有者より使用料を徴收し居れり (淀橋町)
- 一、本市の貸與量水器は閉栓と同時に使用料を徴收なさざるものとせり又廢止の状態の場合は直ちに撤去し撤去費は何れも徴收せざるものとせり (尼崎市)
- 一、使用廢止と同時に計量器を撤去す (高崎市)
- 一、使用者が納付義務たる場合は家主より徴收するは困難と認む装置は家主のものなれば撤去も又家主の負擔正當と認む (津市)
- 一、本市は量水器使用料を徴せず尙撤去工費は市の負擔と爲す (西宮市)
- 一、使用休止と同時に量水器を取外すを可とす撤去の場合は所有者より徴收す但し所有者より請求不能の場合は分水栓に於て開放し廢止す此工費は市負擔とす (足利市)
- 一、給水廢止と同時に量水器を引上げ置けり
- 備考 如斯取扱は量水器豫備品尠くして極めて經濟的なり之れが撤去費は徴收せず (米子市)
- 一、使用廢止の際は必ず届出を爲さしめ若し使用者無斷にて立ち退きたるときは家主より代理せしめ届出を爲さしむ
- 一、使用廢止の届出により本市は量水器を取外し爾後の量水器使用料は徴收せず又量水器取り外しの費用は一切之を徴收せず (仙臺市)
- 一、使用廢止の事實發見次第(届出に依り知る場合と巡視の發見せる場合とあり)給水設備請求者(多くの場合家主)に注意交渉し適當なる方法を講じ問題の如き事例に當りたることなし尙撤去するとせば給水設備請求者より工費を徴收す (松江市)

- 一、當水道にては所有者にあらざる使用者は認めざるを以て家主と水道引用者が別なる場合は實際所有者より同一なる場合は家主より徴收せり撤去の場合亦同じ
給水中止後量水器撤去の請求なき限り家主(給水栓所有者)より其貸付料を徴收す撤去工費に於ても亦同じ (關東廳)
- 一、本市は量水器使用料口徑一吋以上にあらざれば徴收し居らず
- 二、使用者なきことを發見したるときは家主よりの申出なきも量水器は撤去す
- 三、撤去費は市の負擔とす (小倉市)
- 一、使用廢止の申告あるときは直ちに量水器を取放し持歸るに依り中止廢止の量水器使用量には何等支障なし又開始、中止、廢止等に對する手数料を徴收せず給水を使用せざる間の使用料を徴收するは穩當を失するものと思料せらる (飯塚町)
- 一、貸與中の量水器は使用の有無に拘はらず使用料を徴收せり尙撤去の請求あれば工事は借主(水栓所有者)より徴收せり (鳥取市)
- 一、量水器の使用料を徴收し居らざるに依りかゝる問題なし (京城府、滿鐵地方部、高松市、長岡市、仁川府)
- 一、廢止と共に量水器を撤去し居るを以て使用料は徴收し居らず尙撤去費は自己所有のもの以外は徴收せず (五所川原町)
- 一、借家人なく閉栓中は量水器使用料徴收せず撤去の場合は撤去工費徴收せず (松本市)
- 一、裝置所有者より廢止申告の場合には勿論申告なきも其の事實を發見したるときは取外し該費用は徴收せず (川崎市)
- 一、廢止の状態となりたる場合は量水器使用料を徴收せず尙撤去工費は裝置名義者より徴收す (別府市)

一、量水器使用料は使用中止の間使用料の徴收を爲さず撤去工費は設置所有者より之れを徴收す (新發田町)

- 一、不當異議申立の者には撤去すべき旨示し其工費は所有者より徴收す (函館市)
- 一、使用廢止と同時に撤去す撤去費徴收せず (倉敷市)
- 一、本市は給水中止の際量水器を取外すことゝす併家主が特に据置き希望する場合は保管書を徴し家主より使用料を徴收す (名古屋市)
- 一、本市は量水器使用料を徴し居らざるに付其の實例なし (大阪市、鹿兒島市)
- 一、本市は給水使用中止申出の際止水栓閉栓すると共に量水器を撤去し其費用は徴收せず (福岡市)

(一四四) 伏流水ヲ原水トナス水道ニ於テ特ニ沈澱池或ハ貯水池ノ設備ヲナサズ原水ヲ直接濾過池へ導入セル場合濾過池中ニ藻類ノ繁殖ナス例ヲ聞ク此ノ繁殖ノ模様並藻ノ性質簡單ナル其根絶處理方法又其結果濾過膜及濾過水ニ及ボス影響等ニ就テ經驗セラレシ事アラバ詳細承リタシ (豊橋市)

答

- 一、此の方法に就ては雜誌水道七月號に掲載に付參照を乞ふ (大分市)
- 一、當市水道は殆んど同様の設備なるも常に斷水して各濾過池を乾燥せしめつゝあるを以て藻の發生する如きことなし (上田市)
- 一、伏流水を源水となすも濾過池へ導入せず貯水池に直流せしむ依て經驗せしことなし (山形市)
- 一、當水道は伏流水を源水となすを以て濾過池中に藻類の發生を見る、特に春から夏にかけて著し然れども比較的新しい池なる爲に藍藻類、綠藻類時には硅藻類も生育す一、二度極度に繁殖し厚層となり濾過膜を閉塞し尙層中に瓦斯を生じその結果濾過膜は水面に浮び濾過に孔を穿たしめその機能を妨害したるを以て濾過の使用を中止し該濾過池に硫酸銅(五十萬分の一)

を平均に投入することによりその繁殖を阻止せしめたり硫酸銅投入に際して濾膜發生を害することなき様注意したるを以て濾過水質に著しき影響を認めず (新發田町)

(一四五) 電気熔接鐵管ヲ使用セラレタル所アレバ成績其他詳細承り度シ (廣島市)

答 一、昭和四年三月送水管として三菱電気熔接鋼管(内徑三五〇耗長四・八〇米)を漢江橋に五十八本架設し通水使用中何等異状なし代價一本百六拾六圓 (京城府)

(一四六) 寒天培養基ト膠質培養基トハ水棲菌ノ生成率異ルガ如シ故ニ協定試験法中ノ規格ヲ各々別ニ協定スルノ要アリト思料ス (廣島市)

答 一、各別の規格の制定を認めず (佐世保市)

一、同感猶研究の要ありと思料す (宇都宮市)

一、賛成 (岡山市、高崎市、津市、松本市、門司市)

一、本問題に對し極言せば膠質培養基を廢し寒天に改訂を望む位の意見を有するものなるを以て特に提出者に賛同す (尾道市)

一、専門家の意見承りたし (松江市)

一、今迄寒天培養のみ用ひたるに依り何共申し難し (小倉市)

一、實則として寒天培養基を使用することにすれば可ならん (鳥取市)

一、各別々に協定するの要を認めず (木浦府)

一、既に第二十四回上水協議會に於て本市より上水の細菌學的検査に際し膠質培地及寒天培地に發育する細菌聚落數の比較に關する研究成績を發表し兩種培養基を使用する方法に依る結果判定を同一規格の下に置くの不合理なる所以を指摘し現行協定法に修正を加ふるの必要を述べたり

(二十六回協議會に於て協定済) (東京市)

一、細菌聚落數に使用培養基の種類を附記せしめ且つ其の製方を一定するの要あり (高松市)

一、各別に規格協定の要あるものと思料す (名古屋市、仁川府、新發田町、長崎市)

一、膠質培養基を廢して寒天培養基としては如何但し之に變更するとすれば菌類標準 (飲料適の時の最大個數)を決定する要あり (大阪市)

一、協定する要あり但し規格は充分研究の上決定したし (福岡市)

(一四七) 濾過池使用數日後藻類ノ成生ト相前後シテ原水ニ因ラサル濁濁ヲ生ジ數日ニシテ再ビ清澄トナル事屢々アリ (春、夏期殊ニ著シ)之カ原因及防止法等承リタシ (廣島市)

答 一、源水に因らずして濁濁を來たすは恐らく原生動物中鞭毛蟲類の發生に基因するに外ならざるかと思はる其の主なる種類左の如し

Ceratium.

Chlamydomonas.

Cryptomonas.

Dinobryon.

Englena.

Glenodinium.

Mallomonas.

Peridinium.

Synchaeta.

Weglenopsis.

但し其の處置に關しては濾過池に於て尙研究の要ありと認む應急策としては該未濾水を排除する方法尤も可ならんか亞米利加合衆國の上水道に於て此の種の場合藥品を以てせる處理後(硫酸銅使用)上水に異臭及混濁を生じ好結果を得ざりしと言ふ (東京市)

一、此れを認むるも原因及防止法研究中 (岡山市)
一、濾過膜削取後之に通水するに際して初め数日間は池水の濁度は源水の濁度を凌駕するものなり (通水時の攪拌に因る)

右は $(\text{Co}^{3+})_2 \text{Ca} \text{od} - \text{mg}$ が日光により $\text{Co}^3 \text{enob} - \text{mg}$ となりて沈澱する時の濁濁も考慮せらるるが如きも之は濾膜削取後数日の時期に特に著しき點によりて除外すべき乎

(一四八) 濾過池除汚後休池日数中ニ於ケル砂中細菌ノ消息ニ付季節的ニ調査セラレシ経験アレバ承リ
タシ (廣島市) (大阪市)

答 一、細菌聚落数の消長は冬に多く夏に少く春秋は其の中にあり尙降雨の多少温度の高低に關係するもの多し (新發田町)

一、季節的に廣範に亘り調査したることなし然れども濾膜の細菌数は年餘に亘りて検査せるも季節的に見て一定せる變化を認めず又砂中の細菌に就ては十数回の調査あり但し之にても菌數多數にして砂層の上層に多く表面下三吋にも達すれば著しく減ず (大阪市)

(一四九) 給水工費ノ徴收ハ市制第三百三十一條ニ依リ爲サル、ヤ各都市ノ御意見ト取扱振ヲ承リ度シ
答 (函館市)

一、未だ該當せざるも適用差支へなし (徳島市)
一、本町は工費總て前納に付此の憂少なきも有りたる場合は本法適用の外法なからん (高砂町)
一、本市に於ては從來滯納處分を行はず未納者に對しては専ら督勵に依り納入せしむ (東京市)
一、市制第三百三十一條に依ることを得るものと解し居るも未だ取扱たる實例なし (佐世保市、福井市)
一、市制第三百三十一條に依らず (丸龜市、和歌山市、仙臺市)

一、公法的收入にあらずと認め市制の規定に依り取扱を爲さず (高知市)
一、私法上の收入は同條に依るものにあらずとして取扱を爲す (宇部市)

一、給水工費は公課の取扱を爲さず (仁川府)
一、市制第三百三十一條に依り取扱ひ居れり (長崎市、大阪市、小倉市、倉敷市、高松市、宇和島市、鹿兒島市、大分市、宇都宮市、福島縣若松市、堺市)
一、本市は工費豫納制なり但し修繕費に限り急を要する關係上後納と爲し市水道條例及市制第三百三十一條により徴收す (大牟田市)

一、工費は條例に依り徴收意納の督促は市制第三百三十一條に依る (久留米市)
一、市制第三百三十一條に依る取扱を爲すものと認めず公收入にあらざるものなればなり (室蘭市)

一、給水工費は豫納の制度に付市制第三百三十一條に依りたる實例なし (山形市)
一、停水後給水用具を撤去處分し工費に充當し剩餘あるときは還付し不足額は追徴す追徴金に就ては町村制第三百十一條に依る (淀橋町)

一、處分す (西宮市)
一、市制第一三一條に依り徴收せず
一、工事着手前概算を以て豫納せしめ竣功後精算し追徴又は還付し居れり (松江市)
一、本町に於ては給水條例中に特に國稅滯納處分の例に依り之を處分することの條項を設け許可を受けたり但し許可を受けざるも市制第三百三十一條に依り處分するも差支なからん (飯塚町)

一、給水條例に工費負擔方を規定せば市制第三百三十一條に該當するものと認め居れり (鳥取市)
一、該條例に依らず督促、給水停止等に依り整理し居れり (五所川原町)

一、本市は給水工事費豫納後にあらざれば工事施行せざるも之れが追徴を要する場合は第三百三十一條に則り徴収す (川崎市)

一、工費完納に至る迄給水装置の所有權は市に留保することに制定しあり (別府市)

一、給水工費は市制第三百三十一條には依り難きものとして處理す (若松市、名古屋市)

(一五〇) 濾過床ノ汚砂削取及足シ砂ノ施工ニ機械的方法ヲ採用セラル、都市アラバソノ實況承度 (函館市)

(一五一) 敷設後數年ヲ經過セル給水管内面ノ附着物ヲ除去スルニ如何ナル方法ヲ採用セラル、ヤ承度 (函館市)

答 一、給水管を掘上げ丸鐵棒を挿入して掃除す (長崎市)

一、放水又は薬物に依る (平壤府)

一、給水管内面の附着物を認めたることなし (山形市)

一、春秋二回の消火栓よりの放水によるのみ (松江市)

一、數年のものはなきも十數年を経過し鉛管内部に酸化鐵其他の附着の爲め通水不十分となるもの往々あり之れが除去は相當遠距離にても鉛管の屈曲點を切斷し針金を通して其一部に徑に相當したる「ブラシ」又は古布の類を結束し兩三回往復せしむれば完全に除去せられ殆んど新規と同率の通水を見つあり (關東廳)

一、時々放水をなすの外方法なからんか (小倉市)

一、二三年の經驗にて未だ報告的のものなきも送水管並に給水管の内部に鐵錆水垢等の附着物の結果管斷面縮少及摩擦抵抗のため流量減少を認むることありされどこれが完全なる除去法なきため對策を講ぜしことなし目下研究中なり (新發田町)

(一五二) 水衝作用ニ依ル給水管の破裂ヲ防止スル爲各市ノ採用セラル、方法承度 (函館市)

答 一、四一間に同じ (大分市、宇都宮市、足利市、關東廳)

一、H M式調整器取付試験中成績良好なるものと思考す (高知市)

一、水衝作用に依り屢々鉛管の破裂を來す箇所には其一部に瓦斯管を使用す (福井市)

一、水壓調製器を最近に於て使用するに至りしも成績良好なり其の他鉛管の引込みによるとせば太いものを使用したるに成績良好なり (上田市)

一、一部共用栓に安全弁を取付け水衝作用の都度排水せしむる装置しをれり (山形市)

一、鉛管を一部瓦斯管に取替たることあり (米子市)

一、(1)「ウオータークッション」を置くこと (2)「セーフタイバルヴ」を取付けること (3)減壓弁を取付けること等あるも當社にては (2) を實施し居る外經驗なく目下 (3) を考慮中なり (滿鐵地方部)

一、各所に安全弁を使用す (大阪市)

(一五三) 全國都市ニ於ケル水道給水條例ヲ上水協議會ニ於テ取纏メ加除式ニ印刷合本シテ配付セラレタシ (高崎市)

答 一、賛成 (廣島市、關東廳、飯塚町、豊橋市、上田市、淀橋町、足利市、米子市、仙臺市、佐世保市、高知市、宇部市、仁川府、室蘭市、平壤府、名古屋市、高松市、松本市、若松市、新發田町、長岡市、松江市、倉敷市、五所川原町、別府市、岡山市、川崎市、大津市、堺市)

一、賛成なるも經費と手數に堪へ得ざるものと認む (和歌山市、木浦府)

一、第二十六回上水協議會五九問題の回答参照せられたし (福井市)

一、賛成(但し全部印刷合本困難の場合は給水料金等のみを抜萃印刷配付を希望す) (山形市)

一、配付せらるゝ様希望す (鳥取市)

一、條例改正の都度條例印刷の交換方實行に努めたし (京城府)

一、異議なし (大阪市)

(一五四) 自然流下ニ依ル配水管ヲ利用シ水壓唧筒ニ依リ他ノ原水ヲ直送シ同一本管ヲ併用セラル、所アラバ其装置並ニ取扱方法承度 (高崎市)

(一五五) 濾過池使用濾過砂上ニ「アオミド」攪茂ス之ヲ除去スル方法アラバ承リタシ (呉市)

答 一、濾過を一時中止し硫酸銅〇・五 PPM を加へ死滅後濾過開始す (佐世保市)

一、換砂作業を施行す (新發田町)

一、第二十四回の本會議事録の川村博士の御講演を熟讀せられたし (名古屋市)

一、藻類撲滅に硫酸銅を専用す但し通水に困難ならしむる程度に迄繁殖する乎若し然らずとすれば強て撲滅する要を見ざるものとす (大阪市)

(一五六) 高地、低地ヲ同一配水管ニテ給水スル場合低地部(管内水壓一二〇封度)ニ於ケル給水栓開閉

ニ依ル各戸支管ノ鉛管破損防止ノ方法アラバ承リタシ (呉市)

答 一、本市は管内最高一一五封度位なるも鉛管破裂は免れざるに依り目下研究中 (佐世保市)

一、四一間に同じ (宇都宮市)

一、當市には餘り實例なきも要するに調製器様のものにて調製するより途なし (上田市)

一、左様の水壓なきため破損防止の方法講究せしことなし (山形市)

一、安全弁を装置せば有效ならんかと思料するも經驗したることなし (小倉市)

一、地勢上より高地低地の區分をなすの必要なし (川崎市)

一、「セーフティーバルブ」を附するか減壓方法を講ずるより道なきものゝ如し但し最近鐵管までの實例なるも制水弁を三〇%開きにしたる結果可なり良好なる結果を得たるに鑑み鉛管の場合も止水栓の半開程度にして試みしならば理論上同一結果を得らるるものと思はる

(滿鐵地方部)

第二十七回上水協議會議事速記録

(一) 本會議議事速記録 (第一日)

昭和五年十月十五日

(午前十時四十五分開會)

福岡市長久世庸夫君挨拶

私は當市長ですが(拍手)甚だ僭越てありますが本協議會の御規定に依りまして議長席を潰しますとどうぞお許しを願ひます。

右述べたり久世市長議長席に著く、

○議長(久世庸夫君) それでは之より第二十七回上水協議會を開會致します、議事を進めます前に當りまして開催地の市長と致しまして謹んで來賓並に會員各位に對しまして御歓迎の御挨拶を呈したいと存じます。先づ以て本日は御多忙の際に御繰合せを辱う致しまして内務省の關係のある方々の御臨席を辱うし、尙來賓として閣下各位多數御繰合せ御臨席の光榮に浴しまして主催者と致しまして感謝に堪へませぬ、會員各位に對しましても多數御參集の光榮に浴しまして當市と致しまして面目此上ない次第であります、謹んで御禮を申し上げます、御宿泊の設備萬端に付きましたも萬事手狭であり不行届千万で定めし御旅情を慰める點に於きまして御不満の點多々あることを拜察致しまして恐縮に存じます、何うぞ御寛大に御赦しを願ひたいと存じます。會場の設備等に付きましたも未だ當市の發展幼稚なる爲め十分なる施設を整へ得ませずして之亦議事の進行上定めし御不自由の點多々あることと拜察致します、之もお許しを願ひます、只當議場を此新聞社が好意を以て提供致して呉れたと云ふことに依て之で御辛抱を願ひたいと存じます。當縣知事も斯く皆さんがお集り下さいましたに付親しく開會に際して是非御挨拶したい所信であるが公務の爲め上京出張中代理として内務部長御臨席になりまして後刻御挨拶に接することになつて居ります。之も御承知を願ひます。最後に私と致しましては本議

場の整理に付きまして萬事不慣れでありまして議場進行上に付きまして不行届勝てございませう、どうぞ之亦會員各位の一つ御同情ある御輔けを借りまして悉く會期間議事の進行を圖りたいと存じます、大分議題が多数に互つて居りますので其の整理に付きまして又後刻御相談も致したいと存じます、何分共宜しくお引廻しの程を豫めお願い申し上げます。簡単に御一同様に對して歓迎の意を表します。何うぞ……

福岡縣知事松本學氏祝詞(書記官平田貫一君代讀)

祝詞

今回第二十七回全國上水協議會を當福岡市に開催せられたに付きまして一言祝詞を申述べます。本會加盟會員は發會以來年々増加し本年新たに宮崎市、岐阜市、四日市市、直方町を加へ會員百二十四の多きに達する盛況を呈するに至りしことは斯界の爲め慶賀に堪へざる所でありませぬ。本縣に於ては前に第二十一回を小倉市に開かれ、今回又福岡市に之を開催し斯界の權威者並に關係各位が全國各地より斯く多数お集りになりましたして重要案件を討議研究せられ、且蘊蓄を傾け所信を發表せらるゝことになりましたことは當に斯界の爲めに喜ぶべき事たるに止まらず、本縣として之が爲めに受くる利益亦大なるものありと謂はなければなりませぬ。水が人類生活上最も必要なることは改めて申す迄もありませんが、元來我が國民の水に對する觀念が餘りに天恵に馴れ過ぎて居りまして無關心であり又不用意に出來て居りましたが、近時文明の發達時代の進歩に伴ひ科學的の設備に依り所謂上水道を設けて之を利用することが發達しまして、最も水質の良い立派なる水を使ふことが出來るやうになり保健衛生上利する所大なるは勿論、更に進んで工業上、火災消防上等にも益々其の必要の程度を高むるに至りたるものなることは茲に贅言を要しないのであります。由來本縣は全國屈指の工業地であり且工業適地でありますから之を要するに飲料並に工業用水の將來に付きましては目下最も研究を要する題目となつて居る、官民共に協力研究中であります。恰も此時

に際り全國上水協議會を福岡市に迎へ、斯界の權威者の名論卓説を拜聴し並に重要な諸問題の御協議を承ることを得ましたことは縣としても此上なき好機會であり、本協議會に對しては衷心より深厚なる敬意を表する次第であります、各位は指導開發の爲め一層の御奮勵を願ふと共に會員各位の御健康を祝します。

昭和五年十月十五日

福岡縣知事 松本學

○十二番島崎孝彦君(大阪市) 私は大阪市の島崎であります、甚だ僭越てありますが皆さんのお許しを得まして本年當市で上水協議會が開催されることになりましたに就きましては、之は特別の御配慮のあつた結果でありまして、何れ本會の終末に於きまして例年の通り理事の方から御禮の言葉があらうと考へますが、特に本年の此會は多少趣きを異にする點があると思ひますので、其の點に付きまして一言御禮の言葉を申し上げることの許しを願ひたいと思ひます(拍手)。上水協議會は昨年の二十六回の會合に於きまして本年の開催地の豫定が東京市でありましたのが、東京市の當局に於かれましては時局の關係上之を休會しては如何であるかと云ふことの御提案がありまして、此御提案になられまして御心中は緊縮方針の現在の實況とそれから上水協議會に於ける其の從來の歴史に挾まられまして非常に御苦心のあつたことと、其の點に付きましては私共非常に御同情申上げて居る次第であります、兎に角さう云ふ御發案がありまして爲めに本會に於きまして色々御討議がありまして其の結果矢張り休會すべからざるものと云ふことに決定されると、それは何處にするかと云ふことが忽ち起る問題でありまして、當時の主催地たる臺灣總督府に於かれましては非常に御苦心をせられた譯であります、其の間に於きましては本會の爲め陰に陽に御援助を戴いて居ります來賓各位、殊に京都大學の大井博士其の他に於かれましては非常に御斡旋の勞を執られたことと仄かに聞いて居るのであります、又臺灣總督府から特に顯官をそれ、御出張になりました、開催地の候補地に對してお願いをす

ると云ふやうなこともあつた内情も竊かに承知して居るのであります、要するに本會を茲に開くに至りましたのは福岡市の特別の御配慮に依る御厚意の結果であると云ふことは私共衷心より感謝する次第でありまして、此點に付きましてお陰を以ちまして本會が中斷されずに繼續することの出来たことを深く本會の爲めに喜びまして福岡市に對しまして深厚なる謝意を申し上げます、此機會に於きまして拍手を以ちまして謝意を表することに致したら宜からうと思ひます、何うぞ拍手を以て(拍手)

○議長(久世庸夫君) それでは之より一應會務の報告を致します、

○番外上水協議會書記(西岡義雄君) (登壇) 極簡單に會務の報告を致します。本會の會員としまして本年度中に加入された所は足利市、四日市市、それから宮崎市に福岡縣の直方町、岐阜市の五ヶ所所てあります。それに對しまして退會所が群馬縣の沼田町が一ヶ所所てあります。お斷り申上げて置きますが、第三號議案に百二十ヶ所となつて居りますのは、之は豫算編成後に宮崎市と福岡縣の直方町と岐阜市の三市が入りました關係上印刷が間に合はなかつたのであります。尙本會の二十七回上水協議會の出席箇所は九十四ヶ所、それに對して二百二十三名の御出席者がある豫定であります、極く簡單に會務の報告を致して置きます。

○議長(久世庸夫君) 續いて豫算決算の御報告を致します。御手許に御配付して置きました此第一號議案、第二號議案、第三號議案、第四號議案、之丈を一括致して議題に供します。

○第一號議案 昭和四年度上水協議會歳入出決算

○第二號議案 昭和五年度上水協議會歳入出追加豫算

○第三號議案 昭和六年度上水協議會歳入出追加豫算

○第四號議案 自昭和六年度至昭和八年度濾過速度調査費繼續年支方法

○番外理事(武藤麒郎君) (登壇) 第一號議案から御説明申し上げます。第一號議案は昭和四年度上水

協議會歳入出決算でございます。歳入に於きましては二萬五千四百圓四十五錢、歳出は經常部一萬五千九百九十二圓八錢、臨時部五千九百四十七圓九十五錢、合計二萬千八百四十圓三錢と云ふことになりまして差引の殘金は四千三百二十圓四十二錢でございます、其中仕事關係上翌年度に繰越を要しましたのは千三百三十三圓でありまして差引殘金三千三百八十七圓四十二錢は準備積立金と致したのでございます、次いで二號議案を御説明申し上げます、二號議案は昭和五年度上水協議會歳入出追加豫算でございます、之は本會から規格の調査を工學會に委託してありますことは御承知の事でございます、其の調査が四年度で大體終了する見込でありましたのが、その後新規に支出を要しました關係上四年度で終了することが出来ませぬで本年度に互るやうな結果になつたのでございます。本年度に互りました關係は後程御報告申し上げます、それが爲め印刷費でございますとか又説明の爲め特別に願ひをしなければならぬ方に對する旅費の支出でありますとか云つたものが本年度必要を生ずるやうになつたのでございます、本來であれば四年度中に繼續費の更正としてお諮りすべきものであらうと思ひますけれども、先程申上げましたやうに昨年の九月本會の開會の頃は、大體四年度中に終了する見込みでございましたので其の運びを致しませぬだつたのでございます、それで今日皆様にお諮りするに於きても繼續費の更正を追認して願ひすることも妙な形となりますので、事業としては繼續致して居りますけれども形式上追加豫算とした譯でございます、其の金額はお手許に差上げて居りますやうに九百三十六圓でございます、財源は準備積立金を以て充てることに致しましたのでございませ、それから説明の都合上第四號議案に就て申上げたいのでありますが、第四號議案は昨年の上水本會議に於きまして第三部の分科會から濾過速度を調査する必要があるだらう、之には相當の機關に委託致しまして本會の事業として調査の必要があると云ふやうな御報告がありまして、本會議に於きまして其の必要ありとして可決され、理事が其の調査委託先、又經費等を調査致しまして本年度の豫算に要求すると云ふやうなことに御決議があつたのでございます、理事の方では彼れ是れと研究機關

を物色の結果、水道研究会が最も適當ぢやあるまいかと考へまして同會に調査方並に其の費用を照會致しました所、約一萬二千圓で引受けられると云ふ回答があつたのでございます、これに付きましてはもう少し其の経過を申上げて置きたいのでありますが、大體此濾過速度の調査に要する費用は之を或る機關で獨立してやると致しますれば、研究会の調査に依りますれば新たに試験濾池を造る爲めに五千九百圓、それから砂を取替へますとか色々浄水作業のために要する費用が三千百六十圓、水質其の他細菌の検査に要する費用が一萬四千五百五十二圓、彼れは是れ一ヶ所て調査致しますにしまして二萬四千六百十二圓程經費がかゝると云ふことであるのであります、若し之を地方的の關係を考慮致しまして二ヶ所てやるとしますれば、之の倍額約四萬九千約五萬圓程の經費がかゝると云ふことに相成るのであります、所て研究会の方に色々御斡旋を戴きまして先づ以て試験濾過池の現在設備のあります大阪市に交渉下さいまして、お願い致しました處、大阪市では濾池を使用することは言ふ迄もなく作業から水質の検査に至るまで一切をお引受け下さる、而も無償でお引受け下さると云ふ誠に快い御返事をして下さつたのであります、尙研究会の方では東京市の方へも交渉致しまして色々お話があつたのであります、東京市では生憎く大阪市の如く試験濾池を持つて居りませぬので、之れは申上げても築造して戴きたい、其の他に要する費用は大阪と同様に全部お引受けを致したい。斯う云ふやうな回答であつたのであります、それで此東京市と大阪市とに對して交渉されたらと云ふことは申上げる迄もなく、詰り東西二ヶ所て十分なる研究を致すことに致したい、斯う云ふやうな所からして交渉されたのであります、只今申上げましたやうに兩市に於ては非常なる好意を示され、殊に大阪市に於ては全部奉仕的に引受け下さると云ふやうなことに相成りまして、結局お手許に差上げて置きました所の一萬三千六百二十圓の經費を以て此調査を水道研究会として引受けられると、斯う云つた回答を得たのであります、それで昨年決議に基きまして豫算案として提出した次第であります、此四號議案だけに付て申上げますと此調査は大體研究会に於ては二ヶ年度で結了する見込であります

まして、濾池の築造費約五千圓、之は切詰めまして五千圓となりましたのであります、それから色々調査をお願いする方々に對しては手當も差上げなくちやならぬし、又研究の幹部となられる方に對しても手當を出さなくちやならぬと云ふやうな關係からしてさう云つた經費を計上し、それから理事の方に於きまして必要とする雜費並に報告に要する經費、其の他を計上することに致しました。年度割としては六年度に於きまして八千五百圓、七年度に於きまして三千五百圓、それから八年度に於きましては本會議に纏めて御報告申上げます關係上旅費其の他を考慮致しまして千四百七十圓、合計一萬三千六百二十圓を計上致しました次第でございます、之の財源と致しましては幸ひにして準備積立金が只今ございまして、其の餘の經費は各會員で分擔、負擔することに豫算を編成した次第でございます、或は只今は一萬一千圓以上の準備積立金がございまして、先程の九百幾らを差引きましても餘程餘る、もつと積立金を處分、繰入をしてもいゝぢやないかと云ふやうな御質問もあること、存じます、本會の事業としてなほ色々調査を要することが豫想されますので其の財源として残して置いたのであります、其の點御承知を願ひます、そこで第三號議案に立戻りますが、第三號議案は經常部と臨時部となつて居りますが、臨時部の方は只今御説明申上げました六年度分でございます、それから經常部に於きましては大體に於て前年度よりも減じて居りますので、之は各市とも總て節約緊縮方針をやつて居りますので、本協議會に於きましても當然其の趣旨に則つて豫算編成をするのが妥當と考へまして有ゆる方面に於きまして出来るだけの節約を試みました譯でございます、一號議案から四號議案に互りまして甚だ不十分であります、説明はそれだけでございます、何か慎重御審議の上御決議を願ひたいのであります。

○二十一番關源三郎君(神戸市) 只今一號議案より四號議案迄一括致しました所の東京市理事より詳細なる説明を拜聴致しまして、此豫算を編成するに當りましては相當なる苦心をしたものと存じて居り

ます、又此案を通覧致しますのに至極適當なるものと存じますが故に東京市の理事に敬意を表しまして満場一致御可決あらんことに御賛成を願ひたいと存じます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○七十四番小寺松次郎君(四日市市) 私は初めて本會に出席したのであると云ふことを前提としてお伺ひを致したい、只今二十一番から理事者に敬意を表して満場一致御可決と云ふ御希望がありました、一寸豫算編成の上に於きまして質問を致したいと存じます、先づ豫算と決算のことでありましたが、決算の上に於きまして制水瓣及排氣瓣の規格調査の費用が五年度に於て追加豫算になつて居りますが、五年度の追加になりました理由としては詳細御説明がありました、豫算の上に於きましては四年度に完了になつて居りませぬ、併年ら四年度の決算の上に於きましては豫算と決算と餘り相違がないやうに考へて居るのであります、之が事業の研究が段々延び／＼になつたが爲めに五年度に延びたならば四年度の剩餘を生じなければならぬ、此邊が何う云ふのであるか、それから第三號議案の六年度の豫算に付てお伺ひを致したい、六年度の豫算に於きまして現在の經濟状態に鑑み大體緊縮方針を執ると云ふ御説明になつて居りますが、之は誠に結構であります、又左様であらねばならぬ、併年ら先づ人件費の上に於きまして此人員のことに於きましては前年度豫算と餘り大差がないやうに考へて居るのであります、段々各種の事業の進展に伴ひ人件費の増加を要しますことは何れも同じであります、現在の市町村の状態は出來得る丈け人員の整理、さう云ふやうな方面に於きまして緊縮を要するやうな状態であり、而して之等從來の事業の執行上に鑑みまして此人員を前年通り計上し得るか何うか、計上するにしても手當等に付て考慮を拂つたか否や、更に又其の他の諸費用、會議費に於ける所の需用費に於きまして物價の下落其の他に依り何割位下落したものであるか、何割位に從來の例に徴しまして計上し得るかと云ふことを無論御調査になつたものと思ひますが、併年らそれ等の點は何割位削減する御方針に依て削減されたのであるか、勿論事業が殖えますればそれに依て新たに支出を要

するのであります、それ等に對して何割を減らしたのであるか、人件費の項に於きましては更に此上人員を減少することが出來やしないか、と云ふやうな點に付て考慮を拂はれたか否か、左様な點に付て詳細に説明を願ひたいと思ふのであります。

○番外理事(武藤麒麟郎君)(登壇) 第一號議案の御質問に對してお答へ申上げます、之は工學會の方へ委託してありますので委託費として全部四年度中に交付済みであります、それで豫算と決算と——仕事が残つたに拘らず大差がない、斯様な結果に相成つたのでございませぬ、併年ら先程申上げましたやうに本會に報告する機會はありませぬので、本年度に於て工學會の然るべき方に特に御出張を願ひます、それから六年度の豫算編成上人件費を節約する餘地がありやしないかと云ふやうな御質問であります、之は御意見にもありましたやうに本會の會員が増加して色々印刷物とか統計を取るとか、事務が非常に多端になりましたので昨年幾らか増員をして戴いたのであります、それでも上水協會議理事が仕事をします上に於ては實は此經費だけでは到底満足な仕事が出来ないのであります、或は満足など云ふと語弊がありますが、實は豫算面以上に人員を要し、經費を要して居るのであります、それは理事たる東京市の加勢をお願ひして辛じてこれまで仕事を續けて参つたのであります、御承知の通り節約緊縮と復興事業の終了と云ふやうなことに依つて最早東京市の手を借りることが出來なくなつたのであります、無論削減し得るなれば出來る丈け削減をしたいことは山々であります、事情左様な次第でございまして人員に於きましては昨年度より減ずることは不可能であるのでございませぬ、それから物件費其の他に付て節約の餘地がありはしないか、又人員を前年通り計上するにしても手當其の他を減ずる餘地はありはしないかと云ふやうなことであります、之は東京市の豫算編成方針に準據して計上してございませぬ、東京市に於きましては、各市とも同じでございませぬが、手當に於て五分減をするか物件費に於て二割減をするかさう云つた大體方針になつて居りますので、

本會の第三號議案に於きましても其の編成方針を以て計上致してありますから私と致しましては十分節約を致した積りでございます、何卒御諒承の上御議決を願ひます。

○百三十三番横田玉好君(宇和島市) 先程二十一番から第一號議案から第四號議案迄を即決と云ふことに賛成しると云ふ、斯う云ふことであります、私も一號議案、二號議案、三號議案、四號議案第一讀會だけで可決することに於て異議はないのであります、一號議案、二號議案、第四號議案、此三つの議案は直ちに讀會省略して可決したいと云ふ希望を持つて居りますが、此第三號議案に對しては多少の異議があります、別に福岡市其の他から協議會の負擔關係に付ての問題が提案になつて居るのであります、此點に付きましては各會員共色々意見があらうと存するのであります、斯様な關係でありますから或は各會員の御意嚮に依りましては昭和六年度の豫算が修正しなければならぬと云ふやうな場合に立至るかも知れないと思ひます、左様な關係でありますからして第三號議案は一讀會を御決定になりまして以後は暫時保留を願ひます、第五十七號議案の審議を待ちまして第二讀會に移されむことを希望致します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(久世庸夫君) それではお諮り致します、第一號議案の四年度の歳入出決算御報告に對しては神戸市の御發議がありまして、宇和島市其の他御賛成がありますから讀會省略理事者の提案に承認を與へて宜しうございますか(「異議なし」と呼ぶ者あり)それでは承認致します。

○十八番松前治廣君(横濱市) 只今百三十三番の御提案は極めて御尤ものやうに考へます、併し尙能く考慮致して見ますと云ふと此五十七號の問題はお説の通り極めて重要な問題でありまして、到底此問題は本會期中に之を終了すると云ふことは困難ではなからうかと考へます、就きましては豫算案丈けは此機會に於きまして御議決を願つて置いた方便利ぢやなからうか、さうして此問題に觸れますやうな場合になりまして何うしても此豫算案に手を加へなければならぬと云ふやうな場合に立至つたなれば理事に於て適當に取捨されたなれば宜からうと思ひます、何故なれば此五十七號の問題が決定すると云ふことに付ては非常に議論もあらうと思ひます、それと豫算案と引かけますと中々議事の進行に手間がかゝりはせぬかと思ひます、さう云ふことにお願ひしたら何うかと思ひます、百三十三番如何でございますか、一寸御相談申上げます。

○百三十三番横田玉好君(宇和島市) 二十一番さんのお説も一應御尤もと考へますが、私共は此福岡市其の他が御提案になつて居ります問題は殆んど御異議がない、會員の中に於きまして之を賛成すべきべき——澤山の御賛成があるだらうと信じて居ります、若し私の考へて居りますやうに各會員共負擔すべきものと決まりますれば従つて六年度の豫算を増額しなければならぬ、斯う云ふやうな問題も新たに生ずるものと思ひます、出来るなれば今回の會合に於きまして、此問題の決定を願ひまして、さうしまして此豫算を修正すべき點がありますれば修正する、斯う云ふ風に致しますのが何かの都合上大變工合が宜いと斯う考へて居ります、二十一番さんのお説も御尤もであります、今暫く此問題は御保留を願つて其の上御決定を願つては如何かと思ひます。

○議長(久世庸夫君) 進行致しませう、第二號昭和五年度上水協議會歳入出追加豫算、第四號議案の六年度より八年度に至る濾過速度調査費繼續年期及支出方法に付ては何誰も御異議がないやうてありますから之は御提案通り確定議と致して如何であります、(「異議なし」と呼ぶ者あり)それでは確定致します、續いて此第三號議案の昭和六年度上水協議會歳入出豫算に對しては、宇和島市から御議論もあり、神戸市の御提議に對して御賛成もありませんが如何でせうか、別に御修正とか、御異議とか云ふやうな譯でなく只決議を本會議の後にと云ふ御希望も出て居りますが如何でありますか。

○二十一番關源三郎君(神戸市) 只今百三十三番の五十七號問題の決議の後には於て審議すべく保留して呉れと云ふお話であります、之は只今十八番君も仰せの如く關聯して居る問題であります、五十七問は之を一朝一夕に議決することは出来ないと思ひます、此豫算案丈けは適當なる方法に於て別途

に決議を願ひたい、私は十八番さんの主張と同様の意見を持つて居るものであります。

○議長(久世庸夫君) 更に百三十三番に御相談申上げますが、今神戸市、横濱市の御希望がありますから此の豫算案は理事者の御提案の通りにお認めを願つては如何でありませうか。

○百三十三番横田玉好君(宇和島市) 私は強ひて申上げるのではありませんが、又本會議の後で修正すると云ふことは如何にも權威のない決議の仕方でないかと思ふのであります、て此五十七號議案を此豫算の決議の前にした方が宜いと思ひます。

○議長(久世庸夫君) 成るべく御協賛的に意見の分れないやうに致したいと思ひますが、東京市に御相談致したいと思ひます、如何でありますか。

○番外理事(武藤麒麟郎君) 理事としては即決御決議を願ひ得ますれば甚だ結構であります。

○議長(久世庸夫君) 御提案者の方も左様でありますから一應宇和島市の方も第三號案は確定議と云ふことになさつては如何でございますか、(此時七十四番小寺松次郎君(四日市市)「委員會の決議でも經なければ……私も百三十三番の意見に同意であります」と呼ぶ)何うしますか、何うしても御承諾出来ませぬか。

○二百十六番上田研介君(福岡市) 私は主催市として甚だ出過ぎたことと存じますが、今の百三十三番の御質問は尤もであるのであります、私も五十七號の提案者となつて居るのであります、殊に又主催市と致しまして本問題は實に重要な問題と信ずるのであります、此問題は今迄の恒例に依りますれば随分困難な豫算に關聯した問題であります、其の問題は別に討議して、豫算案は一應認めると云ふことが之迄の例になつて居ります。此例を必ず以て踏襲する譯ではありませんが、此豫算案と此五十七號問題とはお引離しを願つて今は神戸、横濱のお説の通りに御賛成下さることを此五十七問の提案者として茲に意見を述べるのであります。

○七十四番小寺松次郎君(四日市市) 理事者の御希望になつたことは察しますが、今日百三十三番の御

提議になりましたことは御尤も至極と思ふのであります、故に此豫算の關係に對する方面に付ては相當慎重に審議した方が宜いと思ひます、就きましては其の審議の時間の關係であります、時間は委員附託になりまして別に本會議でない所の機關に於て御研究を願ひますれば宜いと思ひます、百三十三番ですか、其の御提案に對して賛成を致します、議長に於て適當に御採決を願ひます。

○議長(久世庸夫君) 七十四番に御相談申上げますが、百三十三番の御意向は豫算を決議するに委員に附託すると云ふやうな意味でなくして、少しく決議を保留して置いて別に問題を討議して、其の結果に依て後に決議して呉れと云ふことであります、——豫算案を委員附託にすると云ふやうな御意向でありますか、百三十三番は別に委員と云ふやうな事ではないと思ひますがさうでせうね。

○百三十三番横田玉好君(宇和島市) 私の意見に付て一言申上げます、少し誤解をされたやうであります、私は此三號議案は五十七問が出て居らなければ無論即決に賛成するものであります、之に關聯した五十七問が出て居りますから此問題の結果に於て決議をして戴きたい、之に付ては勿論賛成であります、只今の方は私の申しましたことを誤解されたいかと思ひますから一言附言致して置きます。

○議長(久世庸夫君) 七十四番さんに御相談申上げますが、別に委員を設けぬても差支ないてはありませぬか。

○七十四番小寺松次郎君(四日市市) 只二讀會の方に移して——別に委員を設ける必要がない、さう云ふ意味でないと思ふことは分りました、併乍ら更に起る所の問題は豫算に關聯する問題があるなれば併せて研究した方が宜い、それでも私結構であります。さう云ふやうに考へまして百三十三番の御意見に賛成をした次第であります。

○四番仲田聰治郎君(東京市) 東京市と致しましては今迄の慣例もありますので主催地の御提案の五十七號議案と性質が異つて居りますが、切離しまして、さうして議事の進行上神戸市横濱市の御賛成の

やうに、此豫算は豫算として第三號議案をお認めになつて五十七問に對しては適當なる御審議を願つて、さうして更に追加更正を要するならば本年度に於て出来るのでありますから、適當の方法を講ずるとして福岡市の二百十六番の御意見のやうに是非此場合切離して即決をして戴ければ結構だと思ひます。

三三八

○議長(久世庸夫君) 如何でございますか、此豫算案の編成に付ては理事者御苦心の結果であると思ふことは十分拜承致して居るのであります。此本市より提案して居りまする議題とは別に第三號議案を切離して茲で即決と云ふことに御譲歩願へないでせうか。

○百三十三番横田玉好君(宇和島市) 勿論私は此豫算案に異議があるのではありませぬが後で困ることが起りはせぬかと思ひますから左様に申すのでありますして強ひて申す譯ではありませぬ。

(「賛成々々」の聲起る)

○議長(久世庸夫君) それでは第三號議案も一、二御議論の點もありましたが、別段採決とか云ふやうなことを省略致しまして、成るべく原案をお認めになると云ふことに致しては如何でありますか。(「異議なし」の聲起る) それでは三號議案も確定議と致します、それから何か外に御報告でもありませんか。

○番外理事(武藤麒麟郎君) (登壇) 先程追加豫算の際に申上げましたと同じ事ですが、工學會の方から本會で委託致しました水道用制水瓣及排氣瓣規格の報告があつたのでございます、其の旨を御報告申上げます、其の内容に付ては昨年一應中間報告を致したのであります、今度は最終的の報告になりますのと相當重要性もありますので、工學會の草間教授に御依頼申上げまして、御報告を願ふことに致しましたから左様御承知を願ひます。

○水道用制水瓣並排氣瓣規格調査ニ關スル件報告

○番外草間偉君(工學會) 只今理事から御話がありましたやうに、昨年第二十六回上水協議會に於きまして中間報告として、此水道用制水瓣及排氣瓣の規格の制水瓣の部に付て、臺北に於て申上げた次第であります。それに付て昨年の上水協議會の議事録の二百五十三「ページ」から四「ページ」に亘りまして載つて居りますからして、それで其議事録に載つて居る部分に於きまして、此工學會に依託された制水瓣の規格の委員の名前とか或は委員長とか、其制水瓣の部分のことは詳しく申上げてある次第であります。茲に又詳しく繰返しますのも甚だ長きに亘りますから、今日は其後新に調査した部分に付て申上げること致します。御手許に工學會から報告致しました規格案が參つて居る筈でありますから、それに付て申上げたいと思ひますが、どうぞ御聞きを願ひます。初めに制水瓣の方の規格がございしますが、是は昨年臺灣の時に既に御手許に差上げまして、一年間ゆる／＼御研究願つて、御意見のある所を理事者の方へ御報告願つてある譯であります。それに付きまして昨年七月から排氣瓣の研究を進めまして、それで今回其方が出来まして排氣瓣の規格の方を完成致しました。圖面の方は昨年制水瓣の三百五十三「ページ」まで出来まして、それ以上の大きいのは今度完成して、之に承口とか鑄付、それから鑿型、横型等が全部出来て居ります。其規格の一々に付て御説明申上げるのは冗長に亘り、且つ時間も長く掛かりますから省略致しまして、其兩規格に付て御決定は來年と致しまして、其間にゆる／＼御研究を願ひます。さうして御意見のある所は理事者の方に御報告を願ひ、或は御提出願ひますと、又工學會の方では其御意見に基づきまして、多少研究致すことも差支へなからうと思はれます。尤も六大都市並に或は六大都市以外の大都市の方々には、色々御相談願ひまして「データ」を供給願ひ、ゆる／＼研究致した筈であります。尙ほ排氣瓣等に付きまして、今年新に出来たものがございますから、各所に色々な御意見があらうと思ひます。さう云ふ點は御腹藏なく理事者に御申越し願ひたいのであります。そこで排氣瓣の點に付て特に今回改めた點を申し上げます、矢張り工學會に於ては各市の排氣瓣を、一昨年前館の上水協議會の御決議に基いて研究致して參りました。それには丁度此參考の終りの方にあります、寫眞が出て居ります。エドワード、ロッキング、エア

三三九

バルツの寫眞が出て居りますデイスプレサータイプ、ポシテイツタイプ、レヴァーアンドフロートタイプとか色々な寫眞が出て居りますが、さう云ふ物を研究致しまして現在の排氣瓣よりも大きな、或は壓力の高い場合は別として、普通水道に使ふやうな口径或は水壓の物では、從來の「エポナイトボール」を用いて居る所の排氣瓣の方が却つて經濟的に、通常の場合には十分目的を達すると考へまして、其方の規格を特に定めたのでございます。種々の「タイプ」の物に付ては値段も高くありますし、特別の物に付ては茲に書いてある物に依つて適當な物を御採用願ふことにして規格を定めることは見合せたのであります。それで「エポナイトボール」式の規格に付きましても通水中自働的に空氣を排除すると云ふことがありますが、從來護謨板を使つて居りましたが、是は「ブレイキポーロ」などの新しい「カタログ」に出て居りますが、新型の方の護謨の板を廢めて、圓錐體の頭を切つた小さい護謨の板に致しまして、小さい穴を明けたのを採用しまして、是は東京市に御願ひして新しく作つて戴いてやつて見ました所確實に空氣を排除し、さうして尙ほ分解せずに取り替へ出来るので、圖面にありますやうな頭を切つた圓錐形の護謨を採用することに致しました。此點は從來のと少し違つて居ります。其他は大體所々から戴きました圖面を參考とし、成べく高さを低くして、横にも折れないやうにとか、色々考慮して決めましたのであります。尙ほ御相談出来ませんでした各市の、或は各水道の御意見がありましたならば、どうぞ最初に申上げましたやうに一應御注意願へれば幸と存じて居ります。此規格に付きましては最初に兩方の規格の文句を書きまして、次に圖面を書きまして、それから制水瓣の方の單口竝に双口の物を書きました。それから其次に各種の排氣瓣の寫眞を附けて置きました。其次に參考資料として、昨年申上げました「スピンドル」がよく折れますが、それに使ふ砲金、「ガンメタル」の成分を海軍に御願ひして詳しく調べて貰ひました其結果が出て居ります。それから新しい規格に據つた物はどうかと云ふことも其後實驗した成績が出て居ります。それから仕舞には制水瓣の心棒とか或は胴厚、さう云ふ物を決めることが大分困難な問題でございましたから、之も昨年もちよつと申上

げましたけれども「ブレイキポーロ」とか或は「ブレイキヘル」とか「チャップマン」とか、色々な「カタログ」或は大都市からデータを色々供給願ひまして、最後にありますやうな圖面を書きまして、其間を通るやうな線を以て、それで以て厚さや太さを決めたのであります。それから有名なる「エンヂニアソケットブツク」にあるやうな物も參考として其表も出て居ります。それから是は實驗上安全と云ふことを確めてシステマチックに、系統的に大きさを定めたのであります。詳しく説明せよと云ふ理事者の御話であります。詳しく申上げるとは随分手間が掛かりますから之位にして置きまして御滞在中に質問がありますれば、私に出来る限りの御説明は申上げます。但し中には冶金の問題もあり又護謨、「エポナイト」の問題もあるのであります。私として御答へ致し兼ねるものもあります。大體私の説明は之で終りと致します。

○議長(久世庸夫君) それでは午前中に此五號議案を附議致したいと存じます。

○第五號議案上水協議會職員退職死亡給與金規程制定ノ件

○番外理事(武藤麒麟郎君) (登壇) 五號議案は上水協議會職員退職死亡給與金規程を制定して戴きたいと云ふのであります。先程も申上げましたやうに東京市長が理事としまして、協議會の事務を執るに當りましたは東京市の吏員と机を並べ其の加勢を得てやつて居るやうな有様であります。一方東京市には吏員に對して斯う云つた支給の途があるに拘らず、本協議會の職員に對しては何等左様な規程の設けがないことは、私共之を使用しまして事務を執らしむる上に於て甚だ心細い、甚だ内心穩かからぬ所があるのでございます。出来ればたつた四名の書記に對する分でありまして、假令事故が発生致しましても會員の方々に左程の御負擔にもならない事であると考へますから、事務を圓滑に執らしむる意味に於きまして此規程の設定を御願ひ出来れば非常に幸福な次第でございます。何卒宜しく御願ひ致します。

○二十一番關源三郎君(神戸市) 只今五號議案を御説明になりましたが、協議會の職員に對して此給與

金規程を制定すると云ふことは誠に結構なことでありまして、寧ろ此案を今日出すと云ふことは遅きに失しはしないかと云ふ憾があるのであります。此案に付きましては私は賛成であります。誠に重要なる問題でありますから此本會に於きまして各員の御意見に依りて審議し、是は相當時日を要し議事の進行上にも支障があると考へますから、之を議長指名の十名の委員に附託して、此會議の終りに御決議を願ひたいと云ふのが私の意見であります。何うか御賛成を願ひたいと思ひます。

○議長(久世庸夫君) お諮り致しますが、今神戸市の御發議のやうに相當御研究を要することと思ひますが如何でございますか、委員に御附託致しましては「賛成々々」の聲起る御異議ないやうであります。但し御發議のやうに私より指名して宜しうございませうか、「賛成々々」の聲起る御異議ないやうであります。但し御發議のやうに私より指名して宜しうございませうか、「異議なし」と呼ぶ者あり。それでは之は後刻お願ひする方の御指名を致したいと思ひます。午前中は之を以て終りと致します。

午後一時十五分開會

○議長(久世庸夫君) 午前に引續きまして議事を開きます。前刻議長に御委嘱を受けました五號議案の委員と致しましては御迷惑ですが、京都市、岡山市、佐世保市、函館市、大阪市、横濱市、仙台市、玉川水道株式会社、臺灣總督府、關東廳、以上御十名を煩したいと思ひます。尙前刻理事の方より御報告ありました水道用制水瓣並に排氣瓣の規格案は皆様に於かれまして一ヶ年御調査を願ひまして、次の會議に於て御決定のことに願ひたいのでございませうか、左様御承認を願ひたいと思ひます。之より上水協議會に御提出下されました問題に付て御協議を願ひたいと思ひます。

○二十一番關源三郎君(神戸市) 此新問題其他に付きまして非常に多數の問題が出て居ります。議事の進行上緊急動議を提出致したいと考へて居ります。何うか御賛成を願ひたいのであります。其れは此新問題の中で日程變更を願ひまして新問題の重要問題と考へます。五十七問題、七十八問題、百九問題、百二十八問題、宿題の一問題を一括しまして——之は誠に重要な問題と考へます。何分上水協議會のやうに歴史ある所の會合は、恐らく全國に會議も澤山あります。斯の如く長年續く會合は外にはないと考へます。議事に關聯致しますが何うしても此會議は分科會に依りてせねばいけない、分科會を開きまして協議をしなければならぬと考へますが、分科會に成るべく附しまして此問題は合併致しまして慎重審議、全體委員として協議を願ひ、更に委員を設けなければ斯の如き問題の決定は出来ぬと存じます。之は特別委員に附しまして、私の考へては議長より二十六名位の指名を願ひまして、此委員會は到底此會議には結了することは甚だ六かしいと考へますから、來年の協議會迄に東京市の理事邊りから便宜招集を願つて十分に慎重審議を致しまして此結果を如何なる方法に依りて此經費其の他のものに付て支出するか御決定を願ひたいと思ひます。何うか御賛成を願ひたいと思ひます。

○十二番島崎孝彦君(大阪市) 一寸只今の緊急動議に對しまして御相談致したいですが、先づ以て日程を變更すると云ふことに對しては異議ありませぬ、賛成であります。併乍ら此問題に付きまして一應御提案者の若し御説明がありませぬ、書いてある問題の御説明がありませぬれば簡單にお願ひしまして其の上で議事を進行しまして審議の上で若し委員附託にしなければならぬものなれば附託願つたら何うかと考へます。それで二十一番ですか、さう云ふ風に願つては……

○二十一番關源三郎君(神戸市) それで結構であります。

○四十二番栗谷三男君(川崎市) 只今二十一番の説に對して御賛成がございましたが、本問題は成る程委員を擧げて調査をする、さうして來年の會議迄に報告して貰ふと云ふことは賛成であります。所が此五十七號に對しましても其の他の協議會の提出問題に對しましても一應提出者の説明をお聞きして然る後に委員なり何なりを擧げて調査して戴いたら何うかと思ひます。さう願へれば結構だと思ひます。

○議長(久世庸夫君) 一寸お諮り致します、只今神戸市の御發議で賛成があるやうてありますが、此多數に亘ります御提出問題の内て五十七號、七十八號、百九號、百二十八號外に宿題とは關聯した問題であるが、之は全體に係はる重大問題であるが提出の多數問題は恒例に依て各衛生、工務、事務等に分科をして審議しなければならぬと思ひますから、先づ以て提出問題の動議の順序日程を變更して前申しました關聯する問題だけを先に討議すると云ふことの御希望のやうてあります、此議事の順序を替ると云ふことに付て御異議ありませぬか、「異議なし」と呼ぶ者あり)それでは其の順序に諮ります、續いて其の五十七號以下の問題に付て先づ以つて提案者の説明を聞きたいと云ふ御希望のやうてあります、如何てありますか(「賛成」結構です)と呼ぶ者あり)それでは御提案の市から何誰か御説明を……

(五七) 上水協議會主催地ノ費用大ナルヲ以テ前途憂慮ニ堪ヘズ之方對策如何

提出者 福岡市、大分市

九州上水協議會會員一同

(七八) 上水協議會地方分會ヲ設クルノ件

本會々員ノ地區ヲ適當ニ按配シテ地方分會ヲ設置シ從來ノ提出議題ニ對スル會議前ノ回答ヲ省略セントス

理由

現在ノ狀態ニテハ開會日數ニ比シ提出議題多キニ過キ結論ニ於テ要領ヲ得ザルモノ尠カラザルノ憾アリ依テ各地方分會ヲ設ケ提出議題ニ就キ豫メ研究審議シ其ノ最モ重要ト認ムル事項ノミヲ精選シテ提出スルニ於テハ相類似セル議題ノ重複提出ヲ避クル而已ナラズ本會議ニ於テ十分研究審議ノ餘裕ヲ存シ其ノ效果大ナルヲ信ジ從ツテ豫メ回答ノ必要ナキヲ認ムルニ依ル

提出者 長崎市

(一〇九) 上水協議會規則第二十六條改正ノ可否

會費負擔ニ關スル級別ハ總戸數制トセルモ右ハ幾分不均衡ノ嫌アルヲ以テ之ヲ給水戸數制ニ改ムル様改正スルヲ適當ナリト認メタルニ依ル

理由

提出者 大分市

(一二八) 本會ノ開議ヲ年二回トナスノ可否

從來本會開催地タルコトヲ厭フノ嫌ヒアルハ主トシテ年一回約六日ニ亘ル開議ニシテ此間主催地會員ノ負擔多額ニ上ルニ起因スルモノト解スベシ之全國會議ニ共通ノ惡弊ニシテ殊ニ本協議會ニ於テ然リト思料ス依ツテ主催地會員ノ開催費ハ勿論本會々議費ヲ程度ニ壓縮シ會議八年二回期日三日間位トシ暖國寒國ニ二分シ交互ニ地方持廻ニ開催スルコトニ致シ度シ次ニ各會員ノ提出新問題ニ對シテハ豫メ詳細ナル各會員ノ回答ヲ取纏メ其ノ中議題ニ供スベキ性質ノモノノミヲ嚴選拔萃シテ協議シ他ハ之ヲ報告ニ止ムルコト、セハ短期日ニ會議ノ終了ヲ見提案ニ對スル回答懸案其他ノ報告ニ關スル會議録ヲ其ノ都度速ニ配付スルモノトセバ從來ニ數倍スル便宜ヲ得ルモノト信ス

提出者 長岡市

(宿題)

(一) 本會議ニ下水ニ關スル事項ヲ加フルノ可否(前回ノ衛生試驗部會議決議)

○五十六番鶴田與茂市君(長崎市) 福岡の方で御説明になりますか……

○二百十六番上田研介君(福岡市) 此問題は福岡市、大分市其の他になつて居りますが、私は主催地になつて居りまして私は申上げたいと思ひますが、之は九州上水主任協議会員の内に於て何誰か一人代表的に御説明願へれば此上ないと思ひます、如何でございますか。

○五十六番鶴田與茂市君(長崎市) 甚だ僭越てありますが、私も此に關聯します五十八問を出して居ります關係で……

○議長(久世庸夫君) 何うですか、皆さん、此方の方がお聴取り安うございませぬか……お進み願ひたいと思ひます。

○五十六番鶴田與茂市君(長崎市) (登壇) 五十七號問題、福岡市及び大分市、並に九州上水主任協議会に於きまして御提案になりました、之は九州上水主任協議会に於ては至極時宜に適した御提案であるとして提出致した次第でございます、御承知のやうに午前にも一寸問題になりましたやうに主催都市として是非非常な費用を要します爲めに、引受が甚だ困難な事情も起つて來る譯であり、就きましては先刻神戸市及大阪市から御意見がありましたやうに此問題は最も重大問題として慎重に協議すべく相當の委員をお舉げになりましたので、之も此問題に關係します對策の一つの方法ではないかと存する次第でございます、一括しまして御審議下されることを希望致します。

○議長(久世庸夫君) 如何てせうか、今簡単に提案者の御説明があつたやうでございますが、此特別委員を設けまして……

○十二番島崎孝彦君(大阪市) (登壇) 私は只今上程になりました此五問に付きまして意見を申上げて見たいと考へます、只今御提案者の御説明を伺ひまして大體其の御趣旨のあるところは諒解致しまし

たのでございますが、斯う云ふ風に個々の問題が將來も澤山起るてはないかと考へるのでございます、斯う云ふ問題に付きまして個々に審議して居りますと云ふと必ずや意見が非常に澤山、多岐に亘るてはないかと思はれるのであります、それでありますから之に對しまして、大局の上から見まして斯う云ふ問題の起る根源に付て何か考へる必要がありはしないか、それには今の規則がもう十年前に制定されたものでありまして現今には適しない點がありはしないかと云ふことを考へるのであります、私の推測する所に於て誤りないと思はれるならば、多數會員の方々の御意向は此際に我々の水道事業の進歩發達と云ふ根本の目的から考へまして現在の協議会の組織、之を何か改めて現在の時代に適應するやうに進んで行くと云ふことが宜いではないかと云ふやうな意見が皆さんの方におありでないかと考へるのであります、さう云ふ傾向の空氣を私は一人て實は竊かに感得したのであります、それでありますから此際之を打つて一括された問題と致しまして此際「上水協議会の組織變更に關する件」を提案致したいと存するのであります、御承知のやうに市町村の住民の保健衛生と云ふやうな方面から最も重大なる任務を持つて居りますところの我々の水道事業に付きましてはまだ一研究すべき非常に澤山にあるものがあらうと考へます、それで之に對しましては從來上水協議会がありまして回を重ねる事二十七回に及んで居ります、其の間此水道界に貢獻されたことは非常に多大なるものがあると云ふことは申す迄もないこととありますが、而し其の會の規則を見ますと云ふと其の會員の資格には自ら制限があります、又其の使命は自ら局限されて居ります、従つて活動の上になつてきた多量の遺憾の點が非常に多いのであります、現に一例として申上げますれば、此水道に關係された多數の先輩、之は我々の會に於ては發言權を有しないのであります、さう云ふやうな多數遺憾の點が多からうと考へます、又此今の問題中に分會を設けたいとか或は年一回の會議では足りないから二回以上にしたとか色々意見が自然起る譯てありますが、さう云ふ點に對しても何とかしなければならぬと云ふことに歸着するだらうと考へます、それでありまして、さう云ふ経験家其の外世間から一般の

個人の會員も參加を認める、會員として入つて戴く、又從來の如く官廳公共團體、其の他の會員は勿論のことであり、其の外廣く範圍を廣めまして關係業者も受入れると云ふやうなことにしまして、さう云ふものを網羅致しまして、之を法人組織としまして權威ある協議機關とする、さうして上下水道此問題に付ては下水を入れて貰ひたいと云ふやうな意見もあるものでありますから之を包含しまして上水下水を常時に調査研究をする、公私の機關に對する意見の發表をする、或は又水道の普及を圖る上に於きまして之に對する從業者技術員其の他の從業者が現在に於ては一方では欲しいと思ふのに何處へ行つて相談すればいいのか分らぬ、又一方に於ては澤山あるが、之を整理するに行くべき所がないと云ふやうに困つて居るのであります、其の外器械器具等も中に入つて斡旋すると云ふやうなものも設け、又機關雜誌を出して平素の知識の交換をし事務上に於けることの應答問すると云ふやうにしますれば只今申上げました目的を達することが出来るのではないかと斯う考へるのであります、御承知の通り他の事業、例へば電氣であるとか、鐵道であるとか、港灣であるとか、瓦斯であるとか云ふやうなものは各々其の協會を持つて居ります、瓦斯協會、電氣協會、鐵道協會、港灣協會と云ふやうに夫れ々々權威ある協會が設立されてそれ々々相當の業績を擧げて居る實況であります、其の業績の一例として申上げますと、電氣協會に於きましては電氣のメートルは其の檢定の委任を受けました、協會が委任を受けて居りますので非常に事業上便宜を得て居るのであります、若しも上水道に於きましても協會のやうなものが今一兩年前に出來て居つたならば今の水量メートルの檢定に對しても之に委託を受けて我々事業者自身がやることが出来たのではないかと考へられます、之は一例に過ぎませぬがさう云ふやうに成績を擧げて居るものが色々あると思ひます、そこで私は此五十七問の問題に對して——五十七問其の外の問題であります、此答申案を出して置きましたが、其の内只今申上げたやうな意味のことをお答へしまして參考としまして私案を添へて置きました、其の私案が只今本日配付になりました提出問題並に報告事項と云ふ追加訂正の部に入つて居ります、それには

趣意書それから其の中に定款もあれば細則も添へて居るのであります、之は只私の私案に過ぎないのてあります、若し此私案のやうに組織が出来る、變更が出来ることになりますれば個人の會員も認める、只今申しました個人の會員も認める、それから常時の調査もする、毎年の大會は便宜の地に於て開催して其の費用を支辨しまして恰も港灣協會其の他のやつて居るやうな協會で支辨する、さうすれば主催地の方に餘り御迷惑をかけないぢやないか、又地方別に支部を置く、九州、四國、關西、關東、北海道、朝鮮と云ふやうな風に支部を置きまして各支部毎に常に知識の交換、親睦を圖ると云ふことに致します、それから又上水下水、當業者と云ふやうなものを網羅する關係上茲に部會を設けまして一部は上水道、二部は下水道、三部は當業者と云ふやうに分けまして、互ひに仕事を研究して行くと云ふやうにしますれば相俟つて色々の研究が出來て行くのではないかと、それから會の經費でありますか、之は入會金、會費、或は寄附金迄も受けることにしまして其の他の收入金で盛立てて行くと云ふやうにしては何うかと云ふ、さう云ふやうなことを書きました、之は私案に過ぎないのてあります、今申上げたやうな此やうな私案で出來て行きますならば今上程されて居ります五問題と同時に解決出来ると思ふのであります、それでありまして先刻二十番です、神戸市からお述べ組織變更をしようぢやないかと云ふやうなことになるならば先刻二十番です、神戸市からお述べになりましてやうに此問題は本會として相當重大なる問題でありますから何も即決する必要はない、來年の本會に於て決定を願ひまして、本年は或る數の特別委員にお願ひすることにしまして來年度迄に適當な具體案を具して御提出を願ふと云ふやうにしたら何うかと考へるのであります、何うか私の愚見に對しまして全會一致御賛成あらんことを願ひする次第であります。

○十八番松前治廣君(横濱市) 私は今十二番の動議の成立に依りまして日程が變更されました、茲に上程されました五問題に對します十二番の意見を拜聴しまして熟々と感じ入つたのであります、成程十二番仰せられる通り、本協議會が我々水道事業を益したと云ふことは茲に確信して居るもので

あります、併乍ら水道協議會が今申される通り古い規則に依つたものであります、爾來孜孜として進んで居ります、従ひまして會を重ねる二十七回に於きまして斯の如き組織に關する所の幾多の重要案件が會員に依て提出されると云ふことは時勢に副はない規則であると云ふことを如實に裏書して居るものではないかと考へられます、而してさうであるならば茲に何うしても之等の問題を解決すると同時に協會の組織を變更するに非ざれば既に斯う云ふ問題が茲に此議場に於て審議されると云ふことは今日を以て終りとするのではなからうかと思ふのであります、故に斯う云ふ事も考へられるのであります、一體水道事業の進歩發達は獨り其の當局者のみが斯の如く協議會を開いて御協議申上げて居る事に依て進行されるのではないと思ひます、總て此進歩發達は此事業に關係ある所の學者、識者、經驗家と云ふ所の人々の聲を聞かなければならぬのであります、又我々水道事業に直接従事して居ります所の幾多の鐵管業者であるとか、或は鉛管業者であるとか、其の他幾多の鑄造業者の御意見も拜聴しなければ此事業が完全なる發達を遂げることは出来ないと思ひます、其の意味に於きまして本協會は其の組織に於て會員たる者の範圍が極めて狭いと云ふ嫌ひがあるのでありますから、茲に於て是非本五問題を解決致しますに當りまして只今大阪市の御發議になりましたやうに協會の組織を變へ會員の範圍を廣めて一層水道事業の進歩發達を圖ると云ふことが、全然此協會設立の趣旨に合するものでないかと思ひます、斯う云ふ意味に於きまして大阪市の御提案に對しては滿腔の賛意を表するものであります。

○議長(久世庸夫君) お諮り致します、色々御議論もありますが、此五十七問、七十八問、百九問、百二十八問、外に宿題一、此五問題を一括しまして、相當員數の特別委員に附託しまして來るべき二十回の協議會迄に此五問題に付きましては、茲に大阪市から御提出になつて居ります社団法人水道協會設立の件であります。之も一緒に御討議を願ふと云ふことに御希望御意見が出て居りますが皆さんの御意見は如何でありますか。

○四十二番栗谷三男君(川崎市) 先程來より本問題は重大問題であると云ふことで委員附託と云ふ提案もあるやうてありますが、此委員附託にしましては何しろ上水協議會全般の問題でありますから各地方色彩を濃厚に加へなければならぬと思ふのであります、それで單に二十六名とか三十名とか云つて委員を選任しないで地方をよく代表し得るやうな委員を選抜したら何うかと思ひます、それ先づ私の考へますのは此委員を選出するに當りまして關東支部、東海支部、關西支部、大阪の提案の中に色々支部があります、斯う云ふ支部の中から二名乃至三名と云ふ風に各地方地方の意見を十分に代表して調査審議を進めるやうにしたならば萬遺憾なく調査を進めることが出来るだらうと思ふのであります、又一面には各地方地方の聲を十分に聞得るではないかと思ひますのでさう云ふ委員を選抜して戴きたいのであります、委員附託に對しては賛成であります。

○議長(久世庸夫君) 大體に於て委員附託と云ふことに付ては御異議ありませぬか(「異議なし」の聲起る) それでは委員附託と云ふことに致しますが、此委員の詮衡上に付て、今川崎市よりもお話がありました、何う云ふ風に致しますか、川崎の御意見としては、社団法人水道協會設立の件として大阪市より御提出になつて居ります之に對する支部區域は關東、東海、關西、中國、九州、東北、北海道、臺灣、朝鮮、滿洲と斯うなつて居りますが、此各支部の……

○二十一番關源三郎君(神戸市) 只今四十二番より問題が出て居りますが、員數が問題に上つて居りますが、私が先刻二十六名と申上げましたのは丁度川崎市の發議同様に議長に於て各方面の代表的の委員を御選抜を願つて、全般より適當に全國的のものをと云ふことを言落したのであります、私の意味としましては只今の川崎の仰せの如く、地方別に適當に選定を願ふと云ふ風に願ひたいのであります。

○議長(久世庸夫君) それでは御兩所の御意見が合致したやうてありますから、川崎に御相談を致しますか、員數はどの位で宜しうございますか。

○四十二番栗谷三男君(川崎市) 願はくば一地方に於て三名宛、丁度三十名であります、三名宛と云ふやうに選んで戴ければ結構と思ひます。

○議長(久世庸夫君) 必ずしも各支部三名と云ふやうなことに——それはどんなものでありませうか……

○四十二番栗谷三男君(川崎市) 必ずしも三名と云ふ譯ではありませぬが、成るべく代表は三名なら三名と云ふことに決めて戴いたなれば……

○議長(久世庸夫君) 例へばですね、此朝鮮支部、滿洲支部、臺灣支部となつて居ります、所を内地の支部と同様の員數で選抜するのでありますか、多少の取捨はお許し下さるのでありますか。

○四十二番栗谷三男君(川崎市) 適宜に取捨下さつて差支へありませんか。

○百二十七番八尾藤一郎君(和歌山市) 委員の選出に付きましては只今此私案として大阪市より御提案になつて居ります支部を平均して三名と云ふことは一寸出来ないかと思ひます、私は其の趣旨を汲んで各地方を網羅する上に於て適當に議長に於て御選抜を願ひたいと思ひます。

(「賛成」の聲起る)

○議長(久世庸夫君) それでは皆さん員數は三十名と云ふことに御異議ありませんか、(「異議なし」の聲起る) それでは甚だ僭越てありますが皆さんの御意見のやうに後刻詮衡して發表することに致します、それから引續いて御相談致したいのは全體を通じまして、議事の進行に關することであり、之迄の恒例に依りまして主として此衛生に關する問題、或は工務、事務に關する問題を分類致しまして分科の組織を以て討議を願ひましたのであります、今回は如何でありますか、此全體の御提出の議題の中で衛生に關する議題が相當あるやうですが、一つは此先刻お断りましたやうに議場の都合等もありませんが、先づ以て此衛生に直接關係のある問題が私の計算では約三十四問題あるやうてありますが、之丈を三部會と云ふことに致しまして、工務と事務の分は其の第三部會に所屬せぬ殘

餘分のを一つにしまして一、二部會——一、二部の分科會と云ふことで當議場で御協議を願ひます、

衛生直屬の三部の方は當市の市會議事堂が市廳内にありますから、そちらで御協議を願ふと云ふやうなことに致しました方が、土地の情勢上便宜ではなからうかと云ふやうな意見を持つて居るのであります、如何でありますか(「賛成」の聲起る)それにお任せ下さればさう云ふ風に取計らひたいと存じます、それは一寸私の考へました此第三部に所屬する問題と申しますのを一寸御報告致して見たいと思ひますが、第五、第三十五、同じく三十六、同じく三十七、(此時「もう一回願ひます」と呼ぶ者あり)第五、第三十五、三十六、三十七、四十九、五十、五十一、五十三、五十四、五十六、六十一、六十二、六十三、六十八、八十一、八十九、九十、(此時「早過ぎますもう一度五十六から願ひます」と呼ぶ者あり)それぢや、五十六、六十一、六十二、六十三、六十八、八十一、八十九、九十、九十二、九十三、九十五、百二、百四、百八、百十三、百十四、百十七、百二十一、百三十四、百四十四、百四十六、百四十七、百四十八、百五十五、以上合計三十四問のやうてあります。

○十二番島崎孝彦君(大阪市) 報告と研究問題が大分あるやうてありますが、之も一緒に御研究を願つた方が宜からうと思ひます。

○議長(久世庸夫君) 何誰か一寸御覽下さつたお方に……

○十二番島崎孝彦君(大阪市) 後で宜しうございます。

○二百十六番上田研介君(福岡市) 報告は全部第三部分科會に屬するやうてでございますから左様御承知を願ひます、それから研究問題の第一問之亦第三部分科會に屬するやうてありますから之亦御承知を願ひます、以下は全部第一、二部會に屬するやうてありますから御承知を願ひます。

○議長(久世庸夫君) それでは大略此三部の分科會に移す事項は右様に御承知を願ひまして如何でございますか、此第三部分科會は前刻申しましたやうに先づお差支へなくば此市廳舎内の議事堂で議事をお進めを願ひたいと存じますが、此部會の分科會の會長は今度は何誰にお願ひ致したら宜しうご

ございませうか、御意見を徹したいと存じます。(此時十二番島崎孝彦君(大阪市)「議長に御指名を願ひます」と呼ぶ)便宜上私からお願ひ致しまして宜しうございますか——それは御面倒でありますか、東京の竹内松次郎先生に第三部分科會長をお願ひ致したいと存じます、何うぞ宜しうお願ひ致します、と致しますと第三部以外の第一部乃至第二部は一緒に致しまして分科會を此議場で開催致したいと存じます、此會議長を如何致してよろしうございませうか。

○十二番島崎孝彦君(大阪市) 此方は主催地の方にお願ひした方が宜からうと思ひますが——矢張り主催地の方にお願ひしたいと存じます。

(「賛成々々」の聲起る)

○議長(久世庸夫君) それでは便宜上甚だ僭越てありますが、さう云ふことに取計らうことに致しまして、それを甚だ何ですが、第三部の分科會にお移り下さる方の議席の御番號を此方の主催者側に御通告を願ひたいと存じます。

○二百十六番上田研介君(福岡市) 初めから何うぞ、「東京二番と四番」と呼ぶ(東京から始めまして順次に各地毎に一つお願ひを致します)、「京都市十番」「大阪市十三番、十四番」「横濱市ありませぬ」「神戸市二十三、二十四」「名古屋市ありませぬ」「函館市、小樽市ありませぬ」「室蘭市、淀橋町、青梅町、玉川水道、江戸川上水ありませぬ」「荒玉水道四十、堺市四十一」「川崎四十二」「尼崎四十八」「明石市五十」「長崎市五十七番」「大津市八十一番」「鳥取市百一番」「岡山市百七番」「廣島市百十番」「吳市百十三番」「宇部市百二十五番」「小倉市百四十六番」「若松市百五十番」「別府市百七十番」「中津市百七十三番」「鹿兒島市百八十六番」「釜山府百九十五番」「朝鮮總督府二百二番」「臺灣總督府二百五番」「南滿洲鐵道二百十四番」「福岡二百二十三番」

○八十三番安部源三郎君(岐阜市) 問題に依て第一、二部の者が三部の方に出ました時には一、二部の者が三部の方に出て行くことと云ふことに付ては差支ありませんか。

○議長(久世庸夫君) それは一地方から大勢さん出て居られない所は已むを得ないと思ひますが。

○八十三番安部源三郎君(岐阜市) それでは八十三番をお願ひします。

○二百十六番上田研介君(福岡市) それでは此方から一遍讀みますから落ちのないやうに願ひます、二番、五番、十番、十三番、十四番、二十三番、二十四番、四十番、四十一番、四十八番、五十番、五十七番、八十一番、百一番、百七番、百十番、百十三番、百二十五番、百四十六番、百五十番、百七十番、百七十三番、百八十六番、百九十五番、二百二番、二百五番、二百十四番、二百二十三番——それでは御面倒ですが彼方にお移りの方は議席番號札を此方から持つて上りますから左様御承知を願ひます。其の他御隨意にお出でになる方は分科會長に適宜番號を御通告を願ひたいと存じます。

○議長(久世庸夫君) それでは暫く休憩致します。
于時午後二時五分(休憩)

(二) 第一(事務) 第二(工務) 分科會速記録 (第一日)

十月十五日(午後二時三十五分開會)

三五六

○議長(久世庸夫君) それでは之より一、二部會の分科會を開議致します、如何でせうか、此御提出になつて居ります所て今回御不參の所があるやうであります、その議題は自然消滅と致して宜しうござりせうか(「異議なし」の聲起る) それでは議事の進行上御配付致しました此の提出問題の此の順序に依りまして議事を進めたいと思ひます。

○百八十三番樺山可也君(鹿兒島市) 一言議事の進行に就てお願ひがございます、大分に問題を見ますると既に前回の協議會に於て大體済んで居る問題がありはしないかと思ふのであります、進行上之は成るべく省略致して進行さして戴きたいと思ひます。

○議長(久世庸夫君) 第一問、第二問、第三問、第四問、此御提案市の上田市は不參のやうであります(「此時」省略願ひます)と呼ぶ者あり) 自然消滅として省略して進行致しませう、(「異議なし」と呼ぶ者あり) 第五、之は第三部に移しました、第六一應朗讀。

(六) 濾過速度ノ緩、急利害得失ニ關スル件
緩速濾過ト急速濾過トノ利害得失ニ關シ御高見拜聽シタシ

提出者 高 知 市

○百三十五番澤村祥輔君(高知市) 之を撤回致します、電報を以て申上げて置ましたのであります、……

○議長(久世庸夫君) 只今御提出者から御撤回になりましたので左様御承知を願ひます、次は第七(七) 給水使用料計算方ニ關スル件

水道使用者ガ月ノ半途ニ於テ轉居シ轉居先ニテ引續キ水道ヲ使用セシ場合(例ヘバ元ノ住所ニ最低水量ノ半量以內、轉居先ニ於テモ最低水量ノ半以內ヲ使用セシトキ)ハ前後通算シテ使用料金ヲ計算スルヤ將夕前後各別ニ計算シ徵收スルヤ御取扱振承リタシ

提出者 高 知 市

○百三十五番澤村祥輔君(高知市) 此提案に付きましては各市より詳細なる御回答に接し十分でありますから何うか御進行を願ひます。

○議長(久世庸夫君) 只今御提案市の仰しやる通りでありますから進行を致します、次は第八。

(八) 公設消火栓ヲ消火演習用トシテ私設消防團體ニ使用セシメラル、ヤ若シ使用セシメラル、トセバ之ガ使用料金ヲ徵收セラル、ヤ御取扱振承リタシ

提出者 鳥 取 市

○九十九番楠城嘉一君(鳥取市) 回答に依りまして諒承したやうな次第であります、此點諒承を願ひます。

○議長(久世庸夫君) それでは進行致します、第九

(九) 量水器取付後幾月ヲ經ルニ從ヒ綠色ノ錆ヲ生ジテ遂ニ汚腐ス該錆ヲ脱却スルニ當リ非常ニ手数ト時間ヲ要ス之等ハ藥品等ヲ塗抹シ又ハ液體ニ浸シテ容易ニ脱落スル方法アラバ承リタシ

提出者 室 蘭 市

○議長(久世庸夫君) 何か御説明は……

○三十番原田惣助君(室蘭市) 回答に出て居りますから進行して下さるやうに……

○議長(久世庸夫君) 御提案市の何て之も進行致します、第十

三五七

○十八番松前治廣君(横濱市) 議事進行に付て今讀まれて居るのは大變結構てありますが、理由とか説明は御省略なされた方が議事の進行上大變都合が宜からうと思ひますが、

○議長(久世庸夫君) はい、承知しました。

(一〇) 本市ハ將來計量給水制度ニ改メントス、就テハ放任専用栓ニ量水器ヲ取付ノ爲メ相當ノ装置ヲ要ス然ルニ計量制度ニ改ムルトセバ該工費ヲ各自ヨリ徴收セサルベカラズ各都市ハ如此場合ハ工費ヲ徴收セシヤ

理由

計量器ハ市ノ取締上必要ナルモ使用者ノ利益ヲ計ルニアラズ故ニ市ノ負擔スルヲ穩當ト思料セラル然ルニ計量給水者ニ對シ從來市ハ該工費ヲ徴收シ居ルヲ以テ爾後ノ分ニ對シテノミ市ハ負擔スルハ甚ダ遺憾ノ感アルヲ以テナリ

提出者 室 蘭 市

○議長(久世庸夫君) 何か御説明がありますか。

○三十番原田惣助君(室蘭市) 回答に出て居りますから進行して下さつて結構てあります。

○議長(久世庸夫君) それでは宜しうございますか、進行致しますか、十一。

(一一) 放任共用栓ヲ計量器ニ改ムルトセバ一栓ニ對シ給水石數何程(最大數最少數)

提出者 室 蘭 市

○四番仲田聰治郎君(東京市) 東京市に於きましての實例を申し上げます、昭和四年度の前期に於きまして私設共用栓が二千九であり、一ヶ月使用水量が六立方メートル以内が八六二、百分率が四二%九、七立方メートルから八立方メートル迄が四一六、それが二〇%七一、九立方メートルより十立方メ

ートル迄使つて居りますものが三一八、之が一五%八三、十立方メートル以上のものが四一三て二〇%五六であります、之は實例を申上げて置きます。

○議長(久世庸夫君) 如何ですか、もう少し承りますか。

○三十番原田惣助君(室蘭市) 結構てあります。

○議長(久世庸夫君) それでは進行致しますか、第十二之は一寸お諮り致しますが、之は後の第三十二問と御併議願ひとうございますか、十二と三十二、御異議がなければ進行致しますが一緒に……

○百二十六番上田研介君(福岡市) 十二、三十二、百二十、同じ問題てありますから合併して、……

○議長(久世庸夫君) 十二、三十二、百二十ですか。

○百二十六番上田研介君(福岡市) さうです。

○議長(久世庸夫君) 此百二十と百十九と四十三は類似のやうでありますから一緒に願ひしやうかと思つて居りましたのですが、今のそれでは行きませんでせうか、今の御發議になりました……

○百二十三番桃田喜一君(宇部市) 本問題に付きましては各市より極めて詳細なる御回答を得まして満足でございます。議事の進行上此儘進行して戴きたうございます。

○議長(久世庸夫君) 提案市の御意見でありますから進行致しますか、第十三、之は二十三問と併議致しては如何でございますか、「異議なし」と呼ぶ者あり)それでは二十三と一緒に……

(一二)

量水器檢定ヲ受ケルニ當リ各都市ハ商工省ニ直接送付シ檢定ヲ受ケ居ルヤ或ハ

金門商會若クハ其他ノ商人ニ囑託シテ檢定ヲ受ケ居ル哉

参 考

商會等ニ囑託セバ中間ノ手數餘分ニ要スル嫌アリ商工省ニ直接送付シ檢定ヲ受ケントス而レバ組合ヲ組織シテ何等輕便ニ取扱ノ方法ヲ講シ嵩費ヲ除ク方法ヲ採用致度モノナリ

三六〇
提出者 室 蘭 市
提出者 山 形 市
(二三) 量水器ノ検定ヲ或ル營業者ニ代辨セシメタル處アラバ其ノ實績等承リタシ

(「御進行を願ひます」と呼ぶ者あり)

○議長(久世庸夫君) 進行して宜しうございませうか(「結構でございます」と呼ぶ者あり)では第十四之は百十一問と併議して如何でございませうか、岡山の御提案の百十一。

○百二十九番長尾幾之助君(徳島市) 本問題に付きましても各方面の多数の御答辯に預りまして提出者満足を致して居ります、尙十五、十六、十七、十八問とも議事の進行上同様でありますから左様御承知を願ひます。

○議長(久世庸夫君) それでは御提案市の御意見でありますから進行致します、十五も宜しうございませうか(「宜しうございませう」と呼ぶ者あり)十五、十六(此時「十八までです」と呼ぶ者あり)御提案市の御意見でありますから進行致しますが、十四、十五、尙十七問と三十一問と同様な問題でありますか(「何てありますか、(「異議なし」と呼ぶ者あり)それでは進行致します、十八まで宜しうございませう(「異議なし」と呼ぶ者あり)それでは進行致します、第十九。

(一九) 水道使用料ノ低減ヲ實施セラレタル處アラバ其ノ低減率等承リタシ

提出者 山 形 市

○九十五番工藤貞次君(山形市) 私は提案の山形市でございます、二十五迄何れも懇切なる御回答に依りまして満足致して居ります、進行を願ひます。

○議長(久世庸夫君) 御提案市の御意見でありますから進行致します、二十一問と豊橋市の百四十二問とは御類似的やうでありますか(「御異議ありませんか、百四十二、豊橋市如何ですか。」)

○七十八番竹村吉之助君(豊橋市) 差支ありません。

○議長(久世庸夫君) それでは進行致します、次は二十二、之も御提案市の御意見でありますから進行致します、二十三問も同様御提案市の御意見でありますから進行致します、二十四、之は四十四青森の御提出の分と類似のやうであります、進行致して宜しうございませうか、(此時「二十五迄」と呼ぶ者あり)それから二十五、二十九の仁川府の御提案と同じやうでありますから進行致します、二十六。

(二六) 鐵管内流速ノ緩急方内面附着ノ酸化物等發育ニ及ボス影響如何

提出者 福岡縣若松市

○議長(久世庸夫君) 御提案市何が御説明ありませぬか。

○百五十番桑原仁君(若松市) 本問題は回答に接しまして大體諒承致しましたが、尙どれ丈けにすれば鐵管内の悪瓦斯が発生又は既に発生して居る酸化物の發育を防止することが出来るであらうかと云ふことを更にお伺ひしたいのであります、若し全然防止することが出来なくても或る程度迄之を阻止することは出来はせぬかと云ふことに付きまして其の御経験があれば御説明が願ひたいと思ひます、此方面を御研究の方がありませんたら御發表願ひたいと思ひます。

○八十三番安部源三郎君(岐阜市) 若松市からの提案であります、此問題は一寸六かしい問題であるやうであります、私の承知して居ります所に依れば、若松市が以前大變此鐵管の送水管の鐵管のスケールが付いて居つたやうであります、其の後引續き其の送水管を使つて居られますか、或は其の後若松市に於ては何うなされて居るか、何う云ふ風に變更されたか序でに御發表を承りたいと思ひます。

○百五十番桑原仁君(若松市) 若松市の送水管は大抵十六吋でありまして延長は二千六百間あります、布設しました當時の流速は實際の流量が一寸不明でありましたから、普通に計算して見ますと毎秒二・九流れるやうになつて居ります、所が十九ヶ年を経過しましたる今日に於てそれが一・七五九と云ふ減少を見まして其の間年々に流速の減退と云ふものを調べたのであります、或る事情の爲めに其の目的を達成することが出来ず遺憾に考へて居ります、但し其間通水後十二ヶ年経過した時の流速を

計つて居ります、それは一・九二になつて居ります、それから見ますと云ふと通水當初に極僅かに出ましたものが年々給水戸數が増すだけ増して置きました、それから見れば流速が急になれば急になるだけ比較程度も少くなると云ふことになるやうに思ひます。それで最近給水量の不足を來すことになりましたので更に水壓の落差を大きく致しまして三・三三フィートと云ふ流速になつたのであります、所が之は反永久的の設備に依て斯う云ふ落差に致しましたが、果して此三・三三フィートと云ふ落差が適當か何年位持續することが出来るか、或は又其の間年々どの位減少するであらうかと云ふのが本問題を出した所以でございます。

○百四十二番水野綱太郎君(門司市) 御参考になるか何うか分りませぬが、私の方で調査したことを發表致します、送水管が年々送水量が減少すると云ふことはもう學者が研究して色々定義が出て居ります、又之は調査に依て事實減るに違ひないのであります、其の事實以上に減少すると云ふやうな結果が生じた時には私の方にあつたやうな原因があるのぢやないかと思ひますから私の方にあつた原因を御参考にお話し致したいと思ひます、本市も大部送水量が減じた事があるのであります、計算しますと何うしてもつと水が來なくちやならない、もつと計算すると水が來なくてはならないのにオールドパイプの爲めにこんなに水が來ないのか何うかと思つて色々考へて見ても何うしても分らない、其の爲めに本市に於て送水管の數ヶ所に於て山に登る所の箇所が數ヶ所あるのであります、約一萬二千……一ヶ所あります、餘り長いものがありまして多分土が詰まつたのではないかと思ひまして山に登る所の鐵管を思ひ切つて切つて見ました、所が想像通りに鐵管の徑が約半分以上は土砂で詰まつてしまつて丁度制水弁で閉めてしまつたやうな恰好になつて居ました、さうして工事中に注意の足りなかつた點があつたかも知れませぬが、測量用のポールが出たと云ふやうな事がありました、色々長い間に送水管中に入つたものが全部山に上る所のバンドの所に詰つて其處に土砂が固く殆んどコンクリートのやうな状態で詰つて居た、それを取つた結果若干送水量が増したやうに思ひます、それは

何分送水管を切ると云ふやうなことは、殊に本市のやうに常に斷水で脅かされて居るさう云ふ懸念のある所は數ヶ所澤山ありますけれども切つて見ると云ふ機會がないのであります、僅かに一ヶ所切つた丈けてあります、他にもさう云ふやうな所があるだらうと想像して居ります、それからもう一つは今擴張工事として送水管を、二十年前布設した所の送水管を併行して布設工事中に發見したのであります、排氣弁の蓋がコンクリートでカバーしてしまつて表面から分らないと云ふ状態であつた爲めに其處に排氣弁があるか何うか分らぬ、其の建設當時の人は居ないし、圖面もハツ切りした圖面がなかつた爲めに其の排氣弁のある位置を知らなかつたのであります、それで排氣弁の所の蓋が掩はれて居つて水が約一間位上のコンクリートの高さに四方に噴いて居りましたから相當の水量があるやうに思ひますが、それを發見致しまして今度修繕致しました結果少く共一ヶ所に付て千石以上の送水量を増したやうに觀察されるのであります、斯う云ふやうな事はまだ工事の進行中でありまして他にもあるかも知れませぬと思ひますが、先程申上げましたやうに送水管が約徑の半分以上も詰まつて居るとか、途中の水が非常な勢で噴いて居るとか、何處かの場所に通つて表面に表はれない爲めに遂に氣が付かぬやうなことがあるやうに思ひますから、無論以上の注意をしたなればまだ其の他にも何處かに何か原因が發見されるかも知れないと思ひます、御参考になるかならないか知れませぬが、有りの儘を一すお話を致しました。

○八十三番安部源三郎君(岐阜市) 若松市に申上げますが、七八年前の鐵管とスケールが大きくなりましたか何うかそれを一つ……

○百五十番桑原仁君(若松市) 特にスケールの大きくなつたかならぬかを調べる爲めに鐵管を切つたことではないのであります、丁度六七年前と思ひますが、随分水害がありましたして布設改良の爲めに中を調べたのであります、所が……の状態で、一番高いのが約二十五ミリ低い所で六ミリ位であります、其の程度であります、其の後五六年前に調査を致しました、其の後まだ何も調べたことはいませ

ぬ。
○議長(久世庸夫君) 何うですか、進行致して宜しうございませうか、「(進行々々)」と呼ぶ者あり(それでは二十八)。

(二八) 水道使用料滞納者ニシテ市外轉住者ニ對シ滞納金ノ徵收ヲ囑託シタルトキハ受
囑市町村ハ(受囑市町村ハ水道直接關係吏員力主トナリテ)最モ速ヤカニ徵收ノ
上送金處理スルコトニ協定シテハ如何

提出者 福岡縣若松市

○百四十九番岩崎安保君(若松市) 之は本問題に書いてあります通り速かに取扱つて戴くことにお願ひ
しまして進行して戴きたいと思ひます。

○議長(久世庸夫君) 進行致します、二十九問は済みました、次は三十、之は三十四問と一緒にしては
如何てありますか。

(三〇) 配水本管内部ノ掃除(排水口ノ外)施行セラル、所アレバ其ノ方法承リタシ

提出者 仁川府

(三四) 鐵管又ハ給水管中ニ發生セル鐵バクテリアノ除去方法ニ對シ實驗セラレシ箇所
アラバ承リ度シ

會社附屬地ニ於テハ蓋平又ハ海城ニ會テ鐵バクテリアニテ給水管ノ閉塞セラ
レタル事實アリ近頃又郭家店ニ之ニ類似ノ状態アリ之ガ改善策ヲ講ズルノ資
料ヲラシメントス

提出者 南滿洲鐵道株式會社

○二百一十一番郡新一郎君(南滿洲鐵道株式會社) 三十四番の提出しました此問題に付きましては之を瓶に詰めて
持つて参りました所が途中で毀れましたので、それを又更に申送りしました爲めに今日間に合はなかつ

たのであります、給水管の中に鐵バクテリアが入りまして沈澱致しましたのであります、之は多分第
四日目の十八日頃には皆様に目に懸けることが出来ると思ひますからそれを御覽下さつたなれば又
一段と進んだ方法がありはせぬかと思ひますのでサンプルが到着致しましたら御再考をお願ひしたい
と思ひます。

○百九十四番長谷川與市君(仁川府) 三十の問題は三十四滿鐵と同一の問題であります、各市から色々
の御回答に依りまして大變結構でございます、御進行を願ひます。

○議長(久世庸夫君) 三十一號、三十二號は済みました、三十三號。

(三三) 土地收用法第二條ノ四水道用地收用ニ關スル取扱手續改正方建議ノ件

提出者 川崎市

○四十二番栗谷三男君(川崎市) 川崎市提案第三十三問題に就きまして御説明を致します、本問題は元
來事、立法事項であり一般法規上に關するのでありますから其趣旨の貫徹に當りましては仲々困難な
る事柄であります、而も問題の性質上全國市長會議に於て協議せらるべきが至當であるやうに思はれ
ますけれども敢て本上水協議會に提案します所以は御承知の如く水道創設又は増築工事を施行の
場合に如何しても相當の敷地を購入せざるべからざること従而他の事業と異り、本土地收用法適用
の必要が多々生ずるのであります、故に本法適用上に於ける便不便是水道用地の買収に不尠ざる影響
を及ぼし、延いては水道事業の如き衛生設備であり、火防設備である此重大なる施設を速かに爲す事
の出来ない事が往々あるのであります、其の目的を速かに達することが出来ない場合が生ずる、殊に
最も緊急を要する場合には、何等法ありて法なきが如き状態に陥るのであります、茲に於てか本上水
協議會に於て當該案件を御可決を願ひ、以て其の筋に陳情するか、或は一般全國市長會議に其の決議
文を送致して該市長會議の應援を乞ふなりして其の趣旨の貫徹を期するならば如何に上水道布設上稗
益する所多きかを考へまして、茲に提案したる次第であります、今土地收用法の規程を御參考迄に述

べ其の不備なる點を指摘して御考慮を煩したいと思ひます、土地收用法第二條「土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業ハ左ノ各項ノ一ニ該當スルモノナルコトヲ要ス」とありまして其の第四號に水道は其の事業に含まれる旨を規定し、而して第十二條及第十三條に土地收用又は使用する事を得る事業は内務大臣の認定を要する旨、並に夫れに關する手續を規定して居り第十九條に於て事業の認定に關する公告規程を定め、第二十二條には其の公告後に於て水道企業者と土地所有者及其關係人と更に協議を爲し若し其の協議相調はざるか又は協議を爲し能はざる時初めて土地收用審査會に其の裁決を得るものなりとありまして、全く土地收用法の意義を爲さないものであります、何となれば元來水道事業は内務大臣の許可を必要とするものであるが、其の許可を受けたるものを又内務大臣の認定を受ける事となり、丸て二重の手續を踏む嫌ひがあり、のみならず而も其の事業認可を受ける迄各所の先例を見まするに、二ヶ月以上を要して居り認定を受けたる後審査會の裁決を得る迄には少くとも更に二ヶ月以上の期間を要し、都合四ヶ月間の時日を費すのであります、然るに水道事業の如きは左様な餘裕を置き施行を爲す筋合の事業ではなく、今夏斷水するか否かの問題に處する場が多い爲め本法の適用を受けて土地を買収せむとすれば、四ヶ月以上も掛り、土地所有者と協議を調へむとすれば足元に附込まれ、法外なる價格を申出られ、一步も譲歩する所がないのでありますから、斯うした買収上の困難より脱却すべく、設計を變更せむとすれば、内務大臣の許可を受ける事となり、之又相當なる期間を要すべく、故に結局不當なる價格を以て買収を敢てせざるべからざる事となり、重大なる使命と目的とを有する水道事業を遂行する上に斯かる不便、不合理なる轍を踏まざる可からざるが如きは誠に遺憾の次第で、何故に土地收用法を設定せられたるか、其の解釋に苦しむ所であり、故に此生活必需品を供給する水道の如き事業に對して土地收用法適用上より、より便宜を得せしむべく改正を願ふ事は目下焦眉の急務でなければならぬと思ひます、目下横濱市水道局に於ても擴張工事を爲さむが爲めに、其の敷地の買収に掛けて居るやうですが、實に地主との協調に於て困難を感じ、買収不

能の様にも見受けられます故に本問題を提出し、そして滿場一致の賛成を得て其の筋に陳情せむとするものであります、尙終りに土地收用法に於ける補償金の供託に關する規程を説明をしたいと存じます、本法に於て補償金を供託し得る場合に補償金を受くべきものは其の受領を拒み、受領し得る能はざるとき企業者が過失なくして補償金を受くべき者を確知すること能はざるとき、其の他二三の場合であります、之等の規程は皆土地收用審査會の裁決後の問題で其の土地の所有權の取得に就ては何等關係のない規程であるが故に何れから見ても本法は不自由なる規程であるのであります、吾人の希望せんとする所は水道事業の如きは其の事業の認定も省略し又裁決なき前に土地所有者と企業者との間に協議相調はざるときは、直ちに其の土地に相當する時價を供託し事業に着手することを得るやうになし、裁決の如きは後廻しに爲し得るやう、立法せられたれば良くないかと思ひます、兎も角も、事立法事項でありますので、吾等上水協議會の干渉し得らるべきものでないものであります、要は水道事業の創設並に擴張を寸時も早く施行出來得るやうに立法して頂くやう、其の筋に陳情すると云ふにあるのであります、以上を以て本問題の説明に替へるのであります、願はくば滿場一致御可決あらむことを切望する次第であります。

○一番武藤麒麟郎君(東京市) 只今川崎市から色々御主張、御説明になりました事柄は誠に御尤もな事柄であります、何誰も御異存ないと思ひますが、一寸私から申上げて置きたい事は只今の御説明に依りますと、此問題に依れば内務大臣の許可認可があつた其の上に更に事業の認定を受けると云ふことは必要がないぢやないかと云ふことが根本のやうでありましたが、さう云ふ意味の上に於て尙更に便宜な處置を講じて欲しいと云ふやうに承りましたのですが、實は昨年の上水協議會に於きまして滿場一致御承認になり、既に實行委員に於て當局に陳情してあります所の水道條例改正案に於きましては此點に付て考慮を拂つて居りますから、川崎市の方も御出席でありましたから御承知と思ひます念の爲めに其の陳情してありますものを茲で讀上げて見ます、水道ヲ布設セントスルトキハ内務大臣

ノ認可又ハ許可ヲ受クヘシ但シ勅令ヲ以テ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラス、内務大臣ハ前項ノ認可又ハ許可ニ對シ必要アリト認ムルトキハ命令ヲ附スルコトヲ得」之が第七條であります、而して第九條には「水道ノ布設ニ必要ナル土地其ノ他ノ收用又ハ使用ニ付テハ第七條ノ認可又ハ許可ヲ以テ土地收用法ニ依ル事業ノ認定ト看做ス」斯う云ふ風に建議してあるのではありません、先程申しました通り之は既に本協議會として建議實行中でありますから再び建議する必要はなからうと思ひます。

○十八番松前治廣君(横濱市) 私は今申さうと思ひましたのでありますが、一番から大體お話が出ましたのでありますが、實際川崎市の言はれます通り土地收用と云ふことが事業上一大難關であると云ふことは現に私は痛感致して居る一人であります、併乍ら凡そ他人の權利を自分のものにしやうと云ふやうな問題でありますので、さう簡単にやると云ふことは一寸問題が大きいかと思ふのであります、併乍ら今東京市が言はれましたやうに事業認可を受けた上に再び收用法に依る認可を受けなければならぬと云ふやうな二重の手續をすると云ふことは無駄である、此機會に於て條例を改正し所謂水道法と云ふものを申請して、之に依て事業認可、土地收用の認定も爲し得ると云ふ程度にしたら如何かと考へる次第であります。

○四十二番栗谷三男君(川崎市) 只今一番の御説明に依りましてハツ切りと分りました、私寡聞にしてそれを承知致しませぬのであります、さう云ふ改正案が出て居ると云ふことに付きましては非常に結構であります、尙理事者に於かれましては極力斯う云ふ改正案を執行の域に到達するやうに御努力あらんことを御願ひ致したいのであります。

○議長(久世庸夫君) それでは一つ理事者に於かれまして其の目的の貫徹に一層御配慮を願ふことに致しまして進行致しませう、三十四が済みまして三十五は第三部に移しました、三十六、第三十七然り、三十八號は如何です。

(三八) 昭和式並ニNM式水管接手ノ成績及之ヲ消火栓用トシテ使用シタル所アラバ其

成績承リタシ

理由

本市施設ノ消火栓接手ハ捻子式ニシテ不便ナルモノト認メラル依テ最近發表サレタル前記ニ式ノ成績ヲ調査シ改造ノ参考ニ資セントス

提出者 仙臺市

○八十六番鈴木富太郎君(仙臺市) 三十八問としましては各市から御回答を得まして誠に満足を致したのでございます、併し尙此御回答の外の都市で御研究なさつて居る所がありますればそれを承りたいと思つて居るのであります、尙此外に御回答の中に小倉市に於てNM式の水栓接手を御使用になつたやうな御回答がございますが、之は單に水管接手にのみ御採用になつたのでありませうか、それとも消火栓の方にも御採用になつたのでありませうか、此點小倉市に一寸お尋ね致します、尙最近或る都市に於て御採用になつた都市があるやうに聞きますが、若しもさう云ふやうな都市がありましたればそれも承りたいと考へて居ります。

○百四十五番出口勇夫君(小倉市) 只今三十八に付て御質問がありました、生憎くと此處に書類を持つて居りませぬが、市の消火栓の方には採用したことはないと思ひます、左様御承知を願ひます。

○議長(久世庸夫君) 進行して宜しうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○四番仲田聰次郎君(東京市) 町野式のものを使つて居ります、町野式許りてなく他の式のものも使ひたいと思ひまして色々研究しましたが此處で其の内容を申上げる譯には行きませぬ、それを使用する案を立てたのであります、………抵觸して居つて現在繫争中であると云ふやうなことであります、さう云ふ議論が生まれて、實はまだ新しいものに付て研究して行くので使つて居らぬのであります、實際に事故を生じたと云ふやうな實例がありますので之に對しては經驗はありませぬけれども、斯う云

ふ問題があつたと云ふことをお話申上げて置きます。

○七十番中島貞一郎君(足利市) まだ協議會へ加入をして居りませぬが、桐生市に於ては多分昭和式を採用すると云ふことでありますが、只採用すると云ふことになつたので使用は致しませぬか知れませぬが、其の事丈けを質問者の方にお知らせを致します。

○議長(久世庸夫君) 宜しうございますか、進行致します、三十九問。

(三九) 鹽素滅菌機ハ濾過池ト配水地トノ距離遠隔ナル場合ニ於テ何レノ附近ニ装置スルヲ適當トスルカ各市ノ狀況ヲ承リタシ

理由

本市鹽素滅菌機ハ濾過池ニ接続シタル集合井ニ装置セラル然ルニ配水池ニ至ル距離遠隔ナル本市水道ノ如キ場合ハ配水池附近ニ装置スルヲ適當ナリト認メラル依テ各市ニ於ケル此等ノ關係ヲ調査シテ參考ニ資セントス

提出者 仙 臺 市

○八十六番鈴木富太郎君(仙臺市) 此三十九、四十、此二つは私の方から提出致しました問題で何れも詳細なる御回答を得まして此二つ共満足する次第でございます。

○議長(久世庸夫君) 御提案市の御意見ですから進行致します、三十九、四十を済ませまして、四十一號、之は百五十二問の函館の御提議の分、尙百五十六の吳市の分と合併に願つては如何てせうか(「異議なし」と呼ぶ者あり)百五十二、百五十六、四十一。

(四一) 鉛管破損防止水壓調整器ヲ取付ケラレタル都市アラバ其成績承リタシ

提出者 宇 都 宮 市

(一五二) 水衝作用ニ依ル給水管ノ破裂ヲ防止スル爲各市ノ採用セラル、方法承度

提出者 函 館 市

(一五六) 高地、低地ヲ同一配水管ニテ給水スル場合低地部(管内水壓一〇封度)ニ於ケル給水栓開閉ニ依ル各戸支管ノ鉛管破損防止ノ方法アラバ承リタシ

提出者 吳 市

○六十七番佐藤政右衛門君(宇都宮市) 四十一番は御進行を願ひます、尙四十二番も御進行を願ひます。○議長(久世庸夫君) 御提案市の御意見でありますから進行致します、四十一、四十二、進行致します、四十三、七十三、高砂町の御提案、百十九、百二十和歌山市の提案併議致しては如何てありませうか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(四三) 計量制ニ於ケル共用栓使用料金徴收方法ニ關シ各地ノ取扱方ヲ承リタシ

提出者 青 森 市

(七三) 計量給水ニ於ケル共用栓及公設共用栓使用料金算定方法及徴收法各地ノ實況並成續承リタシ

提出者 兵 庫 縣 高 砂 町

○五十二番山田知秀君(高砂町) 各市より詳細なる回答を得て居りまするので満足致して居ります之て結構であります。

○議長(久世庸夫君) 百十九、百二十。

(一一九) 共用計量ニ於ケル使用料金徴收方法

(イ) 各戸ノ人員數ニ依リ計算ノ上使用料金徴收致シ居ルヤ

(ロ) 各戸平均ニテ使用料金徴收致シ居ルヤ

提出者 和 歌 山 市

(一二〇) 共用栓使用者中總代人ニ對シ特別ノ優遇ヲ講シ居ルヤ否

提出者 和 歌 山 市

○議長(久世庸夫君) 御提案市の御意嚮てありますから進行致します、四十四は二十四と併議致しまして済みました、四十五、四十六。

(四五) 上水道水源地設置ノ結果灌漑用水ノ缺乏ヲ來シ又ハ灌漑不能ニ至ラシメタル事例ナキヤ若シ事例アラバ其ノ處置ニ付承リタシ
提出者 朝鮮總督府

(四六) 灌漑用水其ノ他水ノ使用ニ關スル權利ヲ土地收用法ニ依リ上水道用トシテ收用シタル事例ナキヤ若シ事例アラバ收用補償額算出ノ方法ヲ承リタシ
提出者 朝鮮總督府

○二百一番樋口正名君(朝鮮總督府) 西宮市にお尋ねしたいのですが、契約を締結し補償制度をやつて居られますか、河川法か何かの認可を受けられましたか。

○五十一番佐々木榮君(西宮市) お答へ致しますが、此問題は私の方の水源を通つて居りますのは市外の地域でありまして、其の川は別に河川法の適用を受けて居るものでなくして地元から流水して居ります所の池の水を無償受けて居る譯であります、それから尙申上げますが、之に付きまして契約書も本日持つて来て居りますので何れ後刻御希望に依りましてお見せ致したいと思ひます。

○二百一番樋口正名君(朝鮮總督府) それで提案者満足でございます。

○議長(久世庸夫君) それでは進行致します、四十七問。
(四七) 上水ノ普及又ハ衛生上保全ノ爲常時ニ於テ上水ノ強制使用ヲ命ジタル事例アラバ承リタシ
提出者 朝鮮總督府

○二百一番樋口正名君(朝鮮總督府) 之も各市よりの御回答に依りまして満足致して居ります。
○議長(久世庸夫君) 御提案市の御意見でありますから進行致します、四十八問。

(四八) 滲透井ニ於ケル吹込土砂ノ防止方法並ニ計畫湧出水頭ニ關シ御意見承リタシ
理由

滲透井ヲ築造シテ伏流水源トスル場合或ハ唧筒井ニ併用スル場合地層ヲ構成スル砂粒ノ比重又ハ形狀等ニ依リ井底ヨリ吹込ミ沈澱ヲ起シ取水困難ニ陥ル事屢々ナリ、之ガ防止方法トシテ特殊ノ施工ヲ試ミラレシ事例アラバ工法成績等ニ就キ承リタシ、尙ホ湧出水頭ト砂粒ノ比重有效經等ニ就キ研究セラレシ向アレバ併セテ承リタシ
提出者 朝鮮總督府

○二百一番樋口正名君(朝鮮總督府) 之は目下擴張工事中であります、京城水道に付て試験したものでございますが、滲透井の底面積二十平方メートルで約一メートルの湧出水頭に對し一時間四十立方メートルの取水を爲すことを試験し得たのであります、其の時の湧出水頭三米を上げますと有效經の、五ミリ位の砂を吹込んで沈澱した結果を見ました、そこで計畫湧出水頭は二メートルと云ふことに決定致して居りますが、各地の湧出水頭の計畫湧出水頭と土砂の吹込みをお尋ねしたいと思ふのであります。

○九十三番齋藤匡則君(五所川原町) 一寸お尋ね致しますが、湧出水頭と云ふことは出る水位の高さでございますか。

○二百一番樋口正名君(朝鮮總督府) ナチュラル……サクシヨンをかけました時は低下した其の差を……

○九十三番齋藤匡則君(五所川原町) 此井戸の底から……
○二百一番樋口正名君(朝鮮總督府) 大體底からであります……
○九十三番齋藤匡則君(五所川原町) 私の方に實例がありますが、資料を持つて居りませぬが御必要な

れば何れ後からでもお送り致します、實例がありました、實驗を致しました。
○五十一番佐々木榮君(西宮市) 西宮市の伏流水送水に依て取つて居りますので、それに付きましても先程の契約問題も申上げたいと思ひますが——大體申上げますれば、私の方には詰り井戸のぐるりの側に水を濾過装置を兼ねた所の取水井を造りましてそれに依つて水を取つて居ります、濁水期に於きましてもサクシヨンパイプの上は何時三尺位の餘裕があることになつて居ります。

○二百一番樋口正名君(朝鮮總督府) もう一つお尋ね致したいと思ひますが、土砂の重みは主に——最もベルスチウの爲めに……早い所でありますが、防止する所がありましたら其處の装置に付いて承りたいと思ひます——御意見がないやうですから議了にして後から又お伺ひ致します。

○議長(久世庸夫君) 四十九、五十、五十一は第三部に移管致しましたから本日は之を以て議了致したいと思ひます、御苦勞でございました。
于時午後三時四十二分

第一(事務)第二(工務)分科會速記録 (第二日)

昭和五年十月十六日 (午前九時五十五分開議)

○議長(久世庸夫君) 是より開會致します、昨日御附託になりました五號議案の委員會、今朝來御開催下さいまして、委員會の意見が決定致しましたさうであります。御苦勞ですが委員長さんから御報告を願ひます。

○四番仲田聰次郎君(東京市) 只今は部會ですから、それは本會議に於て委員會の御報告を願はぬと不可ないと思ひます。

○議長(久世庸夫君) さうですか、是は部會の——分科會ださうでありますから、本會議まで一ツ……
○四十九番西出辰次郎君(明石市) 部會が之を御認めになりましたして、本會議に入られるのが穩當と思ひますか……

○議長(久世庸夫君) 委員會に附託になりましたのは本會議であります。夫れては今御注意もありませんが、委員會の報告は本會議に廻します。昨日に引續きまして、五十二號
(五二) 沈澱池設備ナキ水道ニ於テ源水濁濁ヲ除去スル最良方法如何、但平素ノ水質ハ濁濁ナシ

提出者 朝鮮總督府

○二百一番樋口正名君(朝鮮總督府) 是は三部會の方に御願致したいと思ひます、向ふの會の方に御願ひを致したいと思ひます。

○議長(久世庸夫君) 五十二號は第三部には移管させぬでした——五十三號は……

○二百一番樋口正名君(朝鮮總督府) いや特に御願ひをしたのであります。

○議長(久世庸夫君) 私の宣告しました分には五十二號は洩らしましたが、彼方に廻はしましたか。

○二百一番樋口正名君(朝鮮總督府) 私には一寸分りませぬが……
○議長(久世庸夫君) 私昨日の部會に宣告しましたもの、中には五十二號は洩らしましたが、彼方に移しませうか(二〇一番樋口正名君「御願ひしたいと思ひます」と呼ぶ)御異議無いやうですから、夫れては三部會の方に移しませう、五十三號、五十四號は三部の方に移しました、五十五號。

(五五) 緩速濾過装置(砂層砂利層等)全部時々掃除ノ要ナキヤ若シアリトセバ幾年位ヲ適當トスルヤ又實施セラレタル處アレバ其實況承リタシ

提出者 神戸市

○二十二番植村倉藏君(神戸市) 五十五番の問題は各市から澤山御回答を下さつて是で満足であります